

社会臨床雑誌

2002年02月24日

第9巻第2号

はじめに	1	
日本社会臨床学会第九回総会報告		
日本社会臨床学会第IV期 1999年4月～2001年3月 運営委員会総括	2	
2000年度決算報告	8	
記念講演 「静かな大地」の回復 - 環境・社会・文化	花崎 皋平 9	
シンポジウムI 「共に生きる」を検証する	19	
シンポジウムII 学校はどこへ行くのか	43	
内面性の消失 - 近代的自己の終焉		原田 牧雄 60
政府及び与党による「触法精神障害者」に対する特別立法立案に抗議するとともに「触法精神障害者」対策議論の中止を訴える	長野 英子 69	
「対策」は語るまい	長野 英子 72	
『社会臨床雑誌』八巻二号掲載の「出版記念シンポジウム『カウンセリング・幻想と現実』を読む」報告における野田正彰氏の発題部分に存する引用に対する引用部分著者からの誤引用発生の指摘		林 延哉 84
「映画と本」で考える		
昔から体育が嫌いだった僕は競争よりもチョコボチョコボが好き	森 樹 74	
沈みゆく国のかすかな希望	森 樹 77	
“この場所”から		
現代の魔女狩り? 児童相談所、児童虐待.....	山野 良一 82	
編集後記	86	
日本社会臨床学会第九回総会のお知らせ	表紙裏	

日本社会臨床学会編集

日本社会臨床学会第十回総会のお知らせ

日本社会臨床学会運営委員会

日本社会臨床学会第十回総会を以下のように開催します。

日程： 二〇〇二年七月六日(土) 七月七日(日)
場所： かながわ女性センター
(小田急線片瀬江ノ島駅下車徒歩。江ノ島内)

プログラム(案)

七月六日(土)

11:00～12:00 **定期総会**
13:00～17:30 **シンポジウムI**
18:30～21:00 **交流会**

七月七日(日)

10:00～14:00 **シンポジウムII**
15:00～16:30 **記念講演**

シンポジウムのテーマは「学校問題・教育改革」、「臨床に関わる問題(診断論、自己決定、インフォームドコンセント、患者の人権等)」を予定しています。また、記念講演では「人権を考える」といったテーマが候補に上がっています。

- ・参加費は未定です。
- ・宿泊は、会場センターが利用できます。素泊まり1610円(風呂付き2190円、朝食500円)、29人分(男19人・女10人)を確保しています。

(第十回総会実行委員長・小沢牧子)

はじめに

日本社会臨床学会編集委員会

2001年6月23日(土)・24日(日)に、北海道の札幌学院大学で、第9回日本社会臨床学会総会が開催されました。新たに、そして引き続いて第V期運営委員が選出されました。この第9巻2号は、新しい編集委員会によってお届けすることになりました。

本号は、第9回総会報告号になっています。第 期総括、会計報告、そして花崎さんの記念講演『静かな大地』の回復～環境・社会・文化～、シンポジウムI『共に生きる』を検証する～『健全者・障害者』問題を軸に～、シンポジウムII『学校はどこへ行くのか～『心の教育』問題を軸に～』の報告を掲載しました。今回の報告では、シンポジウムの討論をそのままに近い形で再現するようにしました。総会から随分と時間が経ってしまいましたが、総会の場に居合わすことが出来なかった方々にもその様子が伝わるように、そして居合わせた方々にも思い出していただければ、と思っています。

表紙裏を御覧いただくとわかるように、第9回総会報告集でありながら、すでに第10回総会の案内が載っています。ぜひ、目を通して下さい。

論文は3本あります。原田さんの『内面性の消失 近代的自己の終焉』は、哲学者の言葉をモチーフにした対話形式で、最近の子どもたちの根源に触れようとしています。長野さんの『対策』は語るまい」と政府及び与党による『触法精神障害者』に対する特別立法案に抗議するとともに『触法精神障害者』対策議論の中止を訴える』は投稿論文です。大阪教育大学付属池田小学校の事件を契機に急進した『触法精神障害者』対策に対して書かれた当事者からの関連しあう2つの論文です。ただ、薄幸の遅れのために、状況が変わってきています。近刊の当誌で改めて現状を踏まえた論文を掲載したいと考えています。

また、林さんの『社会臨床雑誌』巻2号の『出版記念シンポジウム「カウンセリング・幻想と現実」を読む』報告における野田正彰氏の発題部分に存する引用部分著者からの誤引用発生の指摘』を掲載しました。これは、第8回総会のシンポジウムで発題者の野田正彰さんが、学会編『カウンセリング・幻想と現実』上巻所収の林さんの論文『戦後日本におけるロジャーズ理論 学校教育を中心に』の一部を引用したことから始まっています。編集委員会の不手際もあって、遅ればせながら、その経過と内容について林さんに文章をお願いしたものです。ご迷惑をおかけした方々にお詫びいたします。

映画と本で考える には、森さんから2本の文章が投稿されています。「昔から体育が嫌いだった僕は競争よりもチョコボが好き」と『二兎を得る経済学』を読んでです。いわゆる書評というよりも、本から考え、思い巡らしたことが綴られています。まさに「本(を読ん)で考える」というものです。

この場所から には、山野さんが『現代の魔女狩り? 児童相談所、児童虐待・・・』を投稿してくれました。児童相談所での日常から見えてくるもの、考えるものを寄せてくれています。

最近、投稿が増えてきているようにも感じます。編集に携わる者としては、投稿によって雑誌を編めることはうれしいことです。発行時期の遅れなど、十分な対応が出来ていないことも多いのですが、会員をはじめとする読者のみなさんからの投稿を心より歓迎いたしますので、よろしくお付き合いください。

日本社会臨床学会第IV期(1999年4月～2001年3月)運営委員会総括 (2001年6月23日)

日本社会臨床学会第IV期運営委員会

はじめに

2001年3月を以て、1999年4月から始まった日本社会臨床学会第4期運営委員会は、その任期を終了するので、ここでは、その総括案を、第9回定期総会(2001年6月23日、札幌学院大学)に提出する。ご意見を伺いたいし、ご承認を得たい。(ただし、本誌本号では、この総括案が承認されたので、「日本社会臨床学会第IV期運営委員会総括」とする。)

以下、1 諸活動の企画と運営、2 『社会臨床ニュース』及び『社会臨床雑誌』の総括、3 本学会の現状と課題、4 第V期運営委員会に託するもの、の順に述べる。

1 諸活動の企画と運営

23名からなる運営委員会が、第IV期の諸活動に関して、企画、運営してきたのだが、そのための運営委員会を16回開いた。そこでの討論と決定に基づいて実行された諸活動は、次の通りである。

(1)第7回総会(1999/4/24～1999/4/25、東京・江東区森下文化センター)

シンポジウム いま、学校、教育はどうなっているか(赤田圭亮、佐々木賢、中島浩篤、加藤彰彦)

シンポジウム 先端医療の中の自己決定権とカウンセリングを考える(福本英子、篠原睦治、玉井真理子、竹内章郎)

(2)第8回総会(2000/4/29～2000/4/30、東京・法政大学)

シンポジウム 高齢社会の人間関係を考える～公的介護保

険制度発足の年にあたって～(加藤彰彦、杉浦政夫、武田秀夫、浪川新子)

出版記念シンポジウム 『カウンセリング・幻想と現実』を読む(小沢牧子、野田正彰、岡崎勝、井上芳保)

記念講演 「状況の中の人間」ということ～甲山事件25年の私的総括のために～(浜田寿美男)

(3) 秋の合宿学習会(1999/9/11～1999/9/12、東京・よみうりランド会館)

医療・福祉に囲われていく老、病、死を考える

・高齢者ケアと介護保険を考える(加藤彰彦)

・終末期医療問題を考える(阿木幸男)

・脳死・臓器移植の現在を考える(篠原睦治)

(4) 学習会(2000/7/9、東京・文京区勤労福祉会館)

改訂精神保健福祉法と移送制度を考える～「人権・カウンセリング」問題と重ねて～(広瀬隆士、三輪寿二、篠原睦治)

(5) 夏の合宿学習会(2000/8/26～2000/8/28、神奈川・伊豆湯ヶ野温泉)

『カウンセリング・幻想と現実』を読む(その二)(中島浩篤、武田秀夫、広瀬隆士)

北海道で考えてきたこと・総会で論じてきたこと(林恭裕、篠原睦治)

(6) 学習会(2001/1/21、東京・文京区勤労福祉会館)

「少年犯罪」をどう考えるか(佐々木賢)

(7) 『カウンセリング・幻想と現実』(上巻「歴史と理論」、下巻「生活と臨床」、2000年1月)の発刊

(8)『社会臨床雑誌』7巻1号～8巻3号(全6冊)の発行

(9)『社会臨床ニュース』35号～40号(全6号)の発行

なお、2で詳述するが、(1)～(5)の記録は、『社会臨床雑誌』7巻1号～8巻3号に掲載した。(6)に関しては、同誌9巻1号に掲載。また、(7)に関する討論は、第8回総会および上記(5)の学習会で開始され、『社会臨床雑誌』で継続している。

2 『社会臨床ニュース』及び『社会臨床雑誌』の総括

(1)編集方針

論文やエッセイの中で、あるいは総会や学習会など学会の諸活動と関連させて、第III期から受け継いできたテーマを深めていくことが編集方針の柱である。また、「精神障害者の移送制度問題」など新たなテーマを丹念に追いかけることにも雑誌・ニュースの多くのスペースを当ててきた。

2000年1月に発行した学会編『カウンセリング・幻想と現実』(現代書館)をめぐる討論を紹介していくことも今期方針の重要な柱である。

(2)第IV期の編集作業

『社会臨床雑誌』7巻1号から8巻3号まで、『社会臨床ニュース』は35号から40号までが第IV期編集委員の仕事となっている。

『社会臨床ニュース』では、総会、合宿、学習会の案内、報告、参加者の感想などを掲載してきた。他に学会編『カウンセリング・幻想と現実』の発刊のお知らせを載せ、巻頭エッセイとして菊地泰博、梅村浄の文章を掲載した。

『社会臨床雑誌』で展開されたテーマは以下の通りである。

・『カウンセリング・幻想と現実』をめぐる討論

2000年1月に発行した学会編『カウンセリング・幻想と現実』の紹介とそこで提起された問題を深めていくことは今期編集方針の大きな柱であった。まず、第8回総会において出版記念シンポジウムを行い(8巻2号)2001年の夏合宿においても継続して討論を行った(8巻3号)。井上芳保の論文「構築主義社会学から社会臨床の知へ」(8巻1号)、「映画と本」で考えるコーナーにおいては浜田寿美男の「人々がカウンセリングに求める『幻想』とカウンセリングが人々にもたらす『現実』」(8巻2号)、伊藤進の「カウンセリング批判の書」(8巻3号)、斉藤寛の「格闘、表現、祈り」(8巻3号)は当書について書かれたものである。また、発行のお知らせとして小沢牧子の『カウンセリング・幻想と現実』(上下巻)が刊行されました(7巻3号)を掲載した。

この一連の議論や論文の中で主なテーマとなったのは、第一に、広く浸透しているカウンセリングの幻想の中で、この本がどれだけの力をもつのか、というテーマがある。この本のカウンセリング批判の力はどれだけ浸透力をもっているのかという点である。本の厚さや形式から「幻想と現実」という二分法的視点、更にその幻想、現実に入り込んでいく分析の仕方にも議論は及んでいる。次に、この第一のテーマとからんで、こういった状況の中だからこそ臨床を問い続けていく営為を深めていくべきなのか、それとも今までとは違った「より良い社会臨床の知」を求めていく方向性を探っていくのか、というテーマも議論されていた。

・「社会臨床の知」をめぐる論争

社会状況の中での臨床的営為を問い続けていくのか、「より良い社会臨床の知」を求めるのか、というテーマは学会のあり方にかかわるものである。それだけに『カウンセリング・幻想と現実』をめぐる論争をこえて議論されていった。

井上芳保の「なぜ、私はセラピー文化を全否定しないのか」(8巻3号)、林延哉の「社会臨床学会はよりよいカウンセリングを模索すべきなのか？」(8巻2号)、「2000年度社会臨床学会夏の合宿報告」(8巻3号、発題者は中島浩篤、武田秀夫、広瀬隆士)はこのテーマを

追っている。

このテーマは学会設立当初からあった議論にかかわってくる。つまり学会の名である「社会臨床」という言葉にどういう意味を託するのか、というテーマである。学会は「社会臨床学」という新たな学の創設をめざすのか、それとも「社会」の中で「臨床」を問い続けていくのか、というテーマにつながっている。私達が具体的に「臨床の場」に切り込んでいく時、どのような視点をもっていくべきなのか、臨床的営為の問題点を批判する視点をより深めていくべきなのか、それとも「より良い社会臨床」を模索すべきなのか。また知あるいは学に対してどういう態度をとっていくのか、新たな知・学を求めていくのか、それとも知・学の限界性・問題性を突いていくことに重点を置くべきなのか。このテーマは学会の方向性にかかわる問題として論争されている。

・精神医療 - 「精神障害者」の移送制度

第IV期運営委員編集の雑誌では、3回特集を組んでいる。8巻1号の「精神医療の場から」、8巻2号の「小特集 精神医療の現在」、そして8巻3号の「特集 改訂精神保健福祉法と移送制度を考える」である。

8巻1号、2号の特集では、久保田公子、笠陽一郎、赤松晶子、三輪寿二が、それぞれの視点から現在の精神医療の問題点に迫っている。また根本俊雄の『精神障害者の地域生活支援』は流行り言葉だけれど(7巻1号)、古井英雄の「妄想報告」(7巻1号)、『街』グループの「街・地域・そしてチャンバラリズムへ」(8巻1号)、木村誠志の「病者の自立」(7巻3号)もまた「病者」の状況、精神医療の現在に切り込んでいる。

8巻3号の特集において広瀬隆士、篠原睦治、三輪寿二が改訂された精神保健福祉法と新設された移送制度というテーマに絞って問題提起を行っている。この特集は2000年7月に開かれた学習会を踏まえて組まれたもので、この学習会の討論内容も稲垣博美、小沢牧子によってまとめられている(8巻3号)。

1999年に改訂精神保健福祉法が成立したが、この中で「精神障害者」の移送制度が新設された。この制度は医療と保護を目的とした強制入院を可能にするもの

であり、警備会社など民間への移送委託へと道を開いている。

この問題を批判的に検討していくことが8巻3号の特集の課題であった。

この学習会では「保安処分」「カウンセリング」「人権」をどう考えていくかという点についても議論された。移送制度には「精神障害者の人権に配慮する」といった文言が含まれているが、この「人権」をどう評価していくのか。この制度を批判するためには「人権」という概念の限界性についても言及していくべきなのか、それとも「人権」概念そのものではなく、その中身を問題にしていくべきなのか、といった問題について議論された。

・脳死・臓器移植、先端医療と自己決定

このテーマは学会が継続して考えてきた問題で、第7回総会においては「先端医療の中の自己決定権とカウンセリングを考える」というシンポジウムも開かれた(7巻2号)。これは脳死・臓器移植、安楽死といったテーマとのつながりの中で、先端医療と自己決定の問題について考えるもので、福本英子、篠原睦治、玉井真理子、竹内章郎が発題者となっている。また討論の内容は林延哉がまとめている。

他に、竹内章郎が「生きる義務を問う生命倫理学？」(7巻1号)で、秋葉聡が『ソフィーの選択』 - 誰が生き、誰が死ぬのかを裁く臓器移植体制 - (7巻2号、7巻3号)、川見公子が『脳死・臓器移植』事件から見えてきたもの(8巻2号)、篠原睦治が『臓器移植の法的事項に関する研究』批判(8巻2号)で脳死・臓器移植の問題と現状に切り込んでいる。また1999年度秋の合宿学習会でも「脳死・臓器移植の現在を考える」というテーマをもっている(7巻3号、発題者 篠原睦治、討論まとめ 三輪寿二)。

ここでは、主に「自己決定」の問題がクローズアップされてきた。「自己決定」の問題性や「自己決定」を強いる医療状況への分析とともに、自己決定概念そのものをどう捉えていくのかという議論もなされている。人権との関係でどう考えていくのか、「自己」や「決定」をどう捉えていくのかというテーマである。また「死」を

どう捉えるのか、個体死を関係論とのかかわりでどうみていくのかも議論された。クオリティ・オブ・ライフを批判する視点についても論争されている。「生のトータリティ」といった見方は批判の視点となりうるのかどうかという議論である。

・高齢社会と介護保険

高齢社会における人間関係と介護保険の問題はやはりこれまでも考えてきた問題であり、今期の編集においてもまた大きなテーマの一つとなった。

第8回総会のシンポジウム「高齢社会の人間関係を考える」(8巻2号、発題者は加藤彰彦、杉浦政夫、武田秀夫、浪川新子、討論のまとめは戸恒香苗)、1999年度秋の合宿学習会「終末期医療問題を考える」(7巻3号、発題者 阿木幸男、討論まとめ 戸恒香苗)「高齢者ケアと介護保険を考える」(8巻1号、発題者は加藤彰彦、まとめは古谷一寿)はこのテーマを扱っている。また、篠原睦治の論文「公的介護保険制度の問題を探る」は介護保険をめぐる学会の論点を整理し、8回総会での議論へとつなげるものとなっている。

公的介護保険制度は多くの問題を抱えるが、この制度の在宅主義を批判し「共に生きる」形を制度とは別の形で模索していくのか、それとも制度の改革ポイントを明示しつつ「介護の社会化」を市民側の論理に立って実質化していくのか。こういった方向性は生活のリアリティとのかかわりの中でどのような意味をもつのか、これらの点がここでの大きなテーマとなっている。

・学校・教育を考える

今期もまた、「学校・教育をどう考えるか」という問題は重要なテーマとなっている。第7回総会では「いま、学校・教育をどう考えるか」というシンポジウムを開催している(7巻2号、発題者は赤田圭亮、佐々木賢、中島浩篤、加藤彰彦で、討論まとめは武田利邦)。ここでは、変化している学校の状況の中で、また「大学改革」という動きの中で、私たちはどのような視点でこの変化を考えていけばよいのか、「子ども」は学校に抑圧されているといった見方で状況を捉えてい

けるのか、日本以外の学校との関係で見るとどうなのか、といった視点で学校・教育が捉えかえされている。斉藤寛の「学校語りの遠近法」(7巻3号)はこのシンポジウムへの応答となっている。

また竹嶋龍雄の「障害児教育政策にみられる義務化体制の強化」(7巻2号)は統合教育の問題に取り組んだ論文であり、飯島勤の「筈が生まれる瞬間」(7巻1号)及び関山域子の「普通学級をめぐるいろいろ」も障害児教育・人間関係にかかわった文章となっている。村田乃撫子の「島に移り住んで」(7巻3号)、武田利邦の「学校をしないで扼殺する」(8巻2号)もまた学校・教育の現状に別の角度から迫る文章である。

・その他のテーマ

神奈川県立外語短大元専任講師金子幸代に対する分限免責処分取消訴訟に関する文章が7巻2号に掲載されている。学会の第IV期運営委員である篠原睦治、小沢牧子、林延哉は、この件に関して東京高裁に横浜地裁判決文についての意見書を提出している。判決では処分理由は「原告の素質及び性格」が「その職に必要な適格性を欠く場合」に相当するとされているが、意見書はこの「素質及び性格」概念を鋭く問うている。なお、この裁判では、2001年2月、処分撤回の和解が成立した。金子さんと支援側は、勝利の喜びと共に、意見書提出に感謝する旨の報告を寄せている。

青木純一の「病者から見える風景」(7巻3号)は病人の視点から結核療養者の問題に迫り、篠原睦治の「今なお、生きつづけるらい予防法」(7巻1号)は島比呂志とのかかわりの中から「らい予防法違憲訴訟」について詳しく考えていく文章となっている。横山浩司の「線引き・ハイブリッド・歓待」(7巻3号)は石原東京都知事の都立府中療育センターでの発言をきっかけに何かと何かの間に境界線を引くという問題に迫り、また、竹村洋介の「高度情報化への欲望」(8巻1号)は学会のコンピュータと情報管理をめぐる論争を意識した論文である。林延哉の「今、『資格』専門性」について何を語ることを我々は望んでいるのか」(7巻1号)は第6回総会全体会「資格・専門性は必要か」の討論部分の報告となっ

ており、「『直接的関係』とは何だったのか? (8巻3号) は社会臨床シリーズ第3巻『施設と街のはざままで』で使われた「直接的関係」という概念について再考するものとなっている。

なお4巻2号から連載されていた渋谷典子の「義肢装具の社会的考察」は7巻3号に最終回を掲載した。

・「映画と本」で考えると“この場所”から

「映画と本」で考えるでは、映画に関しては、阿木幸男が「モンタナの風に抱かれて」(7巻1号)を、浪川新子が「ギルバート・グレイヴ」(7巻2号)を、竹村洋介が「ファザーレス父なき時代」(7巻2号)を、根本育代が「リトル・ボイス」と「グレイスランド」の二本の映画(7巻3号)を、佐藤剛が映像作家岩井俊二(8巻2号)をそれぞれ論じている。また、本に関しては、阿木幸男が「子ども観の戦後史」(野本三吉著 現代書館)(8巻1号)について、佐々木賢が「日本を生きる」講座現代キリスト教倫理(金子啓一編 日本基督教団出版局)(8巻1号)について、浜田寿美男(8巻2号)、伊藤進(8巻3号)、斉藤寛(8巻3号)が学会編『カウンセリング・幻想と現実』(現代書館)について、竹村洋介が「自己コントロールの檻」(森真一著 講談社)(8巻3号)について書いている。

“この場所”からは、根本俊雄(7巻1号)、関山域子(7巻1号)、山本栄子(7巻1号)、古井英雄(7巻1号)、松下徳二(7巻2号)、村田乃撫子(7巻3号)、木村誠志(7巻3号)、八木晃介(7巻3号)、脇田愉司(8巻1号)、『街』グループ(8巻1号)、武田利邦(8巻2号)の報告を掲載した。

(3)終わりに

以上のようなテーマを雑誌に掲載し考えてきたが、今期は新しく浮上してきたテーマが多い。学会編『カウンセリング・幻想と現実』の発行にともなう論争、「社会臨床の知」をめぐる論争、移送制度の問題などがそれである。これらは今まで学会が考えてきたテーマとのつながりの中で提起されたものであり、いずれも学会の今後のあり方に深くかかわるものである。第

IV期から継続的に思考されてきたテーマを掘り下げていくことは勿論だが、これら新しいテーマを考えていくことも今後の課題となるであろう。

3 本学会の現状と課題

この際、さかのぼって想起しておきたいことだが、日本臨床心理学会は、80年代後半に入って本格化した「臨床心理士」の国家資格化の動きに協力すべきかどうかをめぐる攻防のなかで、「『される』側に学び」される『側と共に』のゆえに賛成する側と、それゆえに反対する側とに分裂していく。日本社会臨床学会は、敗退した後者が、70年代、80年代の臨床心理学会学会改革活動の姿勢と方法、そして、「臨床心理学・心理臨床の自己点検」という課題を継承し展開することを願って、1992年春に発足した。その際、私たちは、「『される』側に学び」される『側と共に』という「する」側を軸とした態度と方法の限界を自覚し、「臨床心理学・心理臨床の自己点検」を含み込みつつも相対化しながら、さまざまな課題を「さまざまな領域、さまざまな立場の人びとが共に自由に考える場となることをめざす」(学会会則第3条)ことにした。今日、社会臨床学会は、第IV期運営委員会活動を終えるのだが、この八年間に、臨床心理学会から社会臨床学会への経過に共鳴しながら、あるいは、その経過を越えて、新しく参加してきた会員や運営委員と共に、「継承」と「展開」そして「試行錯誤」を重ねてきた。各期の総括は、折々の学会誌で読んでいただきたいが、ここでは、上記1、2で述べた第IV期運営委員会活動を振り返って、その現状と課題を考える。

(1)私たちが取り組んできた課題は、大きく言って、教育、医療、福祉に関わっている。つまり、第IV期にそって言えば、学校・教育の現在と行くえ、脳死・臓器移植、終末期医療など「先端医療」の問題、精神保健福祉法と移送制度のことなど精神医療の問題、高齢社会における介護保険など福祉に関わる問題を考えてきた。

「社会臨床」という言葉に仮託して、折々の課題を考えてきたのだが、振り返ってみると、この三領域に絞られてきている。問題は、これらを通して、何を追っかけてきたかだが、特に、今期は、「カウンセリング」問題が一つの軸にある。これは、私たちが『カウンセリング・幻想と現実』を発刊したことが契機になって、この期の中心的テーマになった。

すなわち、一方で、「心」を商品として扱うカウンセリングに着目しながら、そのように変容した消費文化から、私たちがどんなふう自由になっていけるか、教育・医療・福祉の領域で強調され資格化されていくカウンセラーの問題をどう批判的に捉えなおしていけるか、あるいは、日常の人々がカウンセリング的關係を望んでいく事情はどの辺にあるのかなどを考えてきた。

他方で、援助、治療、癒しを求める一群の人々との関係は、「心理臨床」に留まらない、「よりよい社会臨床」の実践的模索とその理論構築の必要性を主張する流れも、この期に及んで、明確に顕在している。

私たちは、このような二つの流れがよいよ相反する方向になってしまうことを望んでいない。したがって、そのための討論の場を設定し、このような流れが交差しながら、緊張的に進行していければと願っている。すなわち、私たちは、今日的な時代状況を、個別、具体的な課題を切り口にして、見抜き続け解読しなくてはならないのではないかと同時に、「臨床の現場」や「暮らしの場」に戻って、そこでの現実や問題を凝視し、討論し続ける姿勢と方法を大切にしたい。

したがって、学会は、いろいろな領域や立場の人々が共に考える場として進行していくことを願っている。その中で、教育、医療、福祉に関わる人々の「研究・臨床・実践」をリアルに検証する作業を重ねていきたい。

(2)私たちは、(1)で記したこと、特に、いろいろな領域、立場の人々が本学会に参加して下さることを願ってやまないのだが、そのため、学会事務局(茨城・茨城大学教育学部林研究室)活動をさらに開いていきたい。電話のみならず、ファックス、留守番電

話、e-メールを気楽に利用して下さることを願っている。

また、より多くの人々が学会員になって下さることを願って、私たちは、学会の内外の人々に、広く、総会や学習会などへの参加を呼びかけてきた。そして、非会員参加者に関しては、しばらくの間、次回以降の諸集会への案内をしてきた。そのなかで、学会入会を実現して下さればと思っている。

4 第V期運営委員会に託すもの

私たちは、これからも、「社会臨床」という言葉に仮託して、教育、医療、福祉に関わるいろいろな問題を、今日まで模索してきた姿勢や方法で、共々に考え続けたいと願っている。

特に、「少年犯罪」の問題を、多面的、立体的に解明する作業を開始したばかりであり、そのテーマに関わる最初の学習会記録は、9巻1号に載っている。以後、マスコミ報道のあり方、「少年犯罪」の「心の闇」的理解などを批判的に考えていきたい。

このように、一度、学会の場に持ち込まれたテーマは、持続的に追求したいが、同時に、会員からの新しい問題提起も期待している。とりあえず、これらは、『社会臨床ニュース』や『社会臨床雑誌』に掲載していきたいし、それらをめぐる討論の場となるように編集努力をしたい。実は、第V期活動はすでに開始されていて、『社会臨床雑誌』9巻1号と『社会臨床ニュース』41号、42号を発行している。特に、『社会臨床ニュース』当該二号分は、第9回総会に備えた情宣だが、この総会は、北海道の会員、井上芳保さん(第9回総会実行委員長、札幌学院大学)や林恭裕さん(北海道福祉協議会)らのご協力によって実現した。感謝しながら、この総会を期して、また、これまでの討論が深まるとともに、新しい出会いと新鮮な課題が加わっていくことを切願している。

この定期総会に参加した会員の皆さんが、第V期運営委員の立候補を表明している者たちを承認して下さることを期待している。私たち第IV期運営委員会

は、すでに開始されている諸活動をそこに託したいの
れらの活動を取り組んでいきたいので、会員の皆さん
だが、大半の者は継続して第V期運営委員になること
のご協力をお願いしたい。
を表明している。新しく参加する運営委員と共に、こ

2000年度決算報告

以下の決算報告が、日本社会臨床学会第九回総会報告定期総会で承認されました。

収入			支出		
摘要	予算	決算	摘要	予算	決算
繰越	49976	49976	雑誌印刷費	1000000	1046325
00年度会費	1200000	1094000	news等印刷費	50000	78391
過年度会費	200000	354000	誌紙郵送費	250000	293076
00年度購読会費	80000	60000	運営費(事)	360000	360000
翌年度会費	100000	120000	消耗備品費(事)	20000	123412
過年度購読会費	10000	54000	会場費・お茶代(運)	10000	14450
翌年度購読会費	0	0	交通費(運)	50000	169140
雑誌等売上	100000	169300	連絡費・文具(運)	10000	21703
印税	1000000	9733995	発送作業時食事(運)	30000	30890
広告費	30000	20000	会場・茶・資料代(学)	20000	16595
学習会参加費	20000	12500	講師交通費など(学)	50000	0
総会参加費	300000	444000	雑費	10000	2440
交流会費	160000	164000	第8回総会費用	300000	258433
雑収入	0	0	交流会費	160000	165534
利息	200	30	第9回総会準備費用	50000	136692
カンパ	0	1000	予備費	880176	799720
合計	3250176	3516801	合計	3250176	3516801

「静かな大地」の回復 - 環境・社会・文化

花崎 皋平(さっぽろ自由学校「遊」共同代表)

はじめに

この日本社会臨床学会は、現代の社会に生きる人間が日常的にぶつかり、悩み、そのつど対処していかなければならない諸問題の根源に迫る問いを問い続けている人々の集まりであると考えています。とくに、最近の社会的な諸事件への中に合わせの対策として、憂慮すべき方向に進行しつつある法、制度、政策を批判し、それを支持する人々の感情、幻想、イデオロギーとどう闘っていくかについて、この学会での討論と社会への働きかけに期待しております。学会誌の最近号からは、社会とは、臨床とは、学会とは、という根本にさかのぼる問いが、基調として読みとれます。

いま、市民の多くは、偶発的な事件に遭遇しているのを失ったり、心身に傷を受けたりする不安に脅かされています。私もそうですが、特に、東京などの過密都市の中で時間を過ごすとき、まわりの人々が怖い、と感ずる時があるようになりました。電車の隣で声高に携帯電話を掛けられたとき、札幌や小樽なら、「すみませんがやめてください」とあまりためらわず言えますが、東京では言うのをためらいます。人が多くいればいるほど、人に護られる感じではなく、だれが、どんな危害を加えるかわからないという感じが上回ります。そういう人と人との相互不信、相互敵対、自分の殻に固く閉じこもってしまう在りようは、次第に札幌にも及んできています。知らない人でもお互いに隣人、友人として接することができる筈だという信頼感が持ちにくい、息苦しい雰囲気私たちをつつんでいるように思われます。こういう不断に緊張を強いられる社会が、人の個性をつぶし、病気や犯罪へと追い込んでいくのではないのでしょうか。社会的関係が壊

れてきている、といっても過言ではない現状は、少数者の問題提起ですぐに改められるものではありませんが、この学会が問い続けているような、選別、排除、隔離、治療といったいわゆる「臨床」的な措置は、社会の断片化、管理化、特定層の防衛、モラルの喪失などに手を貸すと思えてなりません。

最近の小学生児童無差別殺人事件の加害者が、精神科の治療を受けていたこと、殺害の動機として「死刑になりたくて」と言っていることから、「保安処分」型の法や制度改正が提起されていることが報道されています。偶発的な犯罪を防ぐことは、きわめてむずかしい世の中ですが、緊急避難的な対処と長期的な安全な社会の回復とを混同しないことが重要だと思います。この学会が、権力による監視、管理を強化し、市民社会から自由を奪うことで犯罪を防ごうとする動きに対して以前から批判し、日常における関係性の回復、「ともに生きる」在り方の模索を続けていることに、敬意と連帯と一層の期待を表明したいと思います。

一、「日本とは」という問い

さて、私は、この学会の中心としている領域には経験も知識も乏しいものですが、社会とは、臨床とは、学とはという問いのつづきに「日本とは」という問いも問われるべきだろうという思いを持ちます。私は、まずはじめに、この問いを取り上げたいと思います。

北海道は、日本列島の中では、相対的に「日本とは」という問いを問うのに有利な地域です。今日、具体的には、国旗国歌法制定と教育現場への日の丸、君が代の強制、ネオナショナリズムのイデオロギーに基づく歴史公民教科書の検定通過などが、私たちに「日本とは」という問いを問い直すことを求めています。

す。

昨年、私は「新しい歴史教科書をつくる会」会長西尾幹二の『国民の歴史』を調べてその批判を書きました。

そのなかで、この本の特徴として次の四点をあげました。

(1)日本列島の歴史を、ユーラシア大陸の諸文明に対峙並存する独自の「日本列島文明圏」の形成発展の歴史とする。日本国家と国民は、縄文以来のその文明の連続性に支えられている。その文明の精神を表現するものとして天皇を現人神とする思想があり、それを根拠とする天皇制の統治システムがある。

(2)人間集団が自己の生存と利害を守るために他の集団に対して暴力をふるう戦争は、その本性に属している。人類の歴史は、国家と国家、民族と民族のエゴイズムの衝突を不可避としている。戦争は二つの正義が対立したとき決着をつける正当な手段である。文明間、国家間の対立は、力の均衡による並存をルールに反映させる以外、対処できない。戦争に正邪、善悪の道徳的判断を適用してはならない。先の日米戦争は、白人西洋文明が内蔵する有色人種差別に対して、日本がアジアを代表して挑んだ戦いであった。負けたからといって、恥じる必要はない。

(3)近現代の西洋と東洋、欧米とアジアの対立の根本には「人種間抗争」がある。敗戦後の日本社会が受け入れた、欧米流の民主主義、人権、個人の自立と自由のイデオロギーは、欧米文明の押しつけであり、権力支配の欲望を覆い隠すためにふりかけられた甘い香りにすぎない。欧米の説く普遍主義はその背後に人種主義と自分たちの利害を中心にした計算を隠し持っていることを見抜かなければならない。それを人類普遍的倫理だと信奉するのは、敗戦によるショックで陥った精神上の敗北主義にほかならない。

(4)そういうまやかしの普遍主義にまどわされて、国家、国民の利益を主に考える自国中心主義を手放してはいけない。国家の軍事経済政治力を強化し、国際社会に日本国家の特殊利害を堂々と主張しなければならない。

このような挑発を受けては、これと全く対立する方

向へ「日本とは」と問わなければなりません。この国家中心、権力讃美の歴史観では、アイヌも沖縄もまるで無視されています。植民地宗主国として他国の民衆を苦しめた近代日本への反省もありません。

このように皆さまにお話をする機会を与えられたので、アイヌ民族の地位に関する最近の出来事や歴史認識について述べることで、「日本」を問い直す一つの視点を提供させていただきたいと思います。

一九九七年が、日本国家とアイヌ民族との関係においてひとつの画期でした。

一九九七年五月八日に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(以下、「アイヌ文化振興法」と呼ぶ)が制定され、同年七月一日から施行されました。この法律の制定と同時に、いままで存続していた「北海道旧土人保護法」は廃止されました。

しかしアイヌ民族の要求の核心部分は、この「アイヌ文化振興法」には汲み取られておらず、文化振興という裏口からアイヌ民族を国民国家の枠組みの中に包摂する法律でした。

日本国政府は、「北海道旧土人保護法」が持っていた先住民族アイヌに対する差別、同化強制、固有の生活権の蹂躪などについて一言の謝罪も反省もなしに、新しい法律と入れ替えにこの差別法を廃止しました。新たに制定された「アイヌ文化振興法」は、明治政府の始まりから近代日本国家がアイヌ民族に行ってきた政策の歴史についての総括と反省にもとづいて、先住少数民族アイヌに対する政策原理をあらためる内容が盛り込まれた法ではありません。国家が犯した過ちについての言及はまったくないし、原理原則についての表明もありませんでした。

この法律は十三条から成っていますが、第一条は、「この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という)が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という。)を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図

り、あわせて我が国の多様な文化発展に寄与することを目的とする」というものです。

法案の提案理由では、ここでいわれている「アイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況」についてこう説明されています。

「アイヌの人々は、古くから北海道に居住し、自然と共生する生活の中でアイヌ語、ユーカラ等さまざまな固有の文化を発展させてきた人々であります。

近年これらのアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化を継承する基盤が失われつつあるとともに、アイヌの人々が民族としての伝統や文化を伝えていることについて、国民一般に十分な理解が得られない状況にあります。」

この記述は、近現代の日本国家の政治、社会、文化がもたらしたアイヌ民族への差別、アイデンティティの侵害、権利の剥奪の結果として生じている、民族の伝統と文化の継承の困難を、あたかも自然現象のようにのべています。近代日本国家が「アイヌの人々の誇り」を踏みにじる行為の主体であったことを反省せずに、同じ日本国家の名において「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図る」ことができるでしょうか。

アイヌ文化については、第二条で「アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産を言う」と定義されていますが、肝心のアイヌ民族についての定義はどこにもありません。近代日本国家との関係において、アイヌとはどのような集団とみなされてきたのか、いまそれをどう定義し直すのか、アイヌ自身が主張しているように、日本国家に領有される以前に現在の北海道、千島、サハリン地方などアイヌ民族が伝統的に居住していた地域を指す「アイヌモシリ」（アイヌ語で「アイヌの土地」あるいは「アイヌのくに」の意味）を生活圏としていた「先住民族」であると認めるのかどうか、といった本質的な問いについてはいっさい答えていません。

この法律案に対する付帯決議の中に、「アイヌの人々の『先住性』は、歴史的事実であり、この事実も含め、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に努

めること」という一項がありますが、この「歴史的事実」は、中空に浮かんでいるわけではなく、進入、移住、侵略、植民などによって多数民族が先住民族を抑圧した「歴史的事実」と表裏一体のものとして認識されなければならないはずです。その「起源の暴力」を闇の中に沈めての「知識の普及」とが「啓発」は、決して民族的多数者（エスニック・マジョリティ）としての日本人が、マイノリティとしてのアイヌ民族とどう関わるかについて真剣な反省をうながすものではなく、多数者日本人の自民族中心の歴史観をゆるがすことのないように枠がはめられています。

一九九七年のもう一つの出来事とは、二風谷ダム裁判の判決です。

二風谷ダム裁判とは、北海道沙流郡平取町二風谷を流れる沙流川に北海道開発局が建設中のダムの建設差し止めを求めていた裁判です。原告は、当初貝沢正、萱野茂両氏でしたが、貝沢正氏の死去により、子息の貝沢耕一氏が原告を引き継ぎました。訴えの趣旨はおよそ次のようでした。

二風谷は、北海道でもアイヌ民族がもっともまとまって居住し、古くから現在まで継続して文化を伝承しつつ生活してきている生活圏（アイヌ語でコタンという）である。ダム建設によって水没する土地には二風谷のアイヌにとって宗教的文化的意味を持った場所が含まれており、ダム建設にさいして、建設局には先住民族であるアイヌ民族の権利と文化伝統への配慮がまったく欠落していたうえ、貝沢、萱野両氏所有の水没予定地を、本人たちの拒否にも関わらず、土地収用法によって強制収用した。このような行政の行為はアイヌ民族の権利と文化の侵害であるので、ダム建設を差し止めることを求める。

判決は一九九七年三月二七日に行われ、その内容はアイヌ民族が北海道の「先住民族」であることを初めてはっきりと認知するものでした。そして、アイヌ民族の伝統的な生活圏である二風谷にダムを建設するにあたっては、国は「同化政策によりアイヌ民族独自の文化を衰退させてきた歴史的経緯に対する反省」にもとづいて先住民族の「文化享有権」を侵害しないように慎重に判断すべきところ、それを怠ったのでダム建設の

ための原告の土地収用採決は違法であるとしました。ただし、ダムは完成しているので収用採決の取り消しはしませんでした。形式上は原告敗訴ですが、判決の内容においては勝訴でした。国が控訴を断念したことによって、この判決は四月二日に確定しました。

この判決で原告側が得た重要な成果のひとつに、アイヌ民族の「文化享有権」を認める根拠に、国際人権規約(A, B二つある)のB規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)の二七条が挙げられていることがあります。判決は、「アイヌ民族は、文化の独自性を保持した少数民族としてその文化を享受する権利をB規約二七条で保証されているのであって、我が国は憲法九八条二項の規定に照らしこれを誠実に遵守する義務があるというべきである」とのべています。

B規約二七条は「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」というものです。国際人権規約のような国際法規を根拠に国家の行為を批判する司法判断が定着するならば、そもそも国民が「日本民族」という単一民族からなることを暗黙の前提としていて他民族との共生を妨げてきた日本国家の法と政策を変更させる重要な手がかりになるでしょう。

さらに判決は、少数民族の「文化享有権」を「人格的生存に必要な権利」であるという判断を示しています。

「支配的多数民族とこれに属しない少数民族との関係においてみると、えてして多数民族は、多数であるが故に少数民族の利益を無視ないし忘れがちであり、殊にこの利益が多数民族の一般的な価値観から推し量ることが難しい少数民族独自の文化に関わる時はその傾向は強くなりがちである。少数民族にとって民族固有の文化は、多数民族に同化せず、その民族性を維持する本質的なものであるから、その民族に属する個人にとって、民族固有の文化を享有する権利は、自己の人格的生存に必要な権利ともいえる重要なものであって、これを保障することは、個人を実質的に尊重することに当たるとともに、多数者が社会的弱者

についてその立場を理解し尊重しようとする民主主義の理念にかなうものと考えられる。」

アイヌが先住民族であるかどうかも、この裁判で争われた重要な問題点でした。判決は原告側証人の証言を採用して、「先住民族とは、歴史的に国家の統治が及ぶ前にその統治に取り込まれた地域に、国家の支持母体である多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ少数民族が居住していて、その後右の多数民族の支配を受けながらも、なお従前と連続性のある独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会集団であるということができると定義し、「アイヌの人々は我が国の統治が及ぶ前から主として北海道において居住し、独自の文化を形成し、またアイデンティティを有しており、これが我が国の統治に取り込まれた後もその多数構成員の採った政策等により、経済的、社会的に大きな打撃を受けつつも、なお独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会的集団であるということができると前記のとおり定義づけた『先住民族』に該当するというべきである」と明言しています。

アイヌ文化についても、判決はその本質的な意味をよく把握していました。アイヌ民族は文字を持たない民族であるから、その文化をはぐくんだ土地に残された遺跡とそれを含む自然の持つ重要性は「文字を持つ民族における重要性とは比べべきもないほど高いといわなければならない。」ダムによって水没させられる場所にあるチノミシリ(アイヌ語で「我々が祈りをするところ」)は、「自然崇拜の思想を持つアイヌ民族にとって、心の拠り所となる宗教的な意味合いを持った場所なのであるから、他民族に属する人々は、あれこれ論ずることなく謙虚に敬意を払う必要があるというべきである。そうすると、本件収用対象地付近がアイヌ民族にとって、環境的・民族的・文化的・歴史的・宗教的に重要な諸価値を有していることは明らかであり、そしてまた、これらの諸価値は、アイヌ民族に属しない国民一般にとっても重要な価値を有するものである。」

国民一般にとって「重要な価値を有する」のは、国民が「ともすれば単一的な価値観に陥りがちであるとこ

る、日本国内において先住少数民族の先住地域に密着した文化に接する機会を得ることは、民族の多様性に対する理解や多様な価値観の醸成に大いに貢献すると考えられる」からである。

以上の判断に基づいて結論部分是这样断言しています。

「本件事業計画が実施されると、アイヌ民族の聖地と呼ばれ、アイヌ文化が根付き、アイヌ文化研究の発祥の地といわれるこの二風谷地域の環境は大きく変容し、自然との共生という精神的文化を基礎に、地域と密着した先住少数民族であるアイヌ民族の民族的・文化的・歴史的・宗教的諸価値を後世に残していくことが著しく困難になることは明らかである。(中略)これら諸価値の譲歩を求める場合には、前記のような同化政策によりアイヌ民族独自の文化を衰退させてきた歴史的経緯にたいする反省の意を込めて最大限の配慮がなされなければならない。

そうでなければ、先住民族として、自然重視の価値観の下に、自然と深く関わり、狩猟、採集、漁労を中心とした生活を営んできたアイヌ民族から伝統的な漁法や狩猟法を奪い、衣食生活の基礎をなす鮭の捕獲を禁止し、罰則を持って種々の生活習慣を禁ずるなどして、民族独自の食生活や習俗を奪うとともに北海道旧土人保護法に基づいて給与地を下付して、民族の本質的な生き方ではない農耕生活を送ることを余儀なくさせるなどして、民族性を衰退させながら、多数構成員による支配が、これに対する反省もなく、安易に自己の民族への誇りと帰属意識を有するアイヌ民族から民族固有の文化が深く関わった先住地域における土地を含む自然を奪うことになるのである。また、本件収用対象地についていえば、同地は、北海道旧土人保護法に基づいて下付された土地であるところ、このように下付してアイヌ民族として慣れない農耕生活を余儀なくさせ、民族性の衰退の一因をあたえながら僅か一〇〇年も経過しないうちに、これを取り上げることになるのである。(中略)この土地を)公共のために使うことが全く許されないわけではないが、このためには最大限の配慮をすることを要するのである。そうでなければ、多数構成員による安易かつ身勝手な施策であ

り、違法であると断じざるを得ない。」

札幌地方裁判所一宮和夫裁判長によるこの判決は、以上のように先住・少数民族に対する多数民族の差別抑圧の歴史、そのことから生じた諸権利の剥奪、その価値をおとしめられた宗教、価値観、文化の尊重に行き届いた理解を示した判決でした。

アイヌ文化振興法と二風谷ダム判決以後のアイヌ民族の権利回復と民族としてのアイデンティティの主張は、政府に対しては「先住民族としての権利=先住権」の認知、回復を求めることが大きな目標です。その目的を実現するには、世界各地で同じように先住民族としての権利保障を求めている民族と連帯して国際社会の支持を得ることが、それぞれ少数者であるだけに重要です。国連で「世界先住民族の権利宣言」を制定する運動も、曲折を経ながら進んでおり、アイヌ民族の代表も積極的に参加しています。

こうしたアイヌ民族のアイデンティティ主張や琉球王国の歴史研究、更に最近の考古学の発掘と出土品の研究は従来の常識をくつがえす成果をもたらしていますが、それが引き金になって、日本列島の歴史像が大きく変わり始めているようです。アイヌ史に即して言いますと、従来の歴史観では、アイヌは狩猟漁労採集による自給自足的な低い生産力のもとで停滞し、狩猟採集から農業へ、更に工業を中心とした産業へという段階的發展を踏むことにおいて遅れたために後進性をよぎなくされてきた民族というものでした。しかし、その發展段階史観が批判され、生産力の發展を無条件によいことと見なす開発=文明史観も根本的に考え直すべきであるという認識が生じてきています。

アイヌ民族の歴史については、それを専門とする研究者の絶対数がきわめてわずかで、北海道史は明治以前は和人の移住史、松前藩中心の蝦夷地経営史、明治以後は開拓植民史しか眼中になかったといって過言ではない状態でしたが、それでも徐々に見なおしが始まっています。最近では、アイヌ民族は一三・一四世紀頃は、北海道南部から本州東北北部へ交易船を出していたほか、サハリン、大陸の黒竜江地域などに出かけて活発に交易を行っていた民であったことが解明されてきています。農業を知らなかったというのもまち

がいて、かなり古くから穀物の栽培をしていたことが発掘でわかってきました。そういう栽培活動が消えていったのは、和人との交易が活発になるにつれて、交易の品、つまり商品となる海や山の産物を得る活動に特化が進んだからだという見方に変わりつつあります。

最近、網野善彦さんが、『日本とは何か』という著書で、日本列島の歴史像の転換を図る主張をされています。百姓イコール農民とみなしてきた水田稲作中心の歴史像を改め、海と海民、山と山民、職能民・芸能民・遍歴民、女性や年寄りや子ども、東国と西国、アイヌモシリと琉球ネシア(あるいはオキネシア)など、多様で複合的な視点で日本列島の歴史をとらえなおそうという構想です。そのなかで、網野さんば「日本」という国号を自明のものとして受け入れてきたことを批判し、千三百年続いてきた天皇制を総括して終わせるとともに、「日本」というまとまりを自明のこととして考えない、もっと開かれた視野を持つと言っています。私は、その主張に共鳴します。

こういう方向の歴史の認識を学ぶことは、とても面白くわくわくします。この、多様な特徴を持つ、開かれた日本列島史像を教育現場で紹介したら、きっと生徒たちの興味を引くことができるのではないかと、思っています。

二、静かな大地の回復 - 環境、社会、文化

私は、北海道の大地や海や人に強い愛着を覚えています。そして、北海道を本州のエネルギー基地にしようとしたり、核廃棄物のゴミ捨て場にしようとしたり、ゴルフ場だらけにしようとしたり、開発の名による地域破壊に反対する住民市民運動に参加してきました。アイヌ民族の歴史や文化、自然との関わりから学ぶことの楽しさも味わってきました。その中で考えてきたことは、思想的にはエコロジーの思想といってよい内容です。

もうひとつ、私の後半生において、ものの見方の決定的な転換をうながした契機にフェミニズムがありました。簡単に言ってしまうと、エコロジーとフェミニ

ズムという二つの運動と思想の影響です。

二〇世紀後半の社会思想の世界において、もっとも根元的な問題提起を行い、創造性を発揮したのはフェミニズム思想ではないかと、私はひそかに思っています。ジェンダーの視点抜きには、もはや社会思想、社会理論を論ずることはできません。フェミニスト社会科学における重要な達成は、家事労働と資本主義、性別役割分業にもとづく労働秩序、権力秩序、国際分業システム、それにもとづく世界的な規模の資本主義的蓄積システム、再生産労働を女性の不払い労働としてきた家父長制的生産様式が持つ経済学的な意味、近代化=開発を推進した科学、すなわち知の生産の西欧的言説に対するフェミニスト批判など、多岐にわたっています。

そこで、それらを貫通する知識生産の言説としての認識論の批判的解体が、ポストモダンの哲学の立場に立つフェミニズムにとって課題となりました。いいかえれば、ジェンダーの視点から認識論を解体、再構成するという課題が、自覚化されてきました。

認識論におけるジェンダー偏向に無自覚であった男性中心主義がフェミニズムによって批判された結果、男性のロゴス権力の発揮イコール人間理性一般の働きとしてきたパラダイムの差別性があらわにされました。

ポストモダンのフェミニスト哲学は、フーコーの科学生産と権力関係との内面的な結合についての洞察、すなわち、真理のセンターと権力のセンターとが同一であると見なしてきた西欧社会の言説の批判を出発点とし、そこからさらに先へ進みます。フーコー以後、科学は現実をあるがままに説明する言説ではなくて、現実を産出し、管理し、正常化する権力関係構造、すなわちどの言表が科学的真理の地位をあたえられるべきか、どれがそうでないかを決定する権力関係構造とそれに結びついた手続きのネットワークによって生産されるものとみなされます。具体的に言うと、ジェンダー、階級、人種(民族)による規定性を超越した、認識の普遍的、中立的な主体の設定自体が、西欧の白人男性中産階級の権力支配と結びついたものであることが暴露されました。認識論の領域も、権力の政治学が

ら切り離された真理のサンクチュアリではなくなりまして。

そもそも、認識論についての問いは、(1)知るという行為の主体、(2)知るという行為そのもの、(3)知るに値する対象についての問いを含んでいます。ジェンダーの視点を入れて考えると、これら三つの問いにおいて認識論が想定していた答は、深刻な政治的意味を含んでいました。すなわち、誰が「知る人」でありうるか。知識の対象とするにふさわしいものを、誰が、どのように決めていたのか、知識をある特定の主体をエンパワメントするための、どのような制度、法制、構造とメカニズムが働いているか。どのようなプロセスで、知るという行為を行うことが決定され、正当化されるのか。これらの問いの全部において、ジェンダーのゆがみ、男性の側への偏りが、作用していました。

そのことが明らかにされ、批判されたことによって、従来の認識論の普遍妥当性、政治的中立性が神話としてしりぞけられることになりました。従来、当然のこととして普遍的な価値を請求し、認められてきた科学的知識も、男性中心の知識生産者間の相互承認によって限定されたものであるという認識は、科学的言説をジェンダー社会学、ジェンダー政治学的な批判の場にもたらしました。その結果、これまでの認識論では認知されなかったジェンダー以外の社会学・政治学的な諸差異も知識形成の条件と結果に組み込まなければならなくなりました。つまり、ジェンダーという要素自体が、黒人フェミニストや先住民フェミニストやレズビアンフェミニストからは、エスニシティ、階級、性的選好などによって差異する複合的な構造であることが指摘されています。

したがって、すべての知識は、ローカルで、特殊な枠組の中にあり、誰も人類全体を代表して語る権利はありません。しかし、だからといってそれがすぐに相対主義という立場の選択になるのでもありません。抽象的な普遍主義を拒否して、言説を立場によって束縛された知識から構成された複雑なものとしてとらえることは、知識と科学的言説をつくる際の柔軟性をより強く要求するし、差異にたいする肯定的な向き合い方

を要求します。

こうした認識論は、古典的な唯物論の概念を革新し、女性、男性の身体に根ざした唯物論という新しい種類の唯物論の確立を求めます。主体を、生物学的なものであれ、心理学的なものであれ、人間性一般に結びつける本質還元主義は否定され、そのように普遍化し得ない、特殊性を帯びた身体と切り放せないものとしてとらえられます。この場合の身体は、自然の所与とも、生物学的本質とも見なされません。それはむしろ自然と文化とが交差する場＝関係であり、政治、経済、社会、文化の多様な活動が作用する場であるとしてとらえられますから、そのような場における自由な個人という主体を獲得する過程は、その場であり関係であるものを出発点として、目的に即してそのつど編集する政治的、技術的実践のプロセスとなります。たとえばジェンダーの自覚とその自覚に基づく行為は、それによって自己を権利主体としてエンパワーし、男性と対等に発言し、差別を是正する自立した市民として自己を権利主体づける(エンタイトルする)目的によって方向付けられたプロセスです。一定の実践への資格登録(エンタイトルメント)としての主体の獲得という目的によって統制されたプロセスです。しかし、その目的がいったん達成されると、エンパワーメントもエンタイトルメントも主体に対して限定と規制を加えません。つまり、主体化の技術としてのジェンダーが、正しい、あるいは正常なジェンダー・アイデンティティはこうであるべきという規律訓練の導入の回路となり、多様な自己主張を束縛する社会的規範を生みだし、それからの逸脱を抑圧する作用をもたらします。そうなったらこんどは、その規範化された性的アイデンティティを批判し、ゆるがしていくことが必要になります。こうした認識論＝政治学は、個人のアイデンティティ構築と集団のアイデンティティ構築との対立、統合、分岐、再対立といった不断の過程となります。したがって、認識論は、さまざまなプロジェクト、それを実行するための条件の獲得、その条件の編成と運用、他の諸プロジェクト間とのヘゲモニーの取り合い、社会的な認知、規範化、制度化といった一連の過程にまたがることとなります。

認識論は、こうして政治学へと接近し、相互浸透しますが、そのことは同時に、政治学の領域を身体に根ざした活動の領域へ、すなわち生命論へひろげるような気がします。性と生殖、遺伝子操作、環境ホルモンの影響、オゾン層破壊などとの取り組みが政治学の課題となってきます。こうした思想的理論的な課題の交錯と複雑化にともなって、哲学も存在論、論理学、認識論(=知識論)といった従来の枠組みにとどまることはできず、人間に関する多元的な普遍主義へのアプローチを模索せざるを得なくなっています。

身体は、歴史的、風土的、文化的に規定された特定の場所において生まれ、生態系によって支えられてつかの間の時間を生き、やがて死んで無に帰る、成長と衰退の循環過程のなかに在るものです。その面への関心に即した哲学的な理論活動には、広い意味での環境哲学(エコフィロソフィー)があります。生態系としての場所、地域の文化と伝統の形成態としての場所、文化象徴や言語情報のコード化によって意味づけられた場所、などについての省察がその中に含まれます。私自身は、北海道での反開発の住民運動やアイヌ民族の生活文化に接する経験から、「風景」という言葉と思想に関心を寄せるようになり、松浦武四郎や田中正造の生き方と思想にまなびました。そして、「風景」の論理とそれに基づく思想について考えたいという願望を持ち続けてきました。

「風景」は人間の知覚と行動の相関物です。「風景」として私の眼に映ずる対象は人間の意識や行動のパースペクティブにおける環境であり、そこにはながい歴史をかけて手を加えられてきた自然が含まれています。私が環境を「風景」として眺めるとき、私はそこに刻まれた歴史や蓄積された文化をも見えています。「風景」は意味されたものであり、言語による分節化をふくんだイメージです。しかし、だからといって「風景」を、主観に明滅する知覚表象とみなすことはできません。風景を風景たらしめているのはすぐれて自然なのです。その外部の自然が、私の内部の自然としての感性と通じ合い、感性を触発して、文化の基盤をつくるのです。自然への加工は、自然をある社会的文化的意味連関へ引き入れるはたらきであって、自然を仮想現実に

変えてしまうわけではありません。

人間の自然とのかかわりにおける意味づけのうちでもっともふるく、それゆえにもっとも基底的なものは、共同体的宗教的意味づけでしょう。その意味づけにおいては、自然は人格化され、霊を持つものとして象徴的意味を付与され、人間の精神世界と交流しあうものでした。自然には超越者が内在すると信じられていました。私は、右の原初的基底的意味づけを想起することが現代文明を批判し、オルタナティブな文明を探求する手がかりになると考えています。「風景」ということばのカテゴリー化は、そういう思想的意味を、現代においてどう考えたらよいか、という問題意識からでした。

私が「風景」というカテゴリーを重んじるのは、私たちが、現代の特徴である一様均質な空間観の専制支配から生じた文化の荒廃と生存の危機に面しているからでした。そう考えてくると、そこには容易には解消しえないジレンマがあることに気がつきます。共同体的社会が持つ差異や逸脱を許さない支配にも、近代個人主義文明社会の貨幣による支配にも同意せず、両者をもとに否定するとしたら、どのような文明像と社会像を構想したらよいのか。「風景」とか「場所」のカテゴリーを再評価することが持つこのジレンマは、「民族」や「アイデンティティ」を肯定的に主張する言説にまつわるジレンマと共通するものがあります。どちらもその重要性を主張しつつ、ただちにそれがもつ内向きに同質化を求める力のベクトル、すなわち帰属を拘束に転化し、統合を支配や抑圧に転化する力のベクトルを、否定し異化する作用を加えなければならないからです。

もう一つ、私が鍵としている概念は「場所」です。身体も、風景も、「場所」として性格づけることができますが、日本では、このカテゴリーについての独特な思索の伝統があります。西田哲学から今日に至る伝統です。詳しいことは割愛せざるを得ませんが、今日では、哲学者の中村雄二郎さんが、ユニークな思索を展開しています。

中村さんの場合には、西田哲学が基礎を置いた「場所」の論理が、宗教的自覚の文脈から生命論の主とし

て人文学的な思想の文脈へ移し換えられます。世界の生成はリズム振動にもとづくという理論に依拠して、「西田のいう無の場所とは(中略)無限にリズム振動が立ち現れうる場所にほかならない」とされ、「無限の可能性を持った場所がその可能性の高さのゆえに透明化し、論理的にとらえれば無と言わざるを得ない」というのです。

ここから中村さんは存在の「始原的な姿としての「述語的世界」ということを説きます。「述語的世界」とは、この世の拘束、束縛、約束事、制度、法則などから解放された世界、カオス的、欲動的、無意識的な世界を指します。彼は場所を「生命的なもの」と「非生命的なもの」を統一的にとらえる認識論へと位置づけ、リズム振動が生起するところが「場所」であるととらえます。そして、「生命体の発生や有機体としての複雑化も」リズム振動の発生、自律化、引き込みによる共振とその複雑化という経過の中で行われると説いています。

私は、人と人との関係で、共感とか共鳴という関係に関心を持ってきました。自由が人格の原理となるとき、その自由な個体どうしがつながりあう関係も自由を基礎とする関係とすることが求められます。そうであれば、その関係は外部からの強制によるのではなく、内面からの精神的うながしを重んずることになるはずであり、相互の精神的うながしあい、共感・共鳴(響鳴)という関係になります。

私のこの考えに対して、高木仁三郎は、私との対談の中で次のように応じました。現代科学の知を超える「新しい知の地平」は、「共同実践による共同認識」という形でひらかれるだろう。「共同実践による共同認識」というのはいわば「共鳴の理論」である。

「外的な振動の周波数がそれを受け取る側の物体の固有振動の周波数に一致したときに一種の共鳴が起こって、波が大きくなる、増幅される。ですから、一が三にも、一〇にもなるという要素を持っていて、密度の高まり方があるわけで、それが外的な強制によって起こされるような振動に比べたら、はるかに密度の高いものを獲得し得るのではないか。いまのようにエリートが一人、非常に先鋭的な知を専有し、それを大

衆が受け取るだけというあり方に比べたら、そうでない共鳴というのが、実は豊かな社会をつくるものを持っているんじゃないかと。そういう意味での共鳴を考えたんです。

ところが、そう考えると、共鳴するためには、われわれの肉体の固有振動、いわばわれわれの存在自身が共鳴すべき振動数を持たなくてはならないわけですね。存在の変革抜きには共鳴は語れない。だから、その存在のありようが知のありようであり、その人の行動であり、というような存在のあり方というのと共鳴の問題というのは密接につながっている(高木仁三郎著『わが内なるエコロジー』、「第二章 生きる場での変革 - 花崎皋平氏との対談」参照。一九八二年、農文協、一一八ページ以下)

さらに彼はこの共鳴理論が持つ偏りを次のように語っている。

「共鳴というのは固有振動が外力の振動数とまったく同じ場合なんです。レゾナンスと言います。ところが、協和という現象がありまして、コンゾナンスというんですけど、これはちょうどコーラスでハモルというやつですね。同じ振動数ではなくて、違った振動数をお互いにとりながら全体としては一つの大きな調和がとれていく。コンゾナンスというのはレゾナンスに比べたら、多様性をかなり重んじた考え方になってくるわけですね。

どうもこれまでの運動論には、そのレゾナンスしかなくて、コンゾナンスに欠けるのではないかということがあるって、どうも共鳴だけにたよっていた運動論ではだめではないか……」

高木のこの発言には二つの重要なことが語られています。一つは「個人の固有振動」ということです。それは理性や感性の働きとして表出されるものにとどまらず、「肉体の固有振動」として本人の意識を超えて発せられています。この場合の主体とは、意識と無意識の両方にまたがって固有振動がそこにおいて生ずる場という言葉で表現されるのがふさわしいでしょう。

もう一つは、レゾナンスとコンゾナンスとの区別です。レゾナンスには煽動と付和雷同、垂訓と帰依、熱狂と陶醉といった逸脱がともなわれます。他方、コン

ゾナンスでは協和はたえず不協和と接していて、不協和と折り合いをつけることがつねに求められます。

存在の立てる響きとリズム、そのレゾナンスとコンゾナンス、への注目は、自然環境に根ざして生きている人々、その多くは先住民族ですが、その人々のコミュニケーション、思考、文化を、あたらしい角度から見なおすことをうながします。人類学の調査研究をしている人達の中には、「風景」に対して「音景(サウンドスケープ)」という言葉を使いだしている人、「音響認識論」といった領域を設定している人もいます。

これからは、哲学的な存在論、論理学、認識論は、エコフィロソフィーへと越境していく必要があると考えています。

「共に生きる」を検証する
 - 「健常者・障害者」問題を軸に -

[発題者] 篠原 睦治(和光大学)
 横井 寿之(北海道医療大学)
 林 恭裕(北海道福祉協議会)
 [司会] 能登 睦美(小学校教員)
 平井 秀典(塩浜福祉園)

発題1 「共生」のなかの「分離」を考える

篠原 睦治

限られた時間の中で、「共に生きる」ことをめぐって、70年代当初以来私の周辺で体験し考えてきたことを軸に話すことは聞きづらいことになるかと思いますが、以下の文章をていねいに読んでいきますので、耳と目でお確かめ下さると幸いです。そして、この話題提供も、横井さん、林さんのと一緒に、その後の討論に役立つことができればと願っています。

(1) さて、私が、健常児と障害児は「共に学ぶ、共に育つ」でいかななくてはならないと気づかされたのは、70年代当初でした。当時、私は、普通学級か特殊学級かの判定や教育相談をしていましたが、そこで知能テストなどをしながら、分けられることに怯える子どもたちに気づきました。家庭訪問をしたとき、就学猶予になりながら、家の柱にくくりつけられている少年に遭遇しました。専門家として、「分けない」、「特別扱いをしない」、「地域の学校で一緒に暮らす」ことを応援する、といった思いを深めていきました。

(2) そのためには、ひとりの専門家が当該の親子と一対一関係で「教育相談」をしていても埒があかないと思いだしました。私は、自分がそのときまで勉強、研究してきた「特殊教育における教育学や心理学」は選別・差別に加担するものでしかなかったと総括する自

主講座を開きながら、そこで出会った学生たちや教員たちと「子供問題研究会」をつくりました(子供問題研究会『実践的主体形成の模索-教育差別と特殊教育』自主出版、72年)。また、教育相談に来ていた親子に、「勉強ができてもできなくても、地域の学校へ行こう」、「そのために一緒に考えよう」と呼びかけて「教育を考える会」を始めました(72年)。「教育を考える会」は「子供問題研究会」活動の軸で、そこに入出入りする人々が、ミニコミ『ゆきわたり』を発行し、そこでの語り合いの内容を公開しながら、一方で、ピクニックや「夏の合宿」などを企画、実行いたしました『ゆきわたり』は本年、2001年6月で、322号)。

(3) 「教育を考える会」では、子どもの希望や意見も聞きましたが、そのなかで、或る少年が発した「俺、普通に行きたい」という言葉は衝撃的でした。彼の父親は、「勉強はもういい、手に職をつけるのがいい」と中学進学にあたって、担任のアドバイス通り、特殊学級に入れようとしていました。母親は迷っていたので、息子と一緒にこの会を訪れたのでした。彼のメッセージには「分けられないで、今まで通り、普通学級に行きたい」、「普通にあたり前に生きたい、暮らしたい」という思いが込められていました。

以後、私たちは、「普通に」とか「あたりまえに」とかいう言葉をよく使うようになりましたが、むしろ、そのような生活は問題がない、理想、素敵、と思ったからではありません。むしろ、「普通学級」は、分けられていない、隔離されていないだけで、その分、問題が

隠されていない、露呈しているところでもあるわけです。普通学級に行って「本当に良かった」という、うれしい元気の出ることを何度も体験してきましたが、逆に、普通学級に行ったがゆえに、無視、軽視された、いじめられた、といった悲しい腹立たしい体験も重ねてきました。しかし、私たちは、これらの事態を直ちに「障害者差別」とくくって、告発し告発される関係にしようだけではいけないと言いつつ聞かせあってきました。すなわち、私たちは、これらの事態に直面しながら、「せめぎあう共生」という現実、つまり「お互い様」の世界の一端として受け止めなくてはならない場合があることも気付いてきました。重ねて確認ですが、そこが「普通の場合」なのです。

そんなことを考え出した頃、私たちは、『共に生きる』(自主出版、73年)、『俺、普通に行きたい』(正・統)(明治図書、74年、76年)、『「障害児」観再考』(教育=共育 試論)(明治図書、76年)を出しました。もしかすると、「共育」が活字化されたのはこの本が最初かもしれませんが、実は、「教育」の語呂合わせで生まれた「共育」は、障害幼児とみなされたがゆえに幼稚園を断られた或る母親が書いた手記のなかで出会った新鮮なメッセージでした。

(4) 70年代半ば、私たちは、金井康治君親子と出会うのですが、彼は養護学校へ通っていました。「弟と一緒に学校に行きたい」という願いに励まされて、両親は校区の学校(東京・足立区立花畑東小学校)への転校手続きに入りましたが、普通学校への転校は、別学教育制度の完成としての養護学校義務化(79年)の動きの下で難航しました。彼らの闘いは2000日に及びましたが、そこでいよいよ対立するものとして迫ってきた事態は、「障害児を発達保障する場として養護学校義務化を徹底する」という主張と運動でした。「能力主義的な分断、能力なき者の切り捨て、排除」という話とはちがって、「個々人の発達課題・発達段階を大切に科学的で専門的な教育」という主張は、多くの人々を納得させたようで、私たちには、発達保障論こそが分断を合理化する手強い相手でした。なお、康治君は、1999年9月、亡くなりました。享年30才で、い

まだ若い生命でした。ここでもご冥福を祈りたいと思います。(金井闘争記録編集委員会『2000日・そしてこれから』千書房、1987年)

(5) 80年代当初、私は、アメリカ合州国の、障害児・者が隔離施設からコミュニティへメイン・ストリーミング(合流)する動きと、黒人が白人社会へインテグレーション(統合)される流れに関心をもって、一年間の取材旅行をしました。そこで発見したことは、「統合下の新たな分離」という事態でした。そこでは、黒人も白人も障害児も非障害児もすべて、特殊教育の対象として包摂されつつ、個々人のニーズに応じた教育計画(Individualized Educational Programs)にしたがって分けられていました。同じコミュニティ・スクール下ではあるけれども、IQ128以上で、国語、数学など特定主要教科に優れた子どもたちの才能児学級(白人中心)、情緒的・行動的問題を持っている子どもたちの行動障害児学級(黒人中心)、学習障害児学級(白人中心)、精神遅滞児学級(黒人中心)など、多様、多様な教育集団が成り立っていました。私は、一旦は「統合」が実現しても、そこでの「個性化」「個別化」をめざした「教育」が強調される限り、白人と黒人、「有能」とみなされた者と「無能」とみなされた者の「分離」は必然であると気付きました(拙著『障害児教育と人種問題』現代書館、82年)。

(6) 80年代を通して、私は、日教組全国教研集会など各地の教研集会の「障害児教育分科会」に共同研究者として参加しました。発達保障論が支配していたところへ「共生・共学」を旗標に乗り込んでいくので、勇気のいる疲れることでしたが、発達保障論の分断・隔離性をいよいよ明確に体験することができましたし「共生・共学」に共鳴する各地の教員たちに出会うことができました。

教研に参加しながら、発達保障論は、養護学校義務化の徹底など、障害児教育のところで、典型的に、その問題性を露呈したけれど、学校教育総体がこの思想に立っていたのだと気付きました。その意味で、「共生・共学」の願いと主張は、校区の普通学級へ特殊学

校・特殊学級から逆流することであり、学校を「共に暮らす場」として捉え直しながら、その場の中で「教育」を部分化、相対化することでした。とすれば、「共生・共学が発達保障か」は、「障害児教育分科会の争論」であったけれども、実は「全国教研」全体の中心的争点であると、私は思うようになりました。そんな観点から、私は、「80年代日教組全国教研の争論」を振り返って『共生・共学が発達保障か』(現代書館、91年)を世に問いました。

90年代に入ると、日教組は、日教組と全教に分裂しました。そのときまで既述分科会で、争っていた発達保障論派の人たちは、全教のほうへ行ってしまいました。私は、戦意を失った感じで、これ以上、この分科会に関わる気持ちがなくなったのですが、何人かの「共生・共学」派の要請の中で、改めて、今年(2001年)の冬まで教研に参加してきました。そこでは、「共生・共学をめざして」というレポートが多くなりました。「共生・共学」を「せめぎあう現実」として描くのではなく、あるべき「教育」の方向として、この言葉が理念化されていく流れに直面することになりました。障害児学校・学級から普通学校・学級への交流、学習障害児や情緒障害児などの普通学級から個別指導学級への通級、障害児教育専門家の普通学校・学級での指導・助言、普通学級への介助員や障害児学級担任の関与、プレー・ルームなど心理治療的接近の試みなど、普通学校・学級を軸に、障害児を個別化しつつ教育する模索が開始されているのです。

日教組も文部省も、そして教育現場も、このような流れを包括してインクルージョンと言っていますが、これは、既にお話したアメリカの場合ととても似てきています。つまり、日本においても、「教育の個性化、個別化」のなかで「統合下の新たな分離」が進行していると言わなくてはなりません。

「共生・共学をめざして」、いま、ここでは、「共生・共学」を棚上げしながら、子どもたちが個々バラバラにされていっている事態を凝視したいと思いません。

この文脈でもう一つ、着目しておきたいことですが、このような「分離」の事態は、「二一世紀日本の構

想 懇談会が提出した報告書「日本におけるフロンティアは日本の中にある—自立と協治で築く新世紀(2000年1月)や「教育改革国民会議報告 教育を変える一七の提案(2000年年12月)やが時の政府に提言した、「フロンティア(「創造性に富む人間」)を大胆に育成するという至上課題からも生起してくると言わなくてはなりません。とすれば、(障害児も健常児も含んだ)すべての子どもたちがバラバラにされながら、しかも、そこで、(国民会議報告書の用法で言えば)創造性に富む人間」から「問題を起こす子ども」までの能力主義的な序列化が細かく急激に進行すると警戒しなくてはなりません(拙論「『教育の転換』とスクールカウンセラー」『現代思想』2000年8月号)。

(7)子供問題研究会は、以上に述べたような問題意識を抱えながら、「地域でゴチャゴチャ一緒に暮らす」ことを応援し、同研究会では、「共に遊び、共に学び、共に働く」場を幾つもつくってきました。今回は、その二つの話題を紹介します。ひとつは、87年春からですが、私たちは、定食屋と金曜酒場「こもん軒」(東京都文京区)を経営してきました。福祉作業所形式にして、行政から財政的補助を受けながら、実質「共に働く場」にするという話もあったのかもしれませんが。

しかし、私たちは、誰かが「障害者」になり、誰かが「指導者」になるという管理的、階層的関係にちゅうちょしましたし、それでは「町の中の普通のお店」ではないと思いました。そんなわけで、私たちは、このお店を「有限会社」にしました。

もちろん、店長的仕事、会計業務、メニューの作成、料理、配膳、出前、宣伝など、いろんな仕事があり、人には得手、不得手があるので、役割分担と協力という関係があります。結果として、いや、最初から分かっている話なのかもしれませんが、売り上げに積極的に貢献する人たちもいれば、少ししか貢献しない人たちもいます。また、「あの人がいない日は楽」と感じさせる、仕事の足を引っ張る人もいます。こうして、有限会社「こもん軒」は、14年間、やりくりして、やっさもっさしながら働く「町の中の普通のお店」

として続いてきました。

そうは言っても、やはり「普通じゃないね、特別だよなあ」と思うことがたくさんあります。例えば、外からは、どうしても、障害者が何人もいて、そこに何人かのボランティアが入れ替わりで働いている奇特なお店と見られることがあって、それが「お店の評判」になり、商売で得する話になることがあります。また、そこで得た収益は、年齢、能力に関係なく、平等に分け合ってきたのですが、今は、不況にさらされて、「遅配」が続いています。「遅配」の事態は「世間並み」であると苦笑していますが、こんな乱暴な給料配分でもつぶれないでいるのは、お互いの思い入れとやりくりがあるからで、その意味で言えば、「普通じゃないね、特別だよなあ」と思わざるをえません。「普通に共に働く」とは、問題と矛盾があって当然、それらを「福祉」の制度でくくらない、隠蔽しないことぐらいじゃないかなと思うことがあります。

(8)子供問題研究会はよく遊びます。新年会から始まってクリスマス会で終わる一年間を30年近く重ねてきましたが、その間には、春のピクニック、夏の合宿、秋のソフトボール・野球大会が入ります。そして、長野県伊那では、かれこれ、10年近くになります。丸太小屋づくりが続いていますし、「夏の合宿 場所、青部セミナーハウス(大井川中流)を、昨春(2000年)から、あと二団体と一緒に運営管理しています。ときに真面目に考えることもあって、「春の討論集会」、「子問研・こもん軒運営会議」などがそれにあたります。

96年夏、遊び好きな私たちは、二週間近くかけて「アメリカ大陸横断旅行」をしました。総勢71名でしたが、そこには、よくてんかん発作を起こす者、目を離すとどこかへ消えてしまう者、すぐに座りこんで周りを手こずらせる者、あたりかまわず大声を出す者、どこでもおしっこをしたがる者など、一群のトラブルメーカーズもいました。長いつきあいのなかの者たちなので、外目から思うほど、大変ではありませんでした。というより、そんなことは十分にわかっていることでした。それにしても、ハリウッドの町中で迷子を

出したときにはビビりましたし、やっと見つかったときには、こんなにうれしかったことはありませんでした。

実は、私たちの数人が、この迷子の少年を見つけだして、ユニバーサル・スタジオですでに遊んでいた先陣に追いつくと、そこでは、新しい、戸惑わせる体験が起きていました。若者たちに両脇を抱えられながら歩いていたピッコを引く少年を見るや、その職員は車いすを勧めたそうですが、若者たちは、彼が車いすに乗ることに味をしめたら、これからの旅が思いやられると思って断ったそうです。私たちは、「このような者には車いすを」というマニュアル的な善意にまずは戸惑ったわけですが、似たような別の話が相次いで起こりました。

私たちの団には、このとき、すでに三人の車いすに乗る少年、少女がいました。巡回中の別の職員は、この三人それぞれの押し、押されるひとかたまりを見かけると、長い行列を作って待っている人々の先頭に彼らを案内して、すぐにも当該のアトラクションを楽しめるようにしてくれました。あわてたのは、残された側です。このシステムに乗ると、乗った側、残された側、両者が慣れない外国の地でバラバラにされてしまうので、当惑したのです。それに加えて、車いすに乗る者とその取り巻きは、自分たちだけへの「優遇措置」に対して居心地の悪さを感じたと言います。その感じは「まともで、いいなあ」と、私は、後刻聞いて、ほくそ笑みしました。

私たちは、ロサンゼルスからニューヨークへ北回りで列車だけを乗り継いで旅したのですが、グランド・キャニオンの観光を終えて乗り込んだフラッグスタッフ駅からカンザス・シティ駅までは一昼夜乗り続けることとなります。その折り、車いすに乗る少年の母親から、ひとつの問題が投げこまれました。“車いす専用ルームに割り当てられたのだが、本人は友達と過ごしたいと言っている、何とかならないかという相談でした。若者たちは、その感じをすぐに了解して、改めて部屋割りを仕直しました。彼は、旅の中で仲良くなった同年代の子どもたちと一緒に部屋に移りましたし、この専用ルームは、或る若者チームが例の迷子少

年と一緒に占拠することになりました。

こんな具合に、アメリカでは、障害者のための施設・設備とサービスが整っていて、とても便利といえば便利でした。直々に体験したバリア・フリー的施設・設備は「車いす」中心でした。だから、「車いす組」とそうでない者たちとの泣き別れがよく起こりました。また、そんなものを使わないで、手助けでやりくりしてしまおうとすると、そんなときでも、それらを使うようにとせかされたり、それゆえに遠回りさせられました。こうして、私たちは、生身同士の肌身の関係で「一緒に生きる」喜怒哀楽を体験してきただけに、アメリカ的バリア・フリー世界には、どうしても馴染むことができませんでした。

この旅の途中、シカゴで、80年代当初に私の取材旅行に協力し指導してくれた人種統合論者、ワインバーグ教授に出会ったのですが、そのとき、私たちは、このようなアメリカ体験を批判的に話しました。彼はうなずきながら、「そういえば、黒人差別を解消していく経過に、分離すれども平等という原則があったけれど、それは間違いだったんだよね。55年のブラウン判決は、分離そのものが差別だとなって、共学の強制となったんだ」と、彼の得手の話をしてくれました。日本でも、「共に生きる」を主張しながら、「バリア・フリー社会」を目指していますが、私たちは、こんな旅の体験もあって、「バリア・フリー社会をめざす」ことで、「共に生きる」が「分離」へと再び傾斜していかないかという問いを自他に発し続けています。(子供問題研究会編『アメリカ大陸横断旅行』自主出版、97年。なお、同会機関紙『ゆきわたり』は、「バリア・フリー社会」を問う作業を続けている。)

(9)私は、今まで、私たちの体験を振り返りながら、健常者と障害者が「共に生きる」ということをめぐって、いくつかの問題や矛盾を報告しました。最後に、この辺りのことで、あと二つの話題を紹介したいと思います。実は、私たちが、72年春に「教育を考える会」を呼びかけた前後に、兵庫県が「不幸な子どもを生まない施策」の一環として、ダウン症など障害胎児の羊水診断と人工妊娠中絶に関して無料化するという

施策を発表しました。私たちは、障害児は、いま、ここで、「不幸な不幸にさせている存在」であるがゆえに、本当は生まれてこなかったに越したことがないと思っている社会、世間に対して恐怖しました。私は、さっそく、新聞にこの施策を批判する投書をしたのですが、反論は意外なところから返ってきました。同じ紙面でも、電話でも、手紙でも、障害児の親たちからでした。行政の言い分は、このような親たちの気持ちを代弁しているところがあるということに気付きました。それでも、私たちは、このような親たちの何人かと「教育を考える会」で出会うことになりました。そして、対面で肉声を交わして語り合いを続けることができました。「胎児のうちに処分する行政」をめぐる議論は、子供問題研究会編『実践的主体形成の模索 教育差別と特殊教育』自主出版、72年に収録)。

「共に生きる」を言うならば、今日ではサービス医療として普及してしまっている「胎児診断」と「障害児の中絶」を批判し続けなくてはならないと思います。ここには、優生思想が貫流していると言ってもいいですし、今日的な用法で言えば、「生きるに値する生命」と「生きるに値しない生命」の仕分けと、(脳死・臓器移植に認められる事態ですが)前者のための後者の生命」というQOL(生命の質)思想があると言わなくてはなりません。また、「選択の自由」、「自己決定」、「自己責任」という、各自の処に設けられた「主体的な」選別の装置も反省的に再考されなくてはならないはずです。私たちは、そのような文脈にこだわってただけに、90年代早々に登場する「脳死・臓器移植」の合法化の動きにも反対せざるをえませんでした。このことについては、時間の関係で、多くを話せませんが、脳死・臓器移植の事態において、「脳死」者はQOLほとんどゼロ、死んだも同然、そして、レシピエントは、その「脳死」者からの臓器提供によってQOLが高くなるかもしれないという前提があります。とすれば、人には、「生きるに値しない」状態と「生きるに値する」状態があることになり、前者からの臓器摘出と後者への臓器移植は、厳密に言うとな殺人を含む行為かもしれないけれど、臓器提供者の意思があらかじめ明確であれば、それは十分に倫理化、合法化されうるとなりま

す。今日の臓器移植法は、この論理と倫理に立っているわけですが、ここには、QOLをスケールにした「人間の価値(特に能力と意思)」の序列化や、「死の自己決定権」という「死の私有化」と「権利行使の能力」を前提とした「個人に完結した「権利」」の問題があります。「共に生きる」ことを検証する際の、もう一つの今日的課題がここにもあるのです。(このことについては、本学会第7回総会「シンポジウム: 先端医療の中の自己決定権とカウンセリングを考える」本誌第7巻第2号、99年11月、拙著『脳死・臓器移植、何が問題か「死ぬ権利と生命の価値」論を軸に』現代書館2001年)などで論じてきた。)

以上、9点にわたって、「共に生きる」ことを検証する切り口を、私の個人史にも言及しながら、簡単に紹介しました。ご意見、ご感想をいただくことを楽しみにしながら、発題を終わります。(なお、子供問題研究会機関紙『ゆきわたり』をお読みにになりたい方は、同研究会事務局・電話03-3824-3306、FAX03-3824-3307、にお問い合わせ下さい。)

発題2 施設福祉から障害者の地域生活を 支えるシステムへ

横井 寿之

私は、大学を卒業して30年ほど知的障害者の入所施設で仕事をしていました。したがって、ここでは、入所施設に30年仕事をしてきた人間として感じてきたこと、問題に思ってきたこと、それから実践してきたことについて、限られた時間ですけれどもお話ししたいと思います。

1. 大規模施設成立の時代

私は、日本で最初につくられた知的障害者のための大規模施設「道立太陽の園」という施設に、昭和43年に就職しました。「太陽の園」は北海道が伊達市につくった400人収容(入所)規模の施設です。全道各地から知

的障害者を入所させる大規模施設で「コロニー」と呼ばれた施設でした。当時、私はそのことに対してさほどの疑問を持っていたわけではありません。むしろ障害者が地域で暮らせないという、世間の理解や社会の声に応えて、北海道が全国に先駆けて終生保護の大規模施設を伊達市につくり、それが障害者福祉の最先端だというふう聞いて、その現場に入りました。

現場に入って、それが普通なことではないと気がつくのに時間はかかりませんでした。なぜかといえば、「太陽の園」に入所するために、たとえば稚内や網走などの遠距離からくる人は札幌で1泊しなければならぬわけでした。札幌の宿で、親子は「明日、いよいよ太陽の園に入る」ということで泣き明かすわけでした。そんな状況を一様に家族は経験して伊達の「太陽の園」に来たわけでした。僕は中学生未満年齢の子どもたちを担当しましたが、子どもたちがお母さん、お父さんが帰るときに、泣いて追いかける場面を見ることになりました。親が帰った後も、しばらくは、「太陽の園」というのは東山という伊達市が一望できる所の中腹にあるのですけれども、夜はそこから伊達の灯りを見ながら子どもたちが泣いているという状況でした。

夏休み・冬休みの夏期冬期の休暇で、2週間しか家に帰ることができないという施設の暮らしを余儀なくされます。

私たち施設職員はそうした状況にあっても、それなりにがんばってきたつもりです。また「太陽の園」の同僚職員は今もある意味でがんばっています。

伊達市には今250人以上の人たちが施設を出て、地域で暮らしています。全国に「太陽の園」がきっかけとなって、いわゆる大規模施設事業団方式・コロニーと言われた施設が全国につくられるようになりましたが、そうした大規模施設の中では特筆に値すると思います。

私はこの大規模施設に11年いましたけれども、最初のころは若い集団でしたから、職員となったばかりの若い集団であっても、熱意と意思で運営することができました。しかし、徐々に150人の職員規模に大規模化し、組織としてのシステムや指導体制のシステムというものが整備されるにしたがって、何をす

るにしても簡単には行かなくなります。ひとつの学園の中での合意だけでは決定できず、100人単位の4つの規模の学園がありましたから、4つの学園の合意を得なければなりません。それから、幹部職員を含めた幹部会議での合意を得なければならないというような仕組みができあがり、何か一つするにしても、様々な職域の決済をもらわなければならないというシステムが段々整備されてきました。一方で職員をシステム化していくために、職階制ができあがってきました。

そのことについては、私は当時、組合をやっていたので、反対をずっと続けたわけですけれども、結果的にはそういうシステムができあがっていきます。

そうすると、たとえば、ある年に私は児童の担当をしていましたが、それも、もっとも障害の重い情緒障害児、いわゆる自閉症児という子どもたち20人の寮の担当でした。その寮で1泊のキャンプをするということを計画しました。この計画は大反対にあいました。4つの学園すべてから反対にあいましたし、幹部会員からも反対があって許可できないということでした。

なぜ許可できないのかということ、当時1泊で重度の多動の子どもたちをキャンプに連れて行くというのはあまりにも危険が多すぎる。障害の軽度の寮でさえ実施していないことを、重度の寮を担当するお前が計画するということは認められないと。」ということでした。

そのときに、園長が私に言ったのは、その計画を7月に出したのですけれども、「思いつきで出すな」というふうに言われました。当時私は若かったですから、8月の行事を7月に計画を出すことがなぜ思いつきなのかということで大喧嘩をしましたけれども、結局そのことは通りませんでした。では思いつきでないとしたらいつ出せばいいんだということ、年度初めの4月の計画に出せというわけです。そこで翌年の4月にその計画を出して、ほとんど文句が言われることのないように、あらゆることを考え、あらゆる事項、リスクを考えて、ボランティアと父兄を導入して、伊達の「太陽の園」で最初の1泊キャンプをやりました。すべてにわたって何かをやると、そういうエネルギーを必要とする組織の中で働いていることのアホらしさといえます

か、バカバカしさといえますか、そういうことを感じるようになって、大規模施設の「太陽の園」を退職し、昭和55年に道北に人口5千人程の剣淵町に新設される施設の開設に参画しました。

私自身は大規模施設を辞めましたが、ノーマライゼーションが叫ばれる時代に、構造改革で利用者の権利擁護ということが言われる時代に、この大規模施設に入所している人達の「人権問題」について、また、大規模施設の存続の是非について誰も公の議論としないことは大きな疑問と言わざるを得ません。

2. 地域に根ざした施設づくり

剣淵の施設に移った当時、北海道の多くの施設が全道各地から入居者を集めるというようなことをやっていたわけですが、剣淵町の施設は道北上川支庁管内にあるわけですから、その管内の人だけを入所させようという方針を持ちました。

何かあっても家族と相談できる距離、それは車で2時間の距離だろうと。そうすると上川支庁管内の人たちということになるわけです。それまで上川支庁管内には旭川を中心に北の方は中川という所までですけれども、車で約3時間ぐらいの距離です。その管内に施設は1ヶ所ありませんでした。したがって私たちは旭川も含めて、その管内の人たちで定員50人のところを45人、ほぼ90パーセントの人たちを管内から受け入れるということからはじめました。この管内から遠くの施設に入所している人を管内に呼び戻すということ、管内の障害者を遠くの管外の施設に入れられないということが、開設時の私たちの施設の基本的な方針でした。施設自体がまず地域にあるということ、地域との関わりで役割を担うことのできる施設という考え方でした。次に、私たちの課題は終生施設の中で暮らすのではなくて、地域の中で共に生きる、その当時の言葉で「地域生活の実現」ということでした。とりえず福祉の措置で施設に入ってきた人々を次にいかにして施設から出すかということが実践の最大の課題でした。

学園の開設から4年目に、私は施設長に就任しまし

た。施設長として最初にしたことは、施設の入居者を施設に在籍のまま、町の中に暮らしの場をつくるということでした。

そして、一方で知的障害者を入所させる際に、必ずご両親に來園してもらい、「子どもは基本的に終生保護とか、一生この施設で暮らすというようなことを方針にはしない。どんな重度の障害がある人もいつか施設から出して、地域で暮らすようにします。そういうことでも良かったら、私どもの施設を利用して下さい」という話をすべての親たちにして、そのことを了解した親たちの子どもを受け入れてきました。

50人規模の施設でしたけれども、私が辞めるまでに30人近い人たちが施設を出て剣淵という町で暮らすようになりました。そのためのグループホームもいくつかつくりました。そうしたやり方で、とりあえず施設を何年か利用しても、いずれ地域の中での暮らしを用意していくというのが、私にとって施設運営の最も重要な理念であり課題でもありました。

しかし、単純に考えてみていただければ、すぐ疑問に思うと思います。福祉施設が何もないと地域の障害者は自分の町ではなく、入所施設のあるよその町に障害者をだして終わってしまう。私たちが剣淵という町で、周辺町村の障害者を受け入れて、そして剣淵という町で暮らしの場をつくる。この取り組み、つまり剣淵という町で地域福祉の実践を真面目にすればするほど、周辺町村は障害者の福祉施策には何も取り組まず、剣淵の町だけが障害者が増えていくという状況が生まれてくる。

私がいた当時、5,500人以上いた人口が、18年間僕はそこにいましたけれども、最終的には4,200人ぐらいになっています。離農していく人たち、町を離れる人たちが多くなっている一方で、障害者が増えているということ言えば、人口の割合に対する障害者の率というのは段々高くなっていくのです。そのことの不自然さということも一方ではあります。

3. 地域福祉の理念と親の意識

一方では、先程言いましたように、福祉施策のなに

もない町の障害者を剣淵の施設が受けて、剣淵という町に住ませるといこと、それをいつまでやればいいんだと。結局、そういうことを僕がやり続けている限りは、周辺町村は自分の町で障害者の福祉なんていうことは基本的に考えていなくなる、そういうことになる。そういう結果を推し進めているだけではないだろうかとそんなふうに思うようになります。

したがって、入所を希望する父母には、とりあえず剣淵の施設に入所してもいつか出身地域に帰します。そういうことで良かったら、預けて下さい、それまでの間は私どもがみましようというふうに言って、実践をしてきました。

剣淵の町で、施設のある町でグループホームをつくって、そこに出して行くうちは、親たちは多少の批判があっても、多少の不安とか不満があっても何も言いませんでしたけれども、当麻町という旭川の隣の町、剣淵の町から40分程の所なのですけれども、僕はそこの出身者を当麻の町に帰すという初めての取り組みをします。たまたま当麻の親御さんたちや育成会の人たちが「私どもの町には何もなし。作業所もない、生活する場所もない。私どもの町に是非施設をつくってくれないか」というような依頼があって、僕はそれに応えました。あわせて、私どもの施設に当麻町から入所している人たちを戻しましょうということを親御さんとの間で了解していただいて進めました。

今から5年程前に当麻町の出身者を、4人程グループホームをつくって、作業所をつくって、その作業所に通うという流れを初めてつくりました。初めて施設の入居者を出身地域に戻すということをやりました。

それをやったときに、実は大変な反対にあいました。誰が反対したかということ、まず親達反対しました。剣淵の町で出すのなら良いけれども、地元に戻れるとは思っていなかったと。親たちは自分の町に自分の子どもが帰ってくるということを急に恐れ始めるようになりました。私は父母の会の役員さんから糾弾されました。「お前は評判が悪い。余計なことをするな」と。しかし、入所のときにお父さん・お母さん方はいずれ施設から出身地域に戻すと。何もないお父さん・お母さん方の町に暮らす場所と働く場所をつくり

ましようということを知り込んでいたのではないですかというような話をしたときに、親達は子どもを施設入れるためだったら何でも言うと言いました。

私はそのときに、僕たちは親達のために働いているわけではない、親達のニーズと施設利用者のニーズ、障害を持つ人の願いとは必ずしも一致しない。私たちはどちら側の立場で働くかということ、利用者のために働く。評判が悪ければ、そのことに異議があるのであれば、どうぞ私を首にして下さいという話をしました。

そのことを切っ掛けに、僕はやはり「どうもこれはおかしい」と。本当におかしいと思っても親の言うことに面と向かって対立するということはなかなかできないものです。しかし、これ以来、私は親の意識と闘うことに決めました。親は本音は施設からだしてほしくないのです。そして、一方では、地域生活をどんなに押し進めても、限られたマンパワーでは、施設の運営は苦しくなるばかりですし、本体施設が入所施設を抱えている限りは、一方で施設から出して地域生活を進めていても、必ず一方では入所という構造を伴うわけです。本体施設をなくすることはできないわけです。どんなにたくさんの知的障害者を施設から出して地域生活に移行しても、現在の措置費制度である限りは本体施設をなくすことはできないというふうに思います。

私は、施設の職員とこの本体施設をいつ、どういつかたちでなくしていくかという議論と展望を職員の中に示しましたけれども、しかし今の措置費の仕組みでは、施設は利用者を入所させて運営費がくるわけです。そういう状況から変わっていかねば駄目だと思います。

そこで当麻町の作業所を通所施設にして、そこで当麻町出身者及びその周辺の人たちが地域で暮らすためのグループホームをつくっていく。地域で暮らすという理念のもとに、入所施設によらない福祉を人口1万人規模の平均的な町で実践するということが、いかに重要なことであるかと強く思うようになります。

なぜ1万人規模かということ、北海道の町は212市町村ありますけれども、ほとんど、75パーセントが人口

1万人以下の規模です。ほとんどの町が1万人規模を下回っているわけです。従来はそこには何もなかったわけです。そうした過疎の町が入所施設を設置するようになります。しかしそれは過疎対策の施設建設ですから、その施設に入る人たちは、ほとんどその地域の出身者とは限らないのです。北海道の施設整備率というのは全国一です。正確に言えば全国で2番目です。全国一は秋田県です。秋田県は東京都の委託契約施設がたくさんあります。委託施設は山形にも青森にもあります。東京都の人たちは、東京都の方に怒られるかもしれませんが、秋田・青森・山形などの東北の過疎地に施設をつくって東京都の知的障害者を9割入所させる。1割は地元の人を受け入れるということで東京都はお金を出して、育成会がお金を出して施設をつくりました。

東京都は一方でそういうことをやっているわけです。また一方でどういうことをやっているかということ、東京都のつくる施設は、僕は批判をしているのですけれども、ある施設は定員70人に対して46億もの建物をつくりました。1人当たりの建築費は7千万・8千万という建物です。その施設が「これは日本のモデルだ」と言うわけです。

僕は、そんな施設をモデルなんて言うのは世界に向かって恥ずかしいことだというふうに言い続けるようにしています。

なぜかといえば、いくら土地と住宅が高い東京都だって、1人当たりの建設コストに7千万・8千万かけるのであれば、4人の住居を、4人×7千万=2億8千万あったら立派な住宅が買えるだろうと。そういうことがこれからの時代ではないかと。

では、46億かけて、1人当たり7千万・8千万かけた施設が、当事者中心の施設になっているかということ、決してそうではないんです。私は剣淵で平成5年に個室の施設をつくりました。町が3億6千万を出してくれましたので、全国で初めて50人定員の施設としては、52室全室6畳の個室という施設をつくりました。

僕はその当時、入所施設のQOL(クオリティーオブライフ)ということが、あたり前のようにいわれる時代でしたから、施設生活の質というからには、お金を

たくさんだす東京都は46億も出して施設を建てるのだから、みんな個室になっているのかと思っていました。

東京都の施設が個室の施設をつくったというのなら、46億かけてもある意味では意味があるかもしれないと思いましたけれども、決してそうではなかったのです。利用者にとって関係のないところが立派でお金をかけている。そんな程度の話なのです。そして一方で東京都は障害者を地方に移している。こういう現実をやはり批判し続けなければならないというふうに僕は思います。こうしたことに何も異議を言わない福祉関係者・研究者の言う「障害者中心」とか「人権」とかは一体どのようなものかと思います。

4. 人権問題から構造改革へ

この10年間、大きくある意味で流れは変わりました。同時に、この10年間いろいろな問題が福祉の現場では出てきました。1つは、施設における人権侵害の実態がマスコミで告発されるようになりました。この10年間、こういう人権侵害の事例が新たに出てきたのかというと、それは決してそうではなくて、今まであったことが、この1980年以降の国際障害者年の中で、障害者の人権ということがやっと言われるようになって、1990年代になって、東京のステップをはじめオンブズマン制度や権利擁護センターがつくられるという社会的な背景があります。

そういう背景から社会福祉基礎構造改革、国がこの福祉構造を変えろといった構造改革の中に初めて、障害者の人権擁護の視点の福祉をつくる。それから当事者中心の施設福祉をする。施設福祉から地域福祉へ日本は転換する。措置費制度から当事者中心・利用契約制度に変更する。大きな柱を、そういうふうにして厚生省は発表しました。

私たちは、そのことになんか期待をしています。戦後初めて厚生省が理念を示し、初めて権利擁護をいい、人権という言葉を使うわけです。

戦後50年の福祉の弊害である措置費制度から、当事者の利用契約制度に変わった。そうして施設福祉か

ら地域福祉へというふうに言った。理念は掲げた。これが、この2000年の新法で、どんなふうにも現実的に活かされるかということに関心を持って見ていくことが必要です。当時、この計画を推進した厚生省の局長に随分言いました。

金の流れを変えなかったら駄目だということを言いました。施設福祉から地域福祉へと言っても、今の障害福祉関係予算のほぼ9割は施設の予算です。在宅地域福祉の予算というのはわずか1割しかありません。この構造が変わらないうちは、施設福祉から地域福祉へといっても、地域の中に選ぶべきサービスが何も無い。現状は地域に利用すべきサービスが無いわけですから、そこがどう変わるかということが私たちにとっては最大の関心事なのです。

今、平成15年に向けて厚生省は福祉関係者・学識経験者とどんな施策を充実するかということをやっています。それは公にはされていませんけれども、現段階では失望する以外になにもものもないというふうに思っています。

つまり、今ある社会福祉施設、社会福祉法人による社会福祉施設が抜本的に変わることはない。この数年、福祉施設の業界は福祉構造改革が発表されて猛烈に抵抗してきたわけです。結果的には厚生省が当初考えていたことが大きく後退して、今ある施設が潰れないようなかたちでの措置費という名目でない、利用料というかたちのお金の流れが出てきますけれども。ほとんど措置費と変わらない流れになるだろうということ言えば、この国の福祉構造改革もそんなに期待はできないなというふうに思っています。

5. 地域支援のサービスを創り、支える社会を

そこで、ではどうしたら私たちはそういう実態の中で地域で暮らす、入所施設によらないという実践をするかというふうに言えば、今この10年で顕著に現れている福祉の現場で起きていることを申し上げれば、たとえばレスパイトサービスだとか、地域生活支援センターという、ある意味で無認可の、まったくのボランティアでスタートした民間のサービスが、段々定着し

ています。

多くの親達が施設に入れたいというふうに思うのは、何かあったら困るわけです。自分が倒れたときにどうしようか。自分が具合が悪くなったときにはどうしようか。見てくれる人がいない。見てくれるサービスがない。

ほんの2時間だけでも見てくれることができれば、困ったときに支援してくるサービスが地域にあれば、今、施設に入れるということを思い止まることができるかもしれない。

そういうサービスがこの5年間に大きくひろがり、今日本では求められるサービスとなりつつあります。

たとえば、埼玉県では5年前に上尾市に「のっく」という24時間障害者支援サービスの事業所がスタートしました。これは、それまで施設職員だった3人の女性が児童施設の中にある管理主義、それから体罰による躰に失望して施設職員を辞めて、地域の中でサービスを築くと言って始めたサービスです。レスパイトサービスというのは、一般的な言い方ですけども、レスパイトというのは家族をある意味で休憩させるという、休ませるという意味です。それはアメリカでスタートしたサービスですけども、そういうサービスが求められ、広がり始めています。

これは国の制度にはありませんから、1時間900円いくらかという、家族が支払う利用料によって成り立っているサービスです。そういうサービスをスタートしたときに、果たしてこのサービスが本当に親たちのニーズを満たすことができるのか。あるいはそういうニーズがあるのかというふうに言われましたが、今や160家族が会員登録をしていて、8千時間のサービスの時間にもなっております。

彼女たちは、当初無給でスタートしました。当初のサービスは、そんなに利用料・収入があったわけではありませんから、このサービスを潰すわけにはいかないと、来年に向けて積み立てようという彼女たちは1年間無給でした。貯金を食いつぶして生活をしていました。今もたぶんそうです。2年目からやっと8万円もらえるようになった。3年目から12万5千円もらえるようになった。4年目になって、もっともらえるよ

うになったけれども、女性3人ですから、男の子を受け入れるとなれば男の子を入浴させなければならぬ。同性介護ということが原則だから、自分たちの給料を上げるよりも男性スタッフを雇う。今5人のスタッフでやっていますけれども、給料は12万5千円です。

しかし、そういう状況にあるけれども、僕らにとっては5年前までは何もない埼玉県というふうに言っていた県ですけども、そのレスパイトサービスの事業所が今や20数力所以上になっています。上尾市が助成するようになりました。埼玉県が助成するようになりました。

まだ、これだけで安定的に運営できるというわけではありませんけれども、よく通常行政に、こういう事業を立ち上げてほしいというふうに言ったら必ず行政は言います。「ニーズがあればやりますよ」と。しかし、ニーズというのは何もないところでは起きてこないのです。サービスの形態をつくれればニーズは出てくるのです。

今、最も行政が支援しているところは滋賀県です。ほぼ同じ時期に滋賀県の甲賀郡というところで、あそこに信楽青年寮という施設がありますけれども、その施設職員が、私どもと実は長い交流のある施設なのですけれども、当時、私どもは町興し・地域興しをやっていた関係があって、彼らはそれに触発されました。私たちは、ここにいる80人の入居者、50人の利用者のことだけを考えていては駄目なんだと、地域のあり様を考えなければ駄目なんだと、彼らは考えるようになります。何をすべきか。在宅の人のレスパイトサービスを始めようということで信楽青年寮の職員が非番、公休、時間外を使ってボランティアでそういうサービスを立ち上げました。

平成7年に、このサービスこそがこれから大事になっていくと滋賀県は考えるようになります。甲賀郡は7カ町村あるのですけれども、滋賀県の吉岡という厚生省から出向してきた障害福祉課長が、これを全国の先駆けにしようと、在宅サービスの先駆けにしようと制度化する事になります。滋賀県は福祉発祥の地というふうに私どもは通常言うことがあるのですけれど

も、戦後は優れた取組をしたけれども、その後は取り立てて特筆すべきものは何もない。あのときに吉岡という課長は滋賀県は「腐っても鯛だ」ということを示そうというふうに言ったそうです。「さすが」というふうに僕は思いましたけれども、その吉岡課長は7カ町村の町長を説得して、県が半分金を出す、町村も半分金を出せということで、6千万のお金で甲賀郡の24時間サービスを始めました。

専任のスタッフ6人、それから非常勤スタッフ2人というかたちで平成7年からスタートしました。これは日本で最初に県が制度化した知的障害者の24時間サービス、甲賀郡のサービスになります。滋賀県は7郡ありますけれども、今年の状況はわかりませんが、去年までの状況では7郡のうち6郡までが24時間サービスができています。あと1郡つくれば滋賀県は全県下、障害者24時間在宅支援サービスが県として制度化するという状況になってきています。

こんなことができれば、どういうことが起きるかという、実は養護学校に行くとか、あるいは通所施設に行くとか、あるいは作業所に行くとかと言っても、基本的には家族は24時間365日、彼らとともに暮らしているわけです。これは必ずもちません。必ず親たちは介護負担に陥ります。養護学校の子どもに関して最も多いサービスは、養護学校が終わったらその子どもたちを迎えに行くサービス、それから養護学校に行くときに親が勤務の時間でどうしても送りに行けない、それを職員が送りに行くサービス、そういうサービスが多くなっているわけです。

それができれば親御さんたちは、お母さんたちは今の仕事を辞めなくてもいいわけです。その間、預ければいいわけです。それで段々とサービスとして広がってきているわけです。埼玉県の中で東松山市という市がありますけれども、ここに「ハロー・キッズ」という知的障害者の通園施設があります。そこでも同じ在宅24時間サービスを始めました、東松山市で。そのサービス量が段々多くなってきて、佐藤進という施設長で理事長ですけれども、彼が「これはおかしい」と思うのです。なぜ一施設が、東松山市全体の在宅障害者のサービスをやらなければならないのか。そのために施

設は過大な職員の、ある意味ではボランティアによっているわけです。法人としても、いわゆる入所以外の、収入にならない事業に人件費に当てなければならない。むしろこれは東松山市がやるべきサービスではないのかと。東松山市に働きかけて、今まで利用していたサービスの対象者、それをやっていた職員をまるごと東松山市の社協に移して、東松山市の社協で24時間サービスをやるようになったのです。

そういう動きが今全国に広がってきています。北海道は残念ながら入所施設万端で戦後50年きました。北海道は地域的な問題もあって、入所施設ばかりが増えてきて通所が伸びません。また作業所も都市部だけに限られています。

したがって、レスパイトサービスはなかなか伸びないところですが、しかし北海道でもそういうレスパイトサービスを始めるところが出てきています。旭川市に「ピッコロ」という事業所が、旭川の在宅障害者のための24時間サービスを始めました。札幌市では中央区に「いーな・いーず」というサービスがあります。それから帯広に「フリーダム十勝」という事業所が24時間サービスを始めています。この「フリーダム十勝」は学校の先生が始めたサービスです。私は彼らの活動はすてきだと思っています。養護学校から帰ってきて地域での、あるいは家族での暮らしが障害をもっている子どもがうまくいかなかったら、結局養護学校での生活を安定させることができないということに気づいた学校の先生が、そういうサービスを始めたのです。この4月から石狩市で、医療大の卒業生が「いーよ」という24時間サービスを立ち上げました。

私は、ノーマライゼーションの社会を実現するのだとしたら、これからの時代こういうサービスを地域の中でどうつくりあげていくかが最も大事なことだと思います。これがいわば国の制度なり都道府県の制度になっていくには、まだまだ時間がかかると思います。しかしこうしたサービスを立ち上げ、きちんとやっていくグループを支援し、育てていく、そういう実践を支え、作り上げていくことをしない限り、障害者とともに生きるなんていうことにはならないと思います

し、そういう地域や社会にはならないと思います。

発題3 「共に生きる」こととは何か

林 恭裕

「共に生きる」ことについて、障害を持つ子どもたちの普通学校への就学運動に取り組んできた経験と、職場が社会福祉協議会ということから福祉の現場で感じてきたこと、の二つの面から考えてみたいと思う。

1. 札幌共に育つ教育を進める会の活動から

「共に生きる」ことを目指して、養護学校義務化に反対して「札幌共に育つ教育を進める会」が結成されたのは、1978年の7月であった。それは、1979年の養護学校義務化により、札幌市内の知的に障害を持つ子どもの通園施設に通っていた子どもたちが自分たちの希望とは別に養護学校に振り分けられるのはおかしいという親たちとの関わり合いと、未熟児網膜症の渡辺めぐみさんの普通学校への入学という二つのことが契機となって生まれた。

私は、1974年に社会福祉協議会に就職して2、3年後、難病患者の人と車いす点検活動などを通して難病連とも接触を持ち始めていた。その時に私たちの会の代表であった菅原道子さんに会った。菅原道子さんは、未熟児網膜症の親の会の活動を熱心に行っており、その中で渡辺めぐみさんの就学運動にも積極的に取り組んでいたところから、私もいつのまにか就学運動にかかわっていった。菅原さんは、残念ながら今年の2月に故人となってしまったが、そのときから菅原さんが代表で私が事務局長ということで「札幌共に育つ教育を進める会」を運営してきた。菅原さんは、札幌市教育委員会と渡り合っている、札幌市教委の中にいつのまにかシンパをつくってしまうような人で、文字通り会の顔でした。

私は、就職した当時、施設入所中心の福祉と管理的な施設運営に違和感をいつも持ちながら仕事をしてきたこともあって、地域で生きるということにつながる

普通学校への就学運動に積極的に取り組んでいった。

「札幌共に育つ教育を進める会」の原則は、運動としての請負型をしない、障害を持つ人も持たない人も対等な関係である、ということであった。しかし、対等であるという理念をめぐる後に会は第1回目の分裂を経験することになっていく。

「札幌共に育つ教育を進める会」の活動にもかかわらず、残念ながら渡辺めぐみさんについては、普通学校への就学が認められなかった。道教委は、特例を認めるような発言をしたが、札幌市教委が、認めなかった。通園施設に通う子どもたちについては、それぞれ希望の学校に通学することができた。このように会の運動として十分な成果をあげることができなかったが、普通学校への就学運動は広がりを見せ、会は拡大していった。

養護学校義務化から5年。会の障害をもつ子どもたちの中に義務教育を終了する人も出るようになり、卒業後の進路について大きな課題となってきた。そこで、1983年11月に札幌市内の西区琴似に古い11軒家を借りて、「生活の家」を開設した。当時は、義務教育を終了しても行くところがなく、小規模作業所や共同作業所がようやく市内に開設した頃であった。「生活の家」は、ひとつには学校を終えた子どもたちの場作りとして、もうひとつは就学運動の拠点としての役割を目的として週3回運営され、共同作業所的なこともしながらもけって生産性や効率性をもとめないということを原則としていた。

その中で、最初の別れがあった。それは、当事者と支援する側との関係論をめぐることである。これまでの「生活の家」が手狭になったこと、老朽化が進んでいることもあって、もっと条件のよい「生活の家」をつくらうということで、当事者である親たちから、中古の家を購入することがもちあがってきた。そのためには、資金的に大きな負担が生じるわけで、親たちが自分たちの負担を増額する(出資する)ことを提案してきた。それは、当事者もそうでない人も会員ということで対等であるという前提が大きく崩れることになることを意味し、当事者でない会員からは同じ負担にすべきという意見が出されたが、それでは、なかなか新しい

拠点づくりが進まないということで、当事者の出資(負担)をベースにした新しい「生活の家」がスタートすることになった。多くの会員は、原則論としては、これまでの関係を貫くべきとは思っていたが、新しい拠点が必要であるということ判断して迷いながらも選択をした。しかし、会の発足当初の理念がこわれたということで、発足当初から中心的な活動を担ってきた支援者の一部が去っていった。

こうした取組みの中で、1984年9月に札幌市教育研究所が差別的なアンケートを市内の小学生に行うという事件があり、会として抗議行動を積極的に行なった。この事件以降、札幌市において普通学校に就学すること自体は、親子が希望すればそれほど抵抗を受けることはなくなった。もちろん入学後の対応については問題が残っているが。そして、さらに、就学運動の全道ネットワークが作られていった。

1993年から「生活の家」の新たな移転問題が発生した。古くから「生活の家」を担ってきた親である主要なメンバーが、現在の「生活の家」での限界を述べるようになった。それは、子どもたちが終生生活ができる場が必要であり、そのためには広いスペースと農作業もできるような場所への移転が望ましいということであった。この頃、「札幌共に育つ教育を進める会」における就学運動は停滞期にあった。就学相談などの活動は続いていたが、「生活の家」そのものの運営に人手をさかれるとともに資金確保のためのバザー製品の作成などにエネルギーをとられたことが大きな要因であった。また、財源確保のために札幌市の共同作業所補助金を受けたが、その枠組みを維持することも大きな負担となっていった。

そのために、会員の拡大もできず、固定したメンバーで「生活の家」を運営するという悪循環のなかで、危機感をもった一部の親たちが新しい「生活の家」を作る方向に向かったのであった。

そこで、1996年4月、新しい「生活の家」づくりをめざすグループが自己の家屋等を売却した資金をもとに建物をつくり、家族ぐるみでニセコに移転していった。したがってニセコの「生活の家」は、親子が共同で住む方式である。これに対しては、なぜ住みつけて

きた札幌ではなくニセコなのか、地域でとよいながらなぜ入所施設を作ろうとするのか、家族で移転できない人はどうするのか、などの意見が出され、会員間で2年間に及ぶ議論が繰り返された。

その結果、あくまでも就学運動にこだわるメンバーが残り、「札幌共に育つ教育を進める会」の活動の再構築に着手したわけである。

2回目の分裂は、「生活の家」を作るまでに会の運動が発展したが、「生活の家」を拠点化してしまったために、それぞれが住む地域から離れ、「生活の家」がひとつのコミュニティとなってしまう、会員特に当事者同士だけが結びつくような場になってしまった結果、地域との関係を希薄化していったことが要因のひとつである。「生活の家」は、そこに集まってくる人との共同体として存在することによって、居心地のよい場となり、メンバーの固定化を生み出した。その結果、運動体としてのエネルギーを失ってしまったのである。

1996年4月。それでも地域にこだわる私たちは、残って新たな「札幌共に育つ教育を進める会」の運動を始めた。その一環として、残った親子を中心に新たに共同作業所を誕生させたが、1年半で閉鎖することになった。その要因は、実際の就学運動を経ずして、そうした場を作っても、新たに利用しようとする人は、「利用する人、サービスを提供する人」という立場がはっきりしていて、共に運営していくという視点を共有できないことであった。「子どもを預ける」「サービスを利用する」という関係の中では、一方的なサービスへの希望はあるが、共に苦勞して共同で何かを作ろうということには発展していかないのである。また、既に札幌市内には多数の共同作業所があり、私たちの共同作業所もその中のひとつでしかないということでもあった。

1998年4月からは、毎月区民センターを借りて月1回の例会を行なうことにした。そうすると、就学問題をかかえている親子が集うようになり、20数年前と比べて入学はしやすくなったかも知れないが、学校自体も変化して入学後の問題のほう以前よりひどくなっているのではないかと思っている。

これが、「札幌共に育つ教育を進める会」の経過であ

る。そこで思うことは、ひとつには、地域の生活ということをきちんと描ききれていなかったということである。学校が終わった先に、共同作業所はイメージできた。しかし、地域との関係については十分意識していなかった。共同作業所の次はグループホームというような発想で、地域での生活をその当時としては先進的な地域施設(共同作業所、グループホームなど)にばかり目を向けていたような気がしている。それは、それぞれが暮らしていた地域に目を向けて、そこでの助け合いや個々の多様な生活があってよいのに、ひとつの方向にステップアップしていくことを追い求めてしまった結果である。つまり、それぞれの地域で近隣のいろんな関係の中でそれぞれの親子が生きていくという取組みが拠点を作ってしまったことで、地域との関係をつくる機会を奪ってしまったのではないかと反省している。

もうひとつは、「札幌共に育つ教育を進める会」の就学運動を通して理念を共有することができて、その延長上に「生活の家」が生まれた。したがって、そういう意味で共に生きるということは、すぐれて実践的なものであると思われる。

2. システム化される社会

私が、学生の頃もそうであったし、27年前にいまの職場に就職したときもそうであったが、当時は障害を持っている人と持っていない人との関係性は、差別されている側、差別している側ということの立場性が明確であった。しかし、それでもいっしょにどうやっていこうかという事があった。お前は、障害者を差別している存在だと言われようが、いろいろな活動があって、いろいろなトラブルがあってもいっしょにということだったし、それにこだわってきたと思う。しかし、いまは単なるサービス論やシステム論で地域をとらえようとしているのではないか。障害をもつ人が地域で暮らしていくためには、便利なサービスが制度として整備されていることはもちろんであるが、そのためには、サービスを担う個人が障害をもつ人の手足になってくれるような関係が必要になってくる。しか

し、社会的には、障害を持つ人とそうでない人との間には差別的関係は歴然として存在しているわけで、サービスをする人との関係を系統的に機械的に手足的な存在とした場合、そうした根本のところの関係を変えるようなことになるのだろうか。一見、障害を持つ人にとっては、便利にみえるが、障害を持たない人にとっては、障害を持つ人との葛藤を経ずして、障害者問題についてわかりあえるのだろうかと思う。

障害ということ考えた場合、それは社会的にいろいろなハンディキャップを持っているがゆえに障害なのであって、そこをどう見るかということだと思う。それには、やはり差別する、されるという関係を認め、そこからスタートしなければならないと思う。

最近、バリアフリーやユニバーサルデザインということがもてはやされて、そうしたことによってノーマライゼーションが進むかのような感を与えている。非常にスマートである。しかし、片方で子どものときから別学体制を敷いて障害を持つ子どもとそうでない子どもとの関係を分断して、社会に出るとバリアフリーですといってもハードだけで、関係論は何もかわっていないということに矛盾を感じないのだろうか。社会の中で、自分はどのような存在であるか、また相手にとって自分はどのような存在なのか。それは障害をもつ人と持たない人がそうした観点で相互に緊張関係をもってかわりあうことからしか、本当の意味でのノーマライゼーションが実現しないのではないと思う。

例えば、スロープ、エレベータができることは一般的によいことなのだが、それができることによって、障害をもつ人に対する障害を持たない人の側の意識のなかに障害に対する認識が薄れはしないだろうか。つまり、関係性を子どものときから持たない人にとって、施設の整備が進むことで障害者問題ということがますます遠ざかって行くのではないだろうか。

養護学校義務化以後、養護学校、養護学級が整備されていって、障害を持つ子どもは当然専門の教育を受けた方がよいということが、なんの抵抗もなく普通学級の教員の中に浸透していく。例えば、クラス生徒の

中に障害を持つ子がいた場合、「ここにくる子ではない。もっと適切な場がある」ということで排除することが合理化され、その子をどう受け入れようかという葛藤すらも放棄してしまうようになる。システム化された結果、子どもを振り分けることに抵抗がなく、かえって完成されたシステムが免罪符となっている。23年前の養護学校義務化前後であれば、障害を持つ子を担任したとき、この子が自分の40人の子どもの一人としてうけとめ、そのためにはどうすべきかを真剣に取り組んだし、周りの同僚もその子を受け入れるために一緒に考えてくれるといった雰囲気があったように思う。

しかし、別学のシステムができてしまうと、簡単に校内適性就学委員会にかけて「お母さん、個性にあった教育を受けた方がよい」ということになってしまう。教員自体も、別学体制が整備されたおかげで障害を持つ人との関わりや葛藤、緊張関係をもたずに教員となっている。それと、最近、障害を個性という言い方がされるようになってきた。障害をもつ人の側でも言うようになってきている。この場合の個性とはどういうことなのだろうか。一般的な意味であるのであれば、障害者問題ということは成立しなくなるのではないと思う。障害を持たない人も障害を持つ人も共に個性として表現されるのであれば、それは個人のこととして収斂されていく。そうなれば障害があるが故の差別等の社会的な背景が消えていくだろう。障害を個性といえるのは、何らかの社会的ハンディキャップがない状態までに社会的サポートを用意した上でのことだと思う。障害を持つ人と持たない人が対等な条件になってはじめて個性ということが言えるのではないだろうか。

最後に、専門性とか専門家についてふれたい。人間の一生を左右するようなことを専門家といわれる人が専門性に依拠して診断したり、決定を下していくことに対する疑問は、福祉の現場に勤めてからずっと持っている。養護学校義務化反対の時も、教育相談所や特殊教育の専門家達の自信に満ちた態度に驚いた。養護学校をでても行くところが福祉施設しかない状況にも関わらず、自らの教育に自信をもつ姿に。それは、い

まも変わらない。なぜ、専門家はこんなに権威をもっているのか。なぜそこまで言えるのか。逆に、人々は、いまとっても専門家に依存しがちである。たとえば、心のケアという言葉が、盛んにつかわれるが、こころの問題をひとつとってみてもすぐに心のケアを受けたがる。その前に、自分があり、家族との関わりがあり、友人や地域関係などがあるにもかかわらず、専門家に向かう。「共に生きる」ことが逆に閉ざされてしまうのではないかと恐れる。

専門家といわれる人々、それを裏付けるものについて一緒に考えていただければと思う。どうもありがとうございました。

討 論

能登 睦美・平井 秀典

1. 「地域で生きること」

広瀬：神奈川県藤沢市にある、三吉クリニックの相談室に勤めています。横井さんの話を聞いていて、体がいらだちに震える思いがあり、そのいらだちは林さんの話を聞いていく中で徐々に鎮まってきました。どういうことにいらだっていたかを質問という形で表現すると、横井さんは、なぜ「共に生きる」ということはもう無理だから、専門家のサービスでやっていくしかないだろう」という言い方をしないのだろうか、ということです。

この前、上野千鶴子というフェミニズムの社会学者が書いたものを読んだのですが、「家族が障害者を支えとか、老親を支えるというものは、まったく幻想である。そんなものは忘れなさい。地域社会が支え合うというものも、幻想である。そんなものは捨てなさい。そんなものはどこにもない。そんなものはないから専門家に頼るしかないという社会が現状だ」という言い方をした上で、「専門家とどうつきあっていくのかということに取り組みながら、その関係の中で、自分たちにとって助かる専門家をつくっていくしかない

だろう」と言っています。

横井さんが話していく形では、家族なり当事者なりが、自分たちでできないことを支え合う関係を身近にも、近隣にも、出会う中にも見出せなければ見出せないほど、専門家にやってもらわなければならなくなる。そして、専門家ががんばればがんばるほど、その人たちの置かれている状況は、専門家との関係がなければ成り立っていかなくなる。そのことは、それとは関わらないほかの大多数の人を生み出すという悪循環になっていくだろうと、僕は思うのです。それは、共に生きるということをあきらめるといって、そのように表現していただかないと、非常にいらいらしてきます。

横井：僕はこういう学会に出てくるのは初めてで、学会というだけで来たくないのですけれど、それは、そういうところでしゃべると、どうも正しく伝わらない、伝えられない僕の言葉の不自由さというのがあり、多分伝わらなかったのだろうなと思って、今の方の話をいらいらして聞いていました。

僕は現場にいて、専門家といわれる人たちが作ってきた福祉が、どれだけ地域とか当事者の願いと違うところで作られてきたのかと、思ってきました。現に入所施設というのは、すべて地域から切り離して、彼らの終生の場所となってきた。そういう事実は、歴史の中では一定やむをえなかったにしても、地域の中で生きるということはどう作るかということが、今の僕の実践です。入所施設ではなく、地域の中で普通に暮らすということと活動の場所を作っていくことをやっています。当事者を含めてどう一緒に作っていくのかというと、当事者の願いに答えていくなら、入所施設によらない形で、地域に生きていく実践をしていくよりしょうがない。

広瀬：横井さんは、入所施設でなければ、「地域で生きる」と話されていますが、精神科の患者さんたちが入院ではなく地域で生きるという場合もそうですけれども、それを「地域で生きる」という表現にしてしまえばしてしまうほど、いらだつのです。それは、通所施設で生きているのであって、それをなぜ「通所施設で生きている」と言わないのかということを感じた

い。

横井：僕は、暮らしの場と活動の場を分けて考えたい。それが、通所施設であったり作業所であったりするのですが、日中の活動の場所がなかったら、彼らが暮らす場所があっても、彼らの地域活動が成り立ちません。この二つを用意するということが大事だと思うのです。「通所施設を利用していることが問題だ」と言われても、今それを利用していますし、もっと利用したいと思っています。

広瀬：現実としてそれしかないという話や、現実にならなっているということは、僕も分かっているのです。なぜそれを「地域で生きる」と表現してしまうのか。

それとも、「行くところが作業所しかないから、作業所がないと困る。だから、作業所を充実させましょう」と、どこまで行っても施設しかないような状況に追い込まれて、施設を増やすというように表現するのか。そこでそれを「地域」と表現してしまうというのは…。

横井：地域の中でそれがあつたらだめなのですか。地域の中で作業所があつて、地域で生きる人はそれを利用するというのではだめなのですか。

広瀬：だめだといっているのではなく、それは施設を利用していることだと、言っているのです。

施設との関係で、ケアを受ける、サービスを受ける、介護を受ける、という専門家と当事者の関係で展開していけばいくほど、ほかの人たちとの関係がなくなっていくということをもって、僕は、「地域で生きる」と言わないほうがいいと言いたい。専門家との関係でいくしかないことに可能性がないと、必ずしも言い切っているわけではない。

2. 残ってしまう原理

根本：青森で精神障害者のグループホームの世話人を3年間やっていました。一方で、NPOの精神障害者の集う場づくりをやってきました。今、精神科の病棟・病床は、少なく建てようとしています。建て替えを機会に、50床近く減り、その受け皿としてグループ

ホームが作られ、その世話人として私が下請けのようにして入って、お世話することが3年続いてきました。実態は1つの病院の患者さんが9人住んでいるという形で、全員がデイケアに行っているのです。デイケアは1日7千いくらかですから、9人が全員で行ったら7万円ぐらいの収益が上がります。グループホームを作ると、県から3百万円ほど出るので、その中からいくらか私の給料として払っても、病院としてはお安い、率のいいことなのです。結局グループホームは、外のベッドというか、外に出ただけです。訪問看護がくるのですが、来る日も時間もわからず突然来て、「あなた、お薬飲んでないのね」と言って、薬を持って帰るとか、入院しているときよりも粗雑な生活をしなければならぬという感じがありました。私は毎日行きましたが、そばにいて、腹立たしい思いをしながら病院の職員と、ぶつかったりしたのです。もうちょっと本人が地域で自分の意見を言えるような場所を作らないといけぬという思いがあって、始めています。

厚生省も「入院から地域へ」ということをやっているのですが、先ほど横井さんもおっしゃっていたとおり、大きな組織から小さな組織へ、そして、より地域に近いところといった時に、それは必要なことなのですが、小さくしてもなおかつ、その原理が残っているのです。ある意味もっとひどい形で、本人がダメージを受ける形にもなっているところもあるのではないかと思います。先ほど広瀬さんが、お話をされたのは、その辺かなと思うのです。大きなものを小さくしても、残ってしまう原理をどうしたらいいのかということ、「共に生きる」という言葉がどうも力をなくしてしまっている現状をどうしたらいいのかということが、あるのだろうと思います。

3. 今の学校はいいところか

三浦：兵庫県の中央子どもセンターの三浦といいます。私は兵庫県就学指導審議会の委員をやってます。養護学校で子どもをどう受け入れているかということが問題なのではないかと思うのです。例えば、物理的にいえば、養護学校の教員とその他の職員、介助

員も含めて勘定しますと、子ども一人に職員一人、それぐらいの数になっているはずですが。それを全部ばらしてしまえば、地域の学校に一人ずつ先生を配置することは可能ではないかと思います。養護学校の中は、1/3は障害児教育に意欲を持っている先生、1/3は早く転動したいと思っている先生、もう1/3は地域の普通学校に置いておけない先生？ 具体的には、不祥事を起こす先生？ がどんどん養護学校に隔離されていくという格好になっている。そういう先生が、地域で障害児をどういうふう面に面倒見られるのかと思います。実際問題私が感じているのは、子どもたちが普通学級の中でほったらかしにされてしまっていて、しかも今の学校というのは、子どもたちにとって、ぜんぜん面白くない場所だということです。

つい先だって、実は知的障害をもっている子が、学校がまったく面白くなく、中学3年生になって不登校になり、どうしようという相談がありました。僕は、知的障害として扱ってくれといったのですが、年度途中ではできないと、それでは、卒業後どうするのだという、学校側は、その子にひたすら、「適応教室のほうに行ってくれ」と、その子は学力もついてないし、社会性もついてないし、あるいは、勤労意欲というものもついてない。そういう状態のままです。学校から放り出されてしまう。本当に、今の学校って、そんなに入って行かなきゃならない、そんないいところなのかと、それが、私の篠原さんに聞きたいことです。

4. 利権の構造

横井さんに聞きたいのですが、確かに社会福祉法人には良心的な法人もあります。しかし、かなりの部分、利権集団です。例えば、兵庫県のある重度心身障害児施設は200床の施設なのですが、名前を言ったら、兵庫県では、顔をゆがめてひそひそ話になってしまうような施設です。重度心身障害児施設の措置費というのは、一ヶ月一人おおかた90万円です。90万円ではなく50万円をお前にやるから、家で面倒見ろよと言ったら、見られるはずですよ。在宅で見ている人にはどれだけの金が出るかというと、年金をもらっても

6万円ぐらい、それが実態です。障害者を受け入れさえすれば、それだけ儲かる。そういう状態で、かなり政治力を持っていますので、社会福祉法人の問題を切り開いていかない限り、どうにもならないという状態です。実際、我々が一生懸命、地域の学校で教育を受けるのを応援して、やれやれやっと中学校を卒業した。養護学校の高等部にいった。しかし、高等部は施設の待機場所になっており、成人施設が次々できて、そこへどんどん入ってしまう。結局、地域で生活できていたのは、学齢期だけという感じになってきているのが実態ではないかと思っています。

5. 生きる場づくり

障害者の生きる場作りについて、最初の段階に行なったのはイベントです。我々と一緒に行動してくれる障害者と家族をどれだけ集められるかと、まず仲間づくりから始めました。核になる「えんぴつの家」というのができ、生きる場づくりをする中で、障害者の店を作りました。この店には、共同作業所として作っている農場があって、そこから、有機野菜や放し飼いの鶏の有精卵を仕入れて、実は有機栽培されたものの共同購入をするグループとのつながりを持っていたので、そちらに卸すという仕入れのルートも販売のルートも出来上がっている中で、店を作ってきました。それは、店をやりながら、共同作業所をやるということにもつながっていますし、「えんぴつの家」の方も大きなグループができています。グループホームも作っているし、通園施設も作っているという状態です。今は、行政からも認知されて、職員は嫌がりながら、頭を下げていっています。

6. 地域の学校にこだわりつづける

篠原：地域の学校にどの子も一緒に行こうということに「今もこだわり続けているのですが、そんな学校に行かなくてもいいじゃないかという発想も、もう一方であって、にもかかわらず、そこに抵抗しながらいるという経過であります。今、どう考えてきている

のかと訊ねられたかと思いますが、今も変わっていないと答えたいのです。

発題の中でも言いましたが、「養護学校に比べて普通学級の方がいいよ」というようなことは言いたくないですが、学校選択権みたいな話もないわけじゃないけれど・・・、こだわってきたのは、親御さんが教師に協力的かどうかという話や、いわゆる勉強ができる子どもの親からの抗議的な排除的な体験もあるし、明らかに冤罪をでっち上げられて親子で苦しんでいるという話もある。むしろ最後の話にこだわってきたなと、思います。僕が子供問題研究会をやってきて、「地域の学校に入りたい」に対して「入れない」、だから「入れる」、そして、普通学級の中では、「特殊学校にいけ」「養護学校に行け」「出て行け」「出させない」というところにこだわってきたのです。そこで起こっていることについて、冤罪事件に苦しんだ親子とつきあいながら、「あっ、そうか。これが普通学級にこだわってきた僕らの話だな」と気づくわけです。つまり、あの子は普通学級じゃなくて養護学級だったら、こんな体験はしなかったと考えてみると、彼女がやっぱりシャバに暮らすと考えるとするなら、遅かれ早かれ体験する話だ。とすれば、どういうふうに解いていっていか、現場の教師と語り合っていくか、そのお母さんどう伝授しあっていくか、今日も学校に通って、そして一方で、僕らの関係をどう広げていくか。そういうことで、子供問題研究会というのは普通学級にこだわってきた。この学校の外の広がりがテーマみたいなものです。みんなが学校選択権をもって、学校は障害児を歓迎してくれるようなシステムになってくると、僕はあまりいい意味でとらえなくて、みんな外に関係を作っていく感じがしています。三浦さんと感想がちょっと違って、やっぱり「障害児を受け入れて、その子をきちんと保護し管理しましょう」という方が、僕らには気になっていて、そのときには、僕らがつくってきた関係が不必要になってきて、逆に、学校の中に閉じ込められたイメージになってきます。林さんが、もう一度、原点に戻って地域の学校にこだわりたいと言いましたが、僕らで言うところの「教育を考える会」ですが、あのころのことをどんなふうに使え

るのかなと考えるのです。

状況というのが、つまり、環境を外に広げるというのとちょっと違う状況になっている。統合下での論理といったものの現実があります。そういう状況の中で、こだわってきた意味での普通学級が、ちょっとかかなりか違ってきている。しかし、こだわり方は、今も同じです。

7. 入所施設ではなく

横井：社会福祉法人が利権集団になっており、重度心身障害児施設はその典型であるというのは同感です。本州のある重度心身障害児者施設の事務長さんが、僕のところがたまたま個室であることを見に来て、僕に「重度心身障害児者施設をやれば儲かりますよ」と、言いました。今の措置費の構造からいえば、やればやるだけ苦しい。何にもしないでいけば、新しい50人の知的障害の入所更正施設は、5千万円以上残せる。親族一同による経営が、ほとんど措置費を吸い上げている場合もあり、そこにいる人が幸せなのかといえ、決してそうではないわけです。だから、入所施設を作らないでそこから出していく実践が必要なのです。北海道も54義務化で、養護学校高等部を作ることによって、百何十億という金が動いた。そこで、百何十人という教員集団と二百何十人の生徒が来るということで、どうしてこんなところというところに、高等養護学校ができた。そして、その受け皿としての施設ができた。この構造を壊していく努力はしないとイケない。精神病院では、今、医療費が変わって、長期入院患者は金にならなくなったので、どんどん出したいのです。そういう形で、グループホームを作ってくる。だから、グループホームの質はよくないと思っています。でも、僕は、20年30年そこにいた人が、ずっと閉鎖病棟にいるよりはいいだろうと思ひ、これからどういう実践が始まるのかによって、質が高まるだろうと思ひます。一人でも地域に帰していく実践が必要だと思うのです。

8. 共に生きることの原点

篠原：林さんから、「障害者のための場所をいろいろな形で作ってきて、それではだめだと、地域の学校に行くことが出来なかった親子と学校に行くことを考えてきた原点からもう一度はじめてみよう」という発言があり、実は僕もそこからだと、ずっと以前から思っていました。あの時の悔しがったり、怒ったり、笑ったりしてきた原点にどう戻るのがかということと、もうひとつは、一緒に生きちゃった関係をずつつきあっていくというテーマがあるのです。ですから、一緒に学ぶということから一緒に働くという話に変わって、次々と新しいテーマが生まれてくる。一緒に働くと言ってももうまくいかない話もある。それでは一緒に遊びほうけるのはどうかな、と次々とテーマが変遷していくのです。広がり部分を強調してもいいのですが、そこには、関係が閉じていく側面もあって、そこるところに、僕たち自身が抱えているテーマがある。もうひとつの広がりをつくっていくときに、原点としての、学校に行くというテーマがあると思ひます。林さんは再挑戦したいと言ったが、僕のテーマとしても考えたい。

林：福祉とは関係のない大学を出て、面接で、何色のヘルメットをかぶっていたかと聞かれて、入ったのが最初の職場なのですが、福祉に対する違和感が強かったのです。養護施設に行ったときに施設のドアがみんなガラスでした。30年前ですが、子どもたちにしてみれば、秘密もあるだろうし、「これはおかしい」と言っても、施設の人たちは、おかしいと言わない、管理の側面からしか見てないのです。

いつも仕事をしながら、違和感を持っていたのです。それと、障害児に関わるようになってきた時、「幼稚園まで一緒にいたのに、なぜ小学校に入るときに分けられるのだろうか」と考え、また、分けられたその先に何があるのかということ、施設である、それだったらおかしいのではないかと思ったのです。そして、障害児教育の専門家という教師は、自分の預かった期間だけの専門的な自己満足をしているのではないかと疑問を感じたのです。なぜ普通の生活ができないのかという疑問に対しても、なぜ施設にずっといるの

かということにも、誰も答えを出してくれなかった。それなら、自分で答えを作っていくかという思いがありました。自分がいやなことなのに、障害のある人にとって当たり前のことなのか、そこを変えていきたいと思ったところから始めたのです。

それから、僕には小学生と中学生の子どもが二人いるのですが、今の学校は、学校にいかなくてもいいよと言いたくなるようなことがいっぱいある。だけでも、逆に、行かなくてもいいさと思っていると、気が楽になる。

ただ、その人が人生を生きていく時、別なところに隔離されて生きていくのは施設しかないという人生はおかしい、だから、困難だけれど普通学級にこだわっていくしかないと思っている。教育の現状は悪いけれど、なおかつやっぱり、悩みながらも、押し込んでいくことが大事だと思います。

もう一つ、障害のあるなしにかかわらず、就学運動＝地域作りというところにもっていかないと、変わらないのではないかと思います。当り障りのない話ではなく、どう切り結んでいくのかをやりきらないと、障害児を普通学校に入れていくという状況が、変わっていかないと思うのです。对学校ということだけではなく、拠点を作るのではなく、自分たちの住んでいる地域で自分がどう動くかという確認が必要になってくるのだと思います。

9. 共に生きているのか

萩谷：中学校の教員をやっています。「共に生きる」という言葉は「障害者」が「健常者」と生きていくということで語られていて、障害者が健常者と同等に扱われていないように語られていると、勝手にイメージしまして、そこにありもしない極楽にあこがれている面があるのではないかと、健常者が共に生きてないのに、その中に入ってそれがいいことのように言うのは、ばかな話で、自分に足りないものを自分に足しさえすれば、幸せになるのだと思いつくのは、とんでもない間違いだ、というのは言い過ぎかもしれませんが、そこら辺のところを検証していかないと、と思います。

横井さんのお話を聞いて、お金がやたらとあったバブルのころは、障害者という厄介な人間を原発と同じように、貧しい地方に放り投げたという印象をもちました。原発は差別で動く、障害者施設も差別で作られたと思いました。そして、そこに利権が絡む。これは原発経済と同じです。名目上は障害者の幸せのために、お金がなくなってきたら小さな施設というのは、ある意味で捨てているということです。それに共に生きるという名目がつく。

待てよ、昔は分けた、そして、今戻した。世の中、そんなによくなっていないのだから、戻しても分けたと同じなのではないか。戻した社会は、健常者が切り離された社会なのだから、専門家がつながないと一人一人が結ばれない時代です。そこら辺を言葉のイメージで適当につないだだけなのですが・・・。ナウシカという漫画で、フカイが浄化すると同時に、人類は滅ぼされる運命にあるという中で、長い浄化の時を我慢している情けない話になってしまいます。ここら辺のカッコつき健常者が、共に生きているのかどうか、このような形で、一生懸命努力して理想的に近づけようとして、障害者が暮らしたときに、ほんとに共に生きているのかどうか疑問に思いました。

10. グループホームの実態

広瀬：横井さんが、「精神病院に長く拘禁されているよりは、グループホームに行ったほうがいいだろう」と、20年30年の長期入院よりもましであるといいました。それは分かりやすい話ですが、実態としては、長期入院をした人がグループホームに入るというのは稀な話です。今、こういった実態かということ、入院したことのない、地域で診療所に通っている人たちが、グループホームしか入るところがなくなっているのです。もう一つ、通所施設なり何なり、すばらしい施設ができ、そこで、障害者といわれる人たちがとても幸せにやっていけるということであれば、それは、施設の人たちと当事者の人たちの間でやっていけばいいことですが、実際には、そういうことにはならないのです。しかし、幸いなことに、施設なり病院なり

が、やはり酷いことをしてくれたり、骨身にしみて苦しくなったり、施設のいやさたまらなさをみたいなものがにじみ出てきて語られる時、もう一度、当事者対施設という関係ができてくる。そういう歴史はあったのです。精神病院が、ひどいことをしていたことが告発されて、京都十全会病院のような、そういった病院の人殺しみたいなことが起きて来ると、専門家に任せておくともんでもない、ということをおんなが考えていき、告発した職員と市民が繋がっていくみたいなのが現に起きているのです。施設がひどいおかげで、つながりができていくということに、希望があるような気がしてなりません。

11. ニーズの高まりの怖さ

浪川：私はおそらく横井さんと同じ頃に大学を卒業して、鎌倉の育成会のやっている授産施設と通園施設で働いていました。そして、就学運動に関わって、なぜこの子どもたちが学校に行けないのかと考え、「学校にいきましょう」というのをやったのです。やっぱり、普通に養護学校を出たり、養護学校の高等部を出たり、特殊学級を出たり、いろいろなケースがあるのですが、その後、そのまま在宅でいいやという親もいますが、どっか毎日通う場所があった方がいいということで、授産施設や通園施設に通うのです。神奈川県は、10年位前に調べたら、収容施設の中に含まれたものも入れて、ミニ授産所も含めると、500ぐらいあるのです。神奈川県は、結構早くから、入所ではなくて通ったほうがいいというのがあったのですが、それらは障害別・程度別でした。それと、どこの母体を作ったかという事で、ものすごく分断された状況であるわけです。私のつきあった子ども達も、それぞれ入っていくのですが、例えば、地域の普通学級にいた子どもは、自閉症の親の会で作った授産施設には入れてもらえなくて、精神障害者の授産施設など、さまざまなのですけれど、通い始めたら、その子がいつのまにか入所施設に入ってしまったということがありました。通っているうちに、親が「やっぱりだめなのよね」という形で、ニーズが入所施設の方に高まってい

くという経験があるのです。だから、横井さんがおっしゃったニーズが高まるという意味が、とても怖く感じるのです。ちょっと疲れたから、ちょっと預けたいというときに、隣に預けるとか、遠くの人でもちょっと来てよといって、そこで済ましていけることがあるので、私はやっぱり、その人たちだけで集まる場所を積極的に意味づけて作ることは反対なのです。親と子の自己完結的な問題の処理のされ方や、そこにお金が入ってくることももあり、積極的に意味づけて、そういうものを作っていくことに、私は絶対関わっていきたくないと思っています。

結局、このような施設を作っても、入ってくるのは、入所施設にいた子ではなく、普通に地域にいた子が入ってくるのです。そして、その先に入所施設に入っていくという経験をたくさんしているもので、やっぱり、「だからいやなのです」と言いたい。

12. 学校を地域の軸として

荒野：札幌の荒野です。4月末に会社勤めをやめて、今はプータローです。先ほど、「地域や共に育つ」というところがもう崩壊しているのではないかと「いわゆる健全者が崩壊しているその中に戻してどうするか」という話がありました。それに関連して話したい。

自分が会社勤めをしていて気になったのは、仕事が非常に忙しかったという事もあったのですが、自分の地域はなかったなということなのです。職場では生活していても、家に帰って地域で生きているのか、近所の人が何をやっているのか分かっているのかということ、本当に分かっていたなと思うのです。じゃ、そんなところに戻してもどうなのかということなのかもしれませんが、うちの息子は小学校3年生なのですが、3歳ぐらいの時に自閉症だということが分かりました。「共に育つ会」の運動に参加しながら、普通学級に入れてきました。その中で思うのは、地域というのは子どもを通した関係しかないということなのです。最初、結婚した時住んでいたアパートでは、近所との関係は隣としかなかったのです。今の場所に住

むようになって、子どもが幼稚園に行くようになって、地域とのかかわりができてきたと思うのです。ただ、自分は会社勤めをして、地域での関係はないままでした。買い物だって、近くに商店街があるわけでもなく、大きなスーパーに行くだけでした。隣近所の人とどこかに出かけるわけでもありません。札幌の新興住宅地といわれるような地域で、地域に生きると思えるならば、どんなに状況がひどくなくても、やっぱり学校しかないのではないかと、学校を軸にしていくしかないのではないかとと思うのです。だから、やっぱりそこにこだわっていくしかないと考えています。

13. 分けない、特別扱いしない

篠原：萩谷さんから出た話ですが、僕の話で「健全者の社会ですら共に生きるが成り立っていないのに、そこに障害者と健全者がいても成り立ちようもないものをきれい事話しているよ」と言っているように聞こえるので、それは誤解じゃないかと言いたい。わざわざ、なぜわざわざそう言うのかと思います。僕が「共に生きる」というふうに行った時に、こだわったのは、専門家たちが判定をして「特殊学校がいいよ」、「特殊学級がいいよ」と言ってきて、そんな中でやっぱり、「普通に生きたい」と言い、制度としては、養護学校義務化批判をした。それは僕にとっては、分けることについての自己批判だったし、そんなきれいな世界を描いたのではなくて、「分けない、特別扱いしない」というこだわりに生きようとする親子がいたり、そこに共感する僕がいたり、そういうところに僕は共生を限定していきかけたのです。それが風化する危機意識を話したつもりです。

もう一つは、横井さんの話しの絡みで。

僕が最初にアメリカに行った時に、長年隔離施設にいて、それからグループホームに入ってきた人に出会いました。振り返ってみると、僕より年上だった人で、おばあさんの印象をもつ人でした。そのおばあさんは、シェルターワークショップ、日本語で言うと「福祉作業所」、直訳すると「保護された作業所」にいま

した。グループホームとシェルターワークショップがあって、通り過ぎる人にハローと言う、そんな暮らしができるようになったのだと聞かされて、感動したのは80年代の初めてでした。

しかし、10年たって、グループホームとシェルターワークショップの組み合わせを批判するもう一つの流れが、それを進めてきた側から自己批判的に出てきている。ということにぶつかって、アメリカっていろんなことに気がついてきたり、また同じことを繰り返したりするのだと思いました。

いろんな経過の中で、どのような展望を作っていくのかという時に、やっぱり、「家族と共に」というイメージがあって、これでいいのかということは言えません。同じ団地に暮らしていた親子がいて、「篠原さんの玄関の前に置いていくからね」と言われて、僕はいやだなあと思いつつも、置かれちゃったらそこから始まるだろうし、場合によったら、僕自身が自ら手で彼女を施設に入れてしまうかも知れないという、そんなリアリティがありながら、家族や地域というものを、つきあいの中で、お互いのしがらみも含めて、関係を持続する。だから、僕の話は、サービス論とかシステム論とかと、どんどん遠くなってしまっているのですが、そのあり方で、しばらくいくことかなと僕は依然として思っているわけです。

14. 20年30年の展望に立てば

横井：30年間施設の現場にいた僕の思いは、「これは普通じゃない、今までそれしかなかったけれど、地域の中に暮らしていく実践をどう作っていくか」ということです。どんな風に誰が何と言ったって、20年30年の展望に立てば、施設は必ず無くなる。デンマークやアメリカの9つの州で、入所施設をなくしたように。そのためには、予算の仕組みを変えていかなければいけない。1977年から1999年にかけて、アメリカは20年かけて、障害福祉関係の予算規模を2.5倍にしました。当時、1割しかなかった地域福祉予算がその9割を占めるようになった。この流れは日本でもきっとそうなる。30年かかるかもしれないが、そこに

向かって実践していくしかない、僕は思っています。今日は、地域の中で障害をもった人たちに、どんなかわりができていくかという細かいことは話せませんでした。そういう取り組みをしていけば、必ず作っていけると僕は思っていますし、それをやらなかったら、どんな方法があるのかと思います。

15. 地域で作る関係

林：これからこだわりたいのは地域です。確かに、どこに豊かな共同体があるのかというと、どこもない。今、職場も悲惨な状況になってきていますから、やっぱり自分の住んでいる地域で何をしていくかにこだわらざるを得なくなる。先ほどインクルージョンなどいろいろなことを言ったけれども、拠るべきところをもたない中で、いろんなことを言ってもしょうがないなと思います。地域の中で、どんな関係をつくれるかということだと思います。共同購入のようなグループの機能としての共同性もあるだろうし、そのような、多様化するようなことがたくさんあって、それを繋いでいくようなものができていかないかなと思っています。そういうことを皆さんと、考えていきたいと思っています。

今、僕の地域との接点は、子どもと犬です。この間、犬の公園デビューに成功しました。そんなところから、知らないおじさん同士の集まりがいつも朝できちゃうそんな関係が見えてきたりします。そんなことをやりながら、あまりあせらず急がずほどの危機感を持ちながら、マイペースでやっていきたいと思っています。

学校はどこへ行くのか - 「心の教育」問題を軸に -

[発題者] 伊藤 進(北海道教育大学)
原内 理恵(小学校教員)
小沢 牧子(和光大学)
[司会] 三輪 寿二(茨城大学)

学校教育のなかの「心主義」を考える

伊藤 進

今日は、まず、私たちの社会を覆っている「排除の思想」という霧が、なんだか濃くなってきているのではないかということをお話してから、学校における「個性」の問題、そして、いわゆる「心の教育」について、考えをお話ししたいと思います。

1 排除の思想が霧のように日本社会を覆っている

先日(2001年6月)大阪教育大付属池田小で、男が押し入って小学生たちを殺傷するという事件がありました。ちょうどその日、私の勤める大学の附属小で研究大会があったのですが、事件のニュースに、参加していた教師たちがパニックになったというのです。私もそのニュースには驚き、いやな事件だなと思いましたが、パニックになったというのを聞いて、なんとなく違和感を感じました。

そして事件後すぐに、付属小では警備員を配置することに。全国各地の小学校でも、不審者が入り込まないようにと、類似の措置を講じたところが続出と。

どうも最近では、何かあると、日本中が一斉に同じ反応をするという傾向がみられます。なんだか気味が悪い。それに、あわてふためいた警備強化の根っ子には、そういう凶行に走る人間が、そこらじゅうにいるとの思い込みがある。で、そういうことをする可能性

のある「変な人間」が侵入してこないように、警備という壁で、自分たちの安全を守ろうというわけです。

こういったヒステリックとも思える反応の根底には、「変な人間」、つまり自分たちとは異なるものをもっている人間、かかえている人間を、自分たちから遠ざけておこう、排除しようという思想が存在しているように思えてなりません。

もっと日常的なことではいいますと、地べたに座る若者や、茶パツの若者を、まるでまともな人間じゃないみたいに悪く言う大人が多い。大学生など、茶パツはもう単なるファッションに過ぎないのに、小中学校に学生が教育実習に茶パツで行ったりしようものなら、来ないでくれと言われる始末です。こういったことを含めて、子どもや若者をなんだか敵視しているみたいな大人が、あまりに多い。そして、ここにも、自分たちの価値観から外れている子どもや若者を排除しようとする思想が感じられるのです。

このような、自分たちと異質な人間を排除しようとする思想が、日本社会を目に見えない霧のようにすっぽり覆っているのではないか。近頃、霧が濃くなり、それが、「変な人間」との関係性のあり方、コミュニケーションのあり方を縛り、結果的に「変な人間」を暴力や犯罪へと追いやる大きな力になっているのではと思われるのです。

2 学校と個性

ここで、学校教育における個性の問題について触れ

ておきたいと思います。

学校では、「子どもの個性を伸ばす」「個の尊重」などということがしきりに言われますが、中学校などで「個性は内面で出せ」ということを、生徒に言ってる。

例えば、教育実習の事前説明で、受け入れの学校側は服装・髪のことを異様なくらいにうるさく言います。で、茶パツは絶対駄目と。なぜかというと、生徒には「個性は内面で出せ」と言ってるので、茶パツなどをまねされたら困るというんです(生徒への信頼感、まるでなし)。

そもそも服装や髪型での個性表現は、人類の歴史を貫いてきたものだと思うのですが、なぜ、それを禁じるのか？そして、内面で出す個性というのは、どんなものなのか？結局は、大人側の価値観で許せる範囲の、都合のよい個性ということではないのか？内面的個性を出せない者は、どうしたらいいのか？ここにも、排除の思想が見え隠れします。

また、小学校の教室に行ったら、黒板の上に「みんな心をひとつに」の標語が掲げてあり、絶句。つい、「一億一心」という軍国主義時代の言葉を思い出してしまいました。

それから、YG検査を学校用に作り直したMG検査というのがあり、使っている学校も結構あるんですが、これも私としては絶句。検査後、児童・生徒・保護者に、「あなたの性格診断」が渡される。12尺度につき、「よい」「ふつう」「もう少し」の3段階の評価が下されており、さらに「あなたの傾向」「長所」そして「努力目標」が印字されている。「努力目標」は、例えば、「腹の立つことがあっても、できるだけがまんして自分をおさえてみよう！」あるいは、「もっとほごらかにふるまってみよう！」

これは、個性尊重どころか、明らかに思想・人格統制への圧力であり、性格差別です。

ついでに言うておくと、子どもたちの個性を尊重し、伸ばすには、すごいコスト(経済的、精神的)がかかるはず。教育への資金投入をけちるばかりの日本で、個性を伸ばす教育など無理な話です。一人の教師が30人も40人もかかえて、個々の子どもの個性を尊重したり、伸ばしたり、できますか？教師たちが、

「そんなことできない！」となぜ叫ばないのか、不思議です。

3 経済成長至上主義という病が

私たちの社会は、「経済成長至上主義」という病におかされ、しかも重篤な状態で(これに関しては、D・ラミス著『経済成長がなければ私たちは豊かにならないのだろうか』のご一読をおすすめします)。いじめ、学級崩壊、援助交際、DV、児童虐待などなど、とかく「心」の問題ととらえられがちなこれらの問題の根っこのところには、この病が大きく関係していると私は見えています。

この病は、人々に「思考停止」を命じます。難しいことは考えるな、ひたすら明るく、楽しく、と(思考は、この病の自覚をもたらすからです)。イッキ飲み、明るさ信仰、暗さの排除、語りの消滅、そして「排除型人間観」の横行が、これに連動してます。

この病は、すべてを市場原理「売れるかどうか、いくらで売れるか」で判断し、感じるようにと強制します。この価値観に曝されて生きてきた若者たちとつき合っていると、「優劣比較」「上下比較」が空気のように貫徹していることを感じさせられます。

この病のもとで次々と作り出されるモノは、人と人との関係性を稀薄化させる一方です。車、テレビ、テレビゲーム、メール、携帯電話、スーパーマーケット、自動販売機……。

そもそも、この病におかされた大人たちが今や金の奴隷・仕事の奴隷です。そして、大人社会が基本的にイジメ構造になっています。子どもに対しては、ひたすら消費させるばかりで、精神的な意味できちんと向き合わない(向き合えない)。これが、子ども社会にイジメ構造をもたらし、しかも、大人たちは、そのことへの自覚をまったくもたずに、この病の症状としてあらわれるさまざまな問題を、いたずらに「心」の問題とするばかりです。

4 学校における「心主義」

さて、なにか問題が起こったとき、なんでもかんでも「心」に結びつけ、「心」という面から見ようとする姿勢を、「心主義」と呼んでおくことにします。これが現在、私たちの社会にはびこっているわけですが、学校もその例外ではない。

私の勤務する大学でも、今、心理学を専攻したいという受験生がすごく多いのですが、希望理由を聞くと、「教育心理学や臨床心理学を学べば、教師になったときいじめや不登校をなくせるから」というのが圧倒的に多い。あるいは、現職教師が大学院に来ることも増えてきましたが、臨床心理学を学べばそういった問題に対処できると思っている人が、あきれんくらい多いのです。

これ、やはり「心主義」に毒されている。教育心理学や臨床心理学でいじめや不登校などが解決できるのなら、とっくに解決しているはず。その専門家が、以前からわんさといるのであります。

そして、「心の教育」です。これを公式的に打ち出した中教審答申(1998/6)を一読すれば、「心主義」に立ったものであることが、すぐわかります。この答申は、見事なくらいに、構造的視点を欠いている。

「心主義」の本質的問題点は、問題を個々人の内面性としての心に原因帰属しようとし、人やものや状況が作り出す網の目と、その構造に目を向けないことです。例えば、いじめにしても、先ほど触れたように、社会全体がおかされている病の一症状と考えられるのに、そういったとらえ方をまるでしようとしません。むしろ、人々から構造的視点を剥奪し、構造的病理のなかで進行しつつある関係性の危機的状況を隠蔽しようとする、それが「心主義」だといえます。

次々と新たな教育政策を上意下達式に教育現場に押しつけ、さらには「国旗」「国歌」では、うむを言わさぬ形で教師たちを従わせるという、そういう人と人の関係が支配している現在の学校教育現場の構造を見るとき、蔓延する「心主義」の欺瞞性は明々白々です。

社会臨床学会シンポジウム発題原稿

原内 理恵

カウンセラ - がもてはやされる世の中

大阪教育大付属池田小の事件は、あまりにむごたらしい事件だったので、子どもたちの心への影響が心配され、「子どもの心の医療チ - ム」が結成された。洋品店を経営する友人は、「有珠山の噴火の時も避難所にカウンセラ - が来てくれたし、東海村でも、放射線事故の不安を訴える人に対して、カウンセラ - が派遣された。苦しんでいる人、特に傷ついた子どもの心にきちんと目を向ける時代になったね」と感心していた。

今の社会、特に学校は、「子どもの心にきちんと目を向ける」ということとはまったく反対の方向に向かっていると思っている私は、その言葉にちょっとあわてた。そして、この事件によって、「心を癒すには専門家が必要なのだ」という考えがさらに一般化していくのではないかと不安になった。

北海道の学校カウンセラ - 事情

北海道の教職員は、子どもの悩みや問題は、子どもをとりまくさまざまな人たち、担任、保護者、職員室の仲間、何といってもクラスの子どもの力で解決していくべきだとして実践を積み重ねてきた。

北海道教職員組合(北教組)は、教職員がゆとりをもって子どもたちとかわれるよう、教職員定数を増やし、1クラスの人数を減らすことを要求してきた。また、子どもたちを競争原理から解放し、地域のつながりの中で育てたいと、全国に先駆けて学校5日制に着目した。そして、「学習指導要領」に縛られず、目の前の子どもたちに一番必要な教育課程を自主編成する中で、学習内容の精選・見直しに取り組み、「わかる授業、楽しい学校」をめざしてきた。

現場では、大人の押しつけではなく、子ども自身が本当に必要感を感じた活動を保障し、子ども集団に自

治の力を育もうとした。教員も子どもたちも自分の生き方をぶつけ合い、本音で語り合うことで、互いの思いを知り人を好きになる。学校が人の集まる場だからこそ、人とつながり合うことの面白さ、大切さを育むことが大事だと考えた(社会臨床雑誌第9巻第1号・私の20年前の実践参照)。

だから、95年よりスクールカウンセラー活用調査研究委託事業が一部地域に強行されながらも、北教組は、「子どもを適応させることより、学校を変えることのほうが大切だ」として、小沢牧子さんを講演に招いたり、学習資料をつくったりしてこの問題に対する学習を深めてきた。98年に「心の教室相談員」が、各中学校に本格的に導入されようとした時は、みんな一斉に反発した。そんなに「相談員」を導入したいのなら、教職員の定数増として、教職員が子どもたちとふれあうための支援者・日常活動の補助的な役割を担ってほしいと要求した。

その時のたたかいが生きていて、今も現場には、子どもとのつきあいを「心の教室相談員」まかせにしない風がある。でも、そんな教職員たちの思いを教育行政はいとも簡単にふみにじる。

子どもの心を阻害する政府・文部科学省の教育政策

(1)「教育の多様化、個性化」「自由な選択」による阻害

今、参議院の文教科学委員会で教育改革3法案の審議が行われている。私は、先日、組合の動員で国会傍聴・国会前座り込みに行った。生まれて初めて、自民党議員や文部大臣の生の発言を聞いて、この政策が実行に移されれば、日本の子どもたちは、今よりもさらに苦しむことになるだろうと思った。教育を脅しと排除を振りかざして行い、何としても一部の「できる子」の国や経済界に役立つ部分を育てようという意図がありありだった。文部科学大臣は、「飛び入学は、キラリと光る才能を持つほんの一部の子を伸ばすためのものであって、他の子には影響を及ぼさない」といった。「キラリと光る才能を持つもの」って誰だろう？

私は、教育政策が、この世に生をうけたすべての子どものキラリを見つけようとしていないから、子ども

は人間不信になるのだと思った。教員の仕事は、クラスの子もたちと一人一人の仲間のキラリを探すことだ。文部科学大臣のいう国や経済のための「キラリ」ではない。私のいうキラリは、命の尊さ・輝きのこと。学校での安心した暮らしを保障する中で、子どもたちに「自分が好き、みんなが好き」「生きるって楽しいな」と感じてほしい。

政府文部省は、一部のエリートを育てるための対策なのに、言葉の上では「一人ひとりの子どもの思いを大事にしながら、個性を伸ばす教育をめざす」といつてきた。そして、学校制度や教育内容などあらゆる場面で、「自由な選択」「教育の多様化、個性化」が進められた。しかし、そのことによって、学びを支え合うクラスメイトや子育てを支え合う地域の保護者・住民がますますバラバラになり、孤立化している。政府のめざす教育政策は、つながり合おうとする人の心をバラバラ・ズタズタにして、羨ましさ、あきらめ、不平等感、エリート意識を呼び起こす。中教審の夢のような地域づくりの提案とはまったく逆だ。

北海道の学区は、現在55学区に分かれており、1学区は5～10校程度だが、ある県は、1学区に74校もひしめいているという。その学区では、当然のごとく1点きざみに74の序列がつく。定期代が月3・4万、下宿や寮生活を強いられる子もいるという。全県1学区が認められたら、いったいどうなるだろう。行政のスリム化、学校教育の商品化、公教育の再編・解体の流れの中で、この問題はさらに深刻さを増していくだろう。

1971年の経済効率優先の中教審が発表されて以来、子どもたちにとって居心地のよい学校というのは、遠のく一方だ。

(2)多忙化による阻害

私たちにとって待望の学校5日制の試みが始まったのに、学校現場は逆にとても忙しくなった。「職員室の仲間やクラスの子もたちとゆっくり雑談する暇もない」「休みが増えたのに、ちっともゆとりがない」という声があちこちでささやかれている。

それは、この制度が学校の中の合理化を進めるため

に利用されているからだ。教育内容や仕事量が変わらずに休みが増えたため、私たち教職員は、走り回って仕事をしても持ちかえりの仕事や残業の山を抱えるはめになった。

日本中、休みが増えたのに「過労死」は減らず、失業が増大しているのは、この「時間短縮」という名を借りた合理化のせいだ。月から金までの忙しさは、企業の効率の悪い部分を削ぎ落とす。学校では、わずかなゆるみ・ゆとりの中で支え合ってきた仕事の分業化を進めた。「できる子」「できない子」を分け、教員は授業、養護教員は健康管理、「心の問題」は学校カウンセラ - におまかせとまったくあいに。今、一握りのフロンティアと、たとえ失業してもめげない実直な労働者を効率良く生産するためのオ - トメ - ションができてきた。そして、それについていけない子どもや教職員は、次々とはじき出されている。

来年度からの完全学校5日制は、学習内容を3割削減した上での実施だ。だが、系統性のないわかりにくい内容になっているため、「落ちこぼれ」や塾通いが増えるのは目に見える。奉仕活動や体験学習など特設「道徳」実践の場としての「総合的な学習の時間」によって、授業日のスケジュールはびっしりだ。教育改革関連三法案が通れば、飛び入学や、「不適格教員」問題児の排斥も始まる。このままいけば、オ - トメ - ションの速度は上がる一方だ。なのに、「子どものため」という大義名分は、教職員の仕事をますます増やし、子どもとゆっくりつきあう時間を奪っている。

(3)「学習指導要領」による阻害

文部科学省は、そんなゆとりのない暮らしを押しつけておいて、毎年、学力テストを実施するという。テストという脅迫によって、子どもと教職員を「学習指導要領」にある基礎基本の学習に駆り立てようというのだ。「興味・関心・意欲」の評価による態度の善し悪しの輪切りと学力テストの点数による輪切りによって、子どもたちは心と学力の両方から管理・選別される。そして、ますます本当の学びから阻害されていく。

「学習指導要領」が子どもの側に立っているものな

ら、まだ救われる。だが、これは、子どもたちの健やかな成長のためにつくられたカリキュラムではない。内容を見れば一目瞭然だが、なによりの証拠は、今年4月、「学習指導要領」にもとづく教科書検定によって、「つくる会」の教科書が合格したことがあげられる。これは、「学習指導要領」が、憲法を批判し歴史を歪曲した「自由主義史観」を公正・中立の考えとして認めたことを意味する。「学習指導要領」が、人権・平和を愛する人間を育てようという憲法・教育基本法に違反した内容であることを内外に示したことになるのだ。

今、政府・文部科学省・公権力は国民に対して徹底して公 = 国家を強いてきている。「強制に及ぶものではない」とした国会答弁も、現場では、「学習指導要領」に記載されているからと強制される。「日の丸・君が代」は、自分の良心に反することも黙って行う教職員をつくる。その一方で、反対するものをあぶり出し、平和を願い人間らしく生きたいもの言う教職員を「偏向教師」「非国民」として排除する働きをしている。また、「日の丸・君が代」の卒・入学式への導入は、子どもの心を深く傷つける。歴史の真実を知り、「日の丸・君が代」に対する純粹・率直な感想を持った子どもたちは、「強制」によって自分の疑問や思いを押し殺さなければならないことになる。

今、世界中の国々で、日本の憲法9条を旗印として掲げ、「平和教育をあらゆる学校で必修科目にしよう」という平和運動が展開されているというのに、当の日本はまったく逆の道へ向かっている。

教職員組合に対する攻撃

教育現場を初めとして、さまざまところで、「戦争のできる国」「日本とそれを支える」「お国のために自己犠牲をいとわない」「国民づくりが着々と進行している。日本の軍事費とアメリカの軍事費を合わせると世界の軍事費の40%になるという。冷戦が終わり、縮小せざるを得ないはずの軍需産業をこうした教育政策が支える。

「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを掲げ

て、平和と民主教育を守ろうと努力してきた教職員組合は、この流れの最大の抵抗勢力だ。特に北教組の仲間は、30年前に北海道教育委員会と交わされた労使協定である「協定書(46協定)」にもとづいて、権力に対しても言える学校職場をつくり、自主編成運動にもとづく民主教育や教職員の命と権利を守ってきた。その「協定書」を諸悪の根源と憎む政府・文部科学省や自民党は、道教委に執拗に圧力をかけてきている。

「日の丸・君が代」の実施率の低かった札幌では、昨年9月、札幌市教委が各札幌市立学校長を一堂に集め、学校長に対し「日の丸・君が代」の掲揚場所・時間などを示した詳細な実施要綱を配付し、これに従うよう職務命令を出すという全国にも例のない強制を行った。また職員会議の形骸化をはかり、校長権限の強化をねらう学校管理規則の改悪も合わせて強行した。

これを契機に、札幌市内の学校の雰囲気は一変したといわれている。いくら議論しても最終的には自分が決めると言い放つ校長が増え、何でも校長が決めるのだから意見をいっても意味がないといった無力感・疎外感が教職員の中に広がってきている。

つながりが切れた学校の中で、

こうした教育政策を押しつけておいて、政府・文部科学省のお偉方は、自分たちの責任は棚上げにし、子どもたちの荒れの原因を家庭のしつけ、教員の指導不足の問題に矮小化しようとしている。世の中のすべての矛盾を背負わされた家庭の中で暮らす子どもたちを、差別・選別の学校制度で働く教職員が受け止めなければならない。うまくいかなければ、「指導不足教員」「不適格教員」だ。そんな中で精神的に追い詰められている教師は少なくない。一番悩みを理解し合わなければならない保護者・職員室の仲間とは、責任のなすり合いになっている。

つながりの切れた学校の中で、「学級崩壊」が増えている。新聞報道によると、北海道では、7校に1校が「学級崩壊」のクラスを抱えているという。それでも、他府県に比べるとまだ、少ない方がいいが、「こんな時代だからこそ、教員も子どもも保護者も気軽に相談

できる人がいたらいい」「これからは、何でも教員が抱え込まないで、たくさんの目で子どもを育てたい」という意見が増えてきた。「心を癒すには専門家が必要」というマスコミの宣伝もあって、学校カウンセラ-がじわりじわりとこの北海道にも浸透してきている。

「集い、つながり、抵抗できる仲間」をつくらう

私たち教職員が、今一番しなければならないことは、孤立感や人間不信を強める子どもたちとの関係を回復することだ。子どもとゆっくりつきあう中で、あせらず無理せず共に考え、子どもたちの一番身近な応援団としてかかわりたい。教職員や保護者、地域の人がお膳立てしてつくる地域コミュニティ-もいいけれど、大事なことは、まず子ども自身に人とつながる力をつけることだ。それが育てば、子どもは、カウンセラ-や大人の力を借りなくてもたいがいの問題は自分たちで解決できる。

私たちが学校5日制に託した願いは、「教職員・保護者・地域の人々の8時間労働」と「子どもたちに一番必要な教育の自主編成」なしには、決して実現しない。とりあえず、できるところから始めたい。子ども不在の研究会・研修会をやめる。減らせる仕事を減らす。学校にゆっくりとした時間を取り戻す...。まずオ-トメ-ションの速度を遅くしようと努力するのだ。私は、それだけでも、学校に人と人がつながりあおうとする人間らしい感情が息づいてくるはずだと信じる。

国境を越えた資本のグロー-バル化の中で、今後ますます、食うか食われるかの生存競争が世界中の人々を巻き込んでいく。教育も例外ではなく、子どものためというよりは、経済効率の方が重視される。お上は、それによって起きる弊害を覆い隠すために、カウンセラ-をはじめとしたさまざまな対症療法を出してくる。でも、それはくさいものに蓋をする政策なので、中でどんどん腐っていく。

だから、そのことを一番良く知っている弱い立場の者がしっかり団結して物申すことが大切だ。この気風

がなくなったら、ファシズム・全体主義がはびこる。強者の論理だけで世の中が動いたら、人間社会は滅亡へと向かうだろう。

私は、組合が弱者のつばやきを大きな声へと束ね、「あきらめや決めつけ、反目」を友情と連帯に変えることができた時、権力にとってこれほど恐ろしいことはないと思っている。なぜなら、何と言っても現場の人間が自らの役割に気づき、変革していこうとすることが一番力になるからだ。

巷には、他人のことなど眼中になく、自分が癒されることばかり考えている人が溢れているように見える。でも、実はみんな、人と人との本物のつながりをつくりたいと思っているのではないだろうか。おとなも子どもも人間らしく生きるには、自らの力で「しぶとく、やさしく、変節しない」関係を切り拓く中で、「集い、つながり、抵抗できる仲間」の輪を広げていくしかないと思う。

「心の教育」を考える

小沢 牧子

人がバラバラに孤立する社会になったと言われて久しいのですが、昨日の「シンポジウム」を聴いていても、あらためてその問題を痛感します。人と人の関係が直接的なものではなく、お金、情報、システムなどが間にはさまる度合いが次第に大きくなっている。そして誰もつながる人がなければつながりを提供しますよといって、「心の専門家」が増えていき、その結果人の分断はますます進むという事態が起こっています。そのなかに「心の時代」とか「心の教育」・「心のケア」など、「心」という言葉が氾濫しているのですが、これが何を意味するのか、きちんと見きわめていかなければならないと思います。「一人で、でも心穏やかに、競争と階層化の進む社会を生きよ」という無理難題ではないのでしょうか。90年代に入ってもはやされるようになった「心の教育」という言葉を追いながら、現在の学校や私達の生活の課題を考えてみます。

1 「心の教育」はどのように登場したか

1997年6月に、神戸で小学生連続殺傷事件の容疑者が逮捕されました。逮捕者が中学生であったことに、社会は大きな衝撃を受けました。とくに学校現場や中学生の親たちの驚きは大きなものでした。「心の教育」という言葉が世の中に登場したのは、この事件がきっかけとなっています。

6月末に中学生が逮捕されると、当時の橋本内閣はその翌日に、小杉文部大臣を通じて第16期中央教育審議会に、「幼児期からの心の教育のありかた」の審議を諮問しました。そして同年の補正予算で、小・中学校に「心の教室」を新設し、退職教員や地域の適任者を相談者として、9月にはこの新しい試みをスタートさせます。すでに1995年度から学校現場に委託研究のかたちで導入されていたスクールカウンセリングルームとは趣を変えて、「心の教室」は子どもたちが寝ころべるように置敷きにするなど、リラックスできる場の雰囲気と、親しみやすい相談員のありかたを特色としました。

翌98年に、上記の審議答申が出されます。そのタイトルは「新しい時代を拓く心を育てるために 次世代を育てる心を失う危機」というもので、家庭の責任に重点を置いた答申になっています。

「心の教育」という言葉が登場した直接のきっかけは以上のようなものです。しかし学校教育のなかで「心」を重視していこうとする流れはここでいきなり出てきたものではなく、その10年ほど前から作られていました。

2 臨時教育審議会と「心の教育」

1984年～86年にわたる臨時教育審議会の答申を見ると、そこですでに、現在2000年代に入っていっそう強まってきた徳育の重視や「心」の強調の新しい流れが始まっているのを見ることができます。道徳教育を強化しようとする動きは「日の丸・君が代」の学校への導入強化などとともに以前からあったのですが、臨教審答申では従前のものとはいささか異なった視点が入ってきます。それは知育よりも徳育重視をという転換とともに、カウンセリングなど心理主義導入の足場

が作られたのではないかということです。

これからは知育よりも徳育を、という臨教審の姿勢は、その答申において、従来の「知・徳・体」に代えて「徳・知・体」と順序を変えた表現が用いられていることから窺うことができますし、実際そのような議論があったと言われています。

臨教審答申のキーワードは「個性化・自由化・国際化」ですが、そこには子どもも競争社会の一員として「自己責任」を持って生きていく存在であるとの考え方がひそんでいます。「個性化」は能力主義の強化を、「自由化」は競争の激化を、「国際化」はグローバルゼーションのなかの厳しい選別を意味しているからです。2000年代に入った現在、子どもを含む社会の不平等や階層化が進行している現実を見れば、それが裏付けられるというものです。

不平等と自己責任という二つの言葉は、裏表の関係を成しています。自己責任とは「自分の不利は自分のせい」と納得させる言葉でもあるからです。不平等や階層格差が広がることは、負けた人びとの怨念を生むし、ひいては社会不安にもつながります。怨念を外に向けず内省し諦め自分のいたらなさとして引き受ける装置が、道徳教育やカウンセリングつまり「心の教育」なのだろうと思います。

もちろん、臨教審の論議がストレートにその問題を取り上げているわけではないでしょう。しかし従来の「知・徳・体」の順序を変え、「徳」を最初に持ってきたことの背景には、選別機能を強める学校のなかで、子どもたちが不満をつのらせることなく、振り分けられても学校に従順に過ごしていくようにとの、国家の願望が読み取れるように思います。

3 学校に参入する心理主義

「心の教育」という言葉自体は、先に言いましたように、97年に登場したものです。しかし、その視点は95年にすでに、学校のなかに導入されています。それはスクールカウンセラーの学校配置です。初年度予算は3億6千万円でしたが、毎年倍増、3倍増という感じで予算が増え、2001年度は40億円となっています。

「心の教室」設置のきっかけは神戸の事件でしたが、

スクールカウンセラー導入の直接のきっかけは、94年11月に愛知県で中学3年の男子生徒が、いじめによる自死をしたことでした。これが大きくマスコミに報道されると、翌年4月には学校へカウンセラー派遣が始まります。しかしそれ以前に、スクールカウンセラー派遣の準備は、心理臨床領域にある学者たちによってなされていました。国の政策はいつもあらかじめ準備されていて、具体的なきっかけを待って出てくるものだ、さまざまな現実を見て、思うことです。

その芽はやはり臨教審のころに見られます。85年に、臨床心理学者の河合隼雄氏は、臨教審のヒアリングに招かれ、家庭教育に関してですが、カウンセラーの必要性について述べます。さらに同年に河合氏は『毎日新聞』で二日にわたって『心』の専門家の必要性」という文章を、学校教育との関連で連載しました。サブタイトルは「いじめ、登校拒否は薬ではなおらぬ、国家が資格認定し規準の確立が必要」というもので、学校の教員の力だけでは子どものこれらの問題を解決することは出来ないとの内容が含まれています。そしてその3年後の88年には、河合氏を会長として「日本臨床心理士資格認定協会」という民間団体が発足します。学校にスクールカウンセラーを派遣する準備はこのように進められており、きっかけを待って具体化したわけです。

スクールカウンセラー派遣の趣旨は次のように述べられています。「子どもたちが内面にストレスや不安をかかえこみ、抑制ができずに衝動的に問題行動を起こすため、その未然防止や早期発見・早期解決をめざす」。ほんとうは子どもたちがなぜストレスや不安をかかえるのか、抑制できないほど我慢を強いられるのはなぜなのか、そこそそを考えなければならぬと思うのですが・・・。

90年代まで長らく、心理相談は学校の外に置かれていましたが、スクールカウンセラー派遣によってはじめて学校の内部に心理学が入ることになり、「心」という言葉や概念が学校のなかにも広まって、子どもの「問題」はカウンセラーに、という分業体制が進行していくこととなります。いじめや登校拒否などは子どもを取り巻く状況に大きな原因がありますが、心理主義

が浸透すると、「問題」は子どもの「心」のなかにあるという閉ざされた考え方が広まり、弱い立場にある親子に「問題」の原因を押し込めてしまいがちになります。それは不当なことだし、それに加えて、子どもをとりまく状況を変えていこうとする視点が薄れることもまた、大きな問題だと思います。

4 「心の教育」とは、道徳教育+心理主義的対応のこと
90年代後半はこのように、カウンセリングを中心とする心理主義がもれはやされたのですが、この1~2年、また道徳教育それも国家主義的なそれが強調される流れが強まっています。2000年に森内閣が設置した「教育改革国民会議」は道徳教育色の強い17項目の提言を発表しました。たとえば、奉仕活動の義務化、問題行動の厳罰化、文字通り道徳教育の強調などです。また一握りのリーダーをフロンティアと呼んで、その育成を謳っています。少年法も厳罰化の「改正」がなされました。99年には東京都の石原都知事が「心の東京革命」なる道徳教育運動を展開しています。今年に入って文部科学省から発表された「21世紀プラン」も、同様の傾向にあります。

これらの国家主義的道徳教育は、心理主義が担っている柔らかい管理とセットになった剛の管理、見えやすい直接管理なのです。この二つは相補う二刀流管理ということができます。大刀と小刀を出したりしまったりして使い分けていく。その手法を、昨今流行の「心」という柔かい言葉を使って、「心の教育」と呼ぶことにしたのだと、わたしは思います。

「国家と専門家にまかせよ」という流れが「心の教育」という名の下に強まっていますが、流されず、自分たちで考えることを止めずに、人がつながりあうことをいつでもどこでも目指したいと思います。そして学校は、さまざまな人が集まる場として、人と人が直接つながる可能性を十分に持っているということ、いつとも忘れないで暮らしていきたいものです。

討論まとめ

三輪 寿二

広瀬：三吉クリニックの広瀬です。昨日の話を続き

になってしまいますが、原内さんの話を聞いていて、大いに聞きたいことがあります。国会の議論などを聞いて、学校の中で子どもたちがいよいよ余裕を失っていくだろうという話があったのですが、僕は、子どもたちが荒れてくるということであれば、希望が湧いてきます。「日の丸」「君が代」などで子どもたちが荒れて、その荒れた子どもたちと社会臨床学会がつながれば大いに希望があると思うのですが、本当に荒れてくれるのが僕は心配です。

学校が基本的システムとして崩壊し、問題が出てくる現状があると思うのですが、その火消し役としてカウンセラーみたいなものが民主的で優しく暖かい関わりをして荒れを消し止めていってしまう、それによってますます子どもたちを荒れさせるシステムがそれを収めていくシステムと一体になって、結局、何も起こらないという形になっていくのではないかと、ということになっていくのではないかと。

しかし、その民主的の火消しに乗れない人から分断されていく、ある意味で先鋭的に孤立していくみたいなことが起きるのではないかと、思うのです。精神医療でも、露骨にひどいことをしているときは、患者たちも大騒ぎをしていくという状況が生まれてきたけれども、その後、地域の暖かい作業所や憩いの場などが次々に出来て民主的にありのままよい、というふうにやっていったときに、そこで静かになっていくということが起きたわけです。そこに乗らない人たちが先鋭的に排除されて、今度は処遇困難患者であるという風に限定されていく形があります。

その意味で、大いに荒れてくれるというのは僕にとっては希望なのですが、本当にそうなのかどうか、荒れ方も含めてお聞きしたい、と思います。

能登：札幌の小学校に勤務している能登と申します。原内さんのお話を聞いたのは今日が二回目ですが、感想を二つ言いたいと思います。

文部省行政を批判して、そうじゃない学校をどう作るかということ考えたときに、たとえば、「キラリと光る子」といった文部省側が使う言葉をこちらとしては使いたくないな、と思います。ひとりひとりに

「キラリと光る」ところを見つけてあげられない教師というのは理想の教師ではない、と言われたような気がするのですが、子どもの側がどういう風に思っているのかということと考えたら、「そんなことはやめてくれ」と言っているのではないかと、つまり、子どもたちがどういうふうを考えているのか、ということを考えていかなければいけないのではないかと、思ったのがひとつです。

それと少し関わるのですが、学級崩壊をしてしまう教師とか、他の面で能力が低いと言われるような教師を見つけ出して再教育するとか、配置を変えるとか、そういうことが文科省から出てきているとお話されていたと思うのですが、それに対して、どう切り返していくかというときに、「一体何をもって学級崩壊させている教師なのか」というふうにしていくと、やはり学級崩壊してしまうこと自体が自分たちの方で許せなくなってしまうことになっていく気がするのです。崩壊と思われて配置換えになった教師を見て、「明日はわが身か、ああいうふうになりたくない」と思う関係があると思うのです。学級経営がうまくいかず崩壊みたいになって職場を退去している人もいて、そういう人と一緒に働く者として私たちが同僚性を保ち続けられるかどうかの問題であるような気がします。

何か、あるべき教師像によって測られているような気がして、北教組の一員として叱咤激励されている感じですが、むしろ留まりながら考えていきたいというのが感想としてあります。

佐藤：札幌学院大学社会情報学部4年生の佐藤です。屁理屈をたくさん言うかもしれないので先にお詫びしておきます。伊藤さんの話はとても面白かったと思います。教育実習を譬えにして概念的な個性を尊重すべきだという意見があったと思います。個性が自由ということが本当ならば、その個性を認めないということも自由だと思います。したがって、片方のみを否定することはいけないことだと思います。

そして、社会は常に弱者と強者がいます。ここにいるのはマイノリティ、弱者の側だと思います。強者が常に正しいということはありませんが、弱者が正しい

ということならば、強者と弱者は逆転し、矛盾をはらんでいることになります。

さらに、伊藤さんは経済優先主義の話をしました。昔の経済最優先が個性を尊重しないのでおかしいということをお話されていたように思います。社会は常に変化するので、当時はその価値観は正しかったのかもしれませんが、つまり、現在の価値観で考えると昔は絶対におかしいのです。だから、現在の価値観で昔のことを言うのはおかしいと感じました。

次に、原内さんが言った価値観についてです。Aという人がいてすごく幸福な生活をしていました。ここにBというすごくいやな性格をしている人がいて、周りからいじめられたりして、その人にAさんがアドバイスをした場合、Bさんは聞き入れるでしょうか。私には、全く違った価値観を持った人の話を聞き入れるとは思えません。だから、君が代の歌詞についても認める人とそうでない人がいるわけで、認める人を完璧に否定するのはおかしいと思いました。

原内さんば「世の中の全ての矛盾」という言い方をしましたが、私は「世の中は全て矛盾している」と思っていて、その中で、3人はお話をしていると思いました。

小沢さんの意見には反論はありません。完全に否定してないのです。この方がよい、という考え方で、それが正しいと思います。伊藤さんのように否定してしまうのは、逆の立場に立ったときにとても危険をはらんでいると思います。

タカハシ：タカハシといいます。伊藤先生の話は自分の小・中・高・大学と通して私の中でも感じたものがあります。中学・高校では学級の中でリーダー的な立場にいながらもどちらかという反抗的で、先生からは叱咤激励された、ということからも、心理学をやるということはそういう自分の中にも核みみたいなものがあったからなのかな、という聞き方をさせていただきました。

伊藤先生は教育大で教えているので、これから教師になる人を作るという立場だということになります。教育大のなかで心理学の授業数は大変少ないものでは

ないかと思うのです。ただ、今後、教師になる人は、心理学の授業のなかで自己に気づいたという形で学校現場に入っていけないと、子どもたちと接していくという立場は難しいと思うのです。親もそうですが、社会に出て一苦労した人が教師になってもらわないと、現場の中では活動できないという思いが結構あるわけです。大学から学校現場に出ていくときに柔軟な自己をもっていないと学校現場では対応できないと思います。子どもたちの個性は実にさまざまですから、色々な勉強をして大学から送り出して欲しいと思います。心理学などで人の心がわかるようになることを学校の中でも重要視してほしいというのが、子どもを育てた中で感じていることです。

原内先生には、組織の中で自分が考えたことをお話していただいたな、と思うのですが、学校カウンセラーというのは、日教組や北教組からは、文部省からの押しつけという風に見えるのかもしれませんが、たとえば私の時代では登校拒否してもそうだと分からない時代でしたが、現実にはそういう子どもたちはいたわけです。これは、そういう子どもを見つける能力が教師にないからなのです。訴えている子どものことはわかるのですが、そうしない子どももいて、その子どもたちは黙って自分の心の中に持ち続けたということです。だから、人の心をわかる人がカウンセラーならば、それは子どもにとって幸いすることかもしれませんが、子どもにとってはそういう人たちがいることは選択権かもしれない、少ないかもしれないけれど助けることができるかもしれないわけです。だから、カウンセラーを道具として扱わないで、組織の枠から考えるのではなく、人間という立場の中で考えていただいたほうがよいか、と思いました。

小沢先生は範囲が広くて、物事を柔軟に考えているな、と私は受けました。子どものこと、世の中のこと、歩み寄りながら柔軟に考えていかないとますます難しくなるだろうと思います。

A：小沢先生の資料に、「修身・道徳 生活指導・生徒指導 心の教育」という箇所がありますが、この解説をもう少しして頂きたいのです。こういう一連

のつなぎは、モラルの問題を非常に狭いところに閉じ込めてしまうのではないかと考えていて、この箇所の説明をもう少ししてもらいたいと思います。

伊藤先生は排除について強調されました。私は、文化、社会の制度、枠組み、それを伝えたいということで、大人が若者に向かって警告している、と考えています。排除の思想は日本では馴染まない。最近、ある学会で話題にしているのは、大人・老人の文化と若者の幼児性、このギャップをどう考えるか、ということです。それは、排除ではなく、一人の人間として子どもや若い人が成長するのに、培ってきた日本の文化の枠組みと戦っているという風に思うのです。事例として、MG検査を取り上げて、父母に、「腹が立っても抑えなさいよ」「もっと朗らかにするように」とコメントがあったことを話しておられましたが、私は、これは当然だと思います。教師として、父母も素直にこれを聞くのではないかと、これが教育だと私は考えるのです。集団と個の問題ですが、大人の文化と若者の文化のギャップをもっと考えなくてはいけないのではないかと、思います。

小沢先生の資料の最初の行のところに、臨教審の知・徳・体が徳・知・体になった、という見解も説明してほしいのです。私は、知・徳・体というのがよいと思っています。徳が先に出たのはやはり時代性だと思います。このあたりの小沢先生のお考えを聞きたいと思っています。

司会：質問がいろいろに出ているので、発題者の方から答えていただくようにしたいと思います。伊藤さん、原内さん、小沢さんの順でお願いします。

伊藤：まず、佐藤さん。ある価値観を否定することの問題という話だったのですが、私は、生きていく中で必要以上に拘束されるのが感覚的に苦手で、そういう拘束の力に対して、否定するというか、闘うというか、そういう生き方をしてきました。だから、何かを否定するのは危険だという考え方には挑戦したいと思います。

それから、経済成長至上主義については、これを優

先すると、深く物事を考えるということが邪魔になる、と考えています。思考停止を求められる。実際にそういう状況の中で生きてきて、自由に色々な人と議論するということができにくいということを実感しているわけです。

タカハシさんの、教員養成への希望を話しておりましたが、現在は、教員養成には強い圧力がかかっています。教員の資質を持った学生を育てなさい、ということが我々に要請されてくる。しかし、私としては、むしろ、教員になってその現場で5~6年やっていく中で育っていくのではないかと考えています。

最後の質問ですが、大人が子どもに警告を発している、というふうには捉えておりません。むしろ、経済的な価値を追求するあまり、大人が子どもに向き合っていないで、そのことが現在の様々な問題の背景だろうと考えています。警告というと、子どもたちや若者が好んで問題を起していることを前提にしている気がするのですが、そうではないと思っています。朗らかにできない子どもたちもいるわけです。それに朗らかになれ、というのは余計なお節介だと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか？ 朗らかであることはある価値観のもとで必要だから求められているのではないかと考えていて、警告を発するということとは違うのではないかと、思いました。

原内：広瀬さんの荒れのことから。実際の現象がどうなるかということはわからないところもあるのですが、私は、子どもたちの居心地が悪くなることから起きる様々な現象が生じてくるだろうと考えています。荒れることに希望が湧くということがどういうことなのか、後で教えてください。

能登さんの話で、「キラリと光る」というのは向こうの言い方ですが、確かに、見つけてあげる、という言い方は不遜かな、と思いました。一緒に暮らして、子どもたちとともに育ちあうと感じているので、ちょっと、力みすぎてしまった、と反省しました。

それから、学級崩壊のことでは、これは誰にでも起きることだろうと思っています。起きたときに、何を学級崩壊と見るか、ということも、いじめがなければ

よい、とか立ち歩かなければよい、とかいうことを言っているわけではないのですが、それでも居心地がよいとか悪いとかいうことはあるのではないかと、思っています。居心地のよさということ、私は大事にしたい、と思っています。学級崩壊のことなど、問題は誰にでもおきることで、そこはみんなでカバーしたり、悩みあったりできたら、と思います。

それから、佐藤さん。「日の丸」「君が代」の問題です。その時代の気持ちになって考えればよいのではないかと、いうことでしたが、まさに自由主義社会の考え方だと思います。歴史学的な検証に基づいた考え方が必要ではないか、と思うのです。「日の丸」「君が代」も感じ方が色々あるのだから認めなさい、というのではなくて、それは、旧憲法のもとで侵略戦争に国民とアジアの人々を動員していくなかで、国威を向上させるための役割を果たしていた、と思うのです。そのなかで、天皇を生き神様としていただく国として日本があったのだ、と思います。そうしたことを踏まえて、ある意図のなかで、「日の丸」「君が代」が使われてきたということがあるから、反対している人がいるということ。それが国会で決まったということだけではない論理をもって無理やり学校に入ってきたと考えています。

タカハシさんの話は、カウンセラーがいてもいいのではないかと、いうことでした。

タカハシ：一つの選択肢としてあってしかるべきではないかと、いうことです。国の何らかの意図ということもあるでしょうが、臨床心理学とか色々盛んになっていけばそれなりのカウンセラーが育ってくる可能性があるだろう、そういう人たちが学校に入っていくことが検討されるのは当然ではないかと、思うのです。

原内：親たちと話していると、教員も親もいろいろいるのだから、相談する場所を閉じてしまうのはなぜなのか、と言われたりします。でも、相談する人がいないのかな、と考えたときに、困ったときにカウンセラーのような人がいたらそこに頼ってしまうのではな

いか、というのが一つあります。それと、カウンセラーがそれほどよいものなのか、というと、私は実体がそれほどないものに対する期待があるのではないかと、と思っています。カウンセリングの中身として、自分の経験などを話さないようなやり方は変ではないかと考えています。東海村の事故のときに、カウンセラーが相談にのったというけれど、大事なことは放射線の体への影響を調べることで、カウンセリングが問題の本質を隠してしまうことになるというような役割になりがちだということがあります。

小沢：二つご質問があったと思います。ひとつは心の教育にいたる時間的歴史的経過をもっと丁寧に、ということ。この修身・道徳というのは、私の体験では、たとえば、教育勅語などはとにかく暗記していて、言い出すと今でもとまらないくらいに出てくるわけです。それは、天皇中心主義の道徳教育で、月曜日の1時間目はそれを言うのです。

敗戦になって、アメリカが天皇中心主義を否定して民主主義教育を指導してきたわけです。そのとき、実は、心理主義も入れてきているのです。個性を大事にして、心理テストもしなさい、心理主義的な進路指導とか生活指導をしなさい、ということが入ってきているのですが、それが日本には定着しなかったのです。なぜかというと、みんなで田んぼを作って、という具合に、集団生活してきたのだから、そこに個人を強調して心理テストを入れても何のことやら、というのが日本の状況だったわけです。それに対して、教員達によって民主的な集団作りが行われていったわけです。

そこに、綴り方教育というのがあって、自分の生活を作文に書いてみんなで考えあうというものがあったわけです。その頃は、組合が強い時代で、文部省がこれではいかん、ということで、道徳教育を学校に復活させる経過があるわけです。テレビで何か物語を見せるというような形で行われていました。

1980年代に入って、分断化、競争化が起きてきて、社会不安に対して、政治家たちが敏感になっていったのだらうと思います。その中で、心穏やかに、とか、心の癒しとかということが問題になっていき、

「心の教育」ということが出てきたと思います。その道の専門家も増えてきて、「心の専門家」という言葉を、1985年あたりに河合隼雄さんが広めたのです。そして、カウンセリングが学校に入ってきて、心の教育に至った、そういう流れだと思います。

それから、モラルを狭い範囲に閉じ込めるのでは、と言われたのですが、私のモラルは、人を分けたり切ったりしないで、気長に一緒につきあう、ということくらいしかないから、モラルと言われてもうまく対応できない感じがしています。

もう一つの質問で、知・徳・体を徳・知・体に変えた、という点は、個人がバラバラで、かつ、自分で心をおさめて暮らしなさい、という思惑や、情報社会のなかで知は学校だけではなく、ということもあって、知と徳はひっくり返っているのではないかと、思います。その順序をどう思うか、という質問であったと思いますが、私は、人を知・徳・体と3つに分けるということとはできない、人間まるごと全体としてそこにいるのであって、分けて順序をつけるということとはもともと考えていないことです。

萩谷：いくつか感想があります。能力主義とか競争主義とかグローバル化とかあって、一部のエリートだけ育てて、と原内さんもおっしゃっていたのですが、要するに、分断して反感をもってもそれを専門家でなだめて、というシステムが作れると財界人などは思ったということです。それは、経済的な合理性にもとづいて展開されるので、合理的な生き方だと、根本的な疑問をもたずにみんながついていくのだと思います。だから、経済的な問題を抜きにして学校だけ理想社会を求めると言うのは無理だと思うのです。一部エリートとその他の人びとという構造にはならないような経済的社会的なあり方を考えることが本質的な問題なので、実際にできるかどうかは別として、そういう問題として考える必要があるのではないかと、思いました。

心をなだめる、ということに関して言うと、荒れてしまえば矛盾に気づいて打ち壊してしまう動きが出てくる、というのが広瀬さんの期待かな、と思って聞い

ていたのですが、それは気持ちとしては共有するのですが、その問題に対して、専門家を配置して心をなだめるという方向と、コストを低くするために薬剤を利用してなだめてしまうことが今後起きるのではないかと、思います。学校はどこへ行くのか、という行き先の話をしていますから、こんなことも考えていました。

大人は子どもと向き合っていなかった、というのは、ずっとそうだったのではないかと、思うのです。向き合ってくれないほうがよい、ただ、経済的な合理性があれば我慢もするし、努力もする、ということのほうが重要であると思います。

カウンセラーが学校に入ってつながりを作っていく、ということが出ていましたが、学校の教師という存在も、大人が子どもと向き合わない中で子どもを任された専門家だと思うので、カウンセラーを否定するならば、教師も否定するべきだと思います。

佐々木：運営委員の佐々木です。小沢さんと一緒に教育総研に関わっていて、そのなかで、日教組の組合員のアンケート調査をしました。それを3点くらいにまとめて紹介したいと思います。ひとつは、学校はどこへ行くのかはわからないのですが、荒れという現象は世界的現象になっているということです。校内暴力、いじめ、学級崩壊的な現象というのは先進国で起こっていましたが、1990年くらいから中国、マレーシア、韓国の校内暴力が日本よりひどいということがわかってきて、さらに、エチオピア、ヨルダンなどの中進国にも発生している。つまり、世界中の子どもたちが嫌がっている学校システムとは何であるのか、という発想で問題を見通していかなければいけない、ということなのです。

もうひとつは、高度経済成長期、日本で言えば、1960年代を中心とした学歴社会です。90年代はそれが崩壊しつつあるのではないかと、それゆえ、60年代と90年代の学校問題を区別して論じるべきではないかと、ということです。先ほどの調査のことを言えば、60年代の教師たちは、管理職や学校の制度への不満などをかなり述べています。90年代では、同僚批判が圧倒的

に多くなってきています。同僚批判の内容は、きちんと一緒に仕事をしてくれない、というものから、トイレに行くときにスリッパをはかないとか、職員室にタバコを吸いに来るとか、非常に細かい同僚の動きを観察してそれを批判するものが7割から8割に達します。管理職に対する批判は1割から2割です。

なぜ、同僚批判が多く仲間内がけんかし合うような意見が多く出たのかというのが一つの問題です。そういう90年代状況の原因のひとつは、全世界規模での教育改革の流行です。あえて、流行といえます。イギリスでもアメリカでもマレーシアでも教育改革と叫んで、まず導入するのがカウンセラーです。導入して10年から20年近く経っていても、校内暴力、不登校はどんどん増えている、ということです。ですから、全体状況を見ると、カウンセラーでは体制的な問題は解決しないのははっきりしているのですが、先ほどのアンケートの中でひとつ気がついたことがあります。

それは、二つの大きな教員の不満があって、ひとつは、忙しいというもの、もうひとつは同僚がテキパキやってくれないというものです。忙しいことの原因はわりにはっきりしていて、全世界の教育改革で共通していることはアカウンタビリティです。説明責任です。教育の成果をどれだけあげたかを説明することをアカウンタビリティと言います。これが原理となって教員パッシングが非常に強くなっているということです。

他方、アカウンタビリティの要求を出す親の気持ちを考えて、3つあると思います。保育の要求と子供の要求と学力要求です。これらも、アンケートの中でわりとはっきり出てきます。保育は、学校で預かってくれ、というものです。しつけは、親の言うことを聞かないから学校で言うことを聞かせてやってくれ、というものです。学力要求は、勉強したから勉強させてくれ、というものです。

ところが、校内暴力などを起こしている若者たちの気分を聞いてみると、勉強するのは嫌だ、というのが非常に強くなっています。なぜかということ、学校の勉強では将来が見通せなくなっているということがあつたようです。読み書きそろばんが電卓の利用などで宙に

浮いているし、サラリーマンが消滅の方向に進むという、90年代の大きな現象です。もうひとつは、技能が単純化していることです。パート、アルバイト、フリーターが多くなってきていて、これは全世界的なものです。労働市場の改革みたいなものが進んでいて、それを見ると、これまでの学歴社会の見通しが取れなくなってきたというわけです。

しつけに対しても、俺たちをしつけるのはよしてくれ、という若者たちの声が聞こえてくるのです。これは、メディア社会、情報社会の影響だろうと思います。親よりもメディアの影響が強く、その価値観に浸っているので、親たちの考えるようなしつけは嫌だ、という見方をしているのです。

保育要求がなぜ起きるかという、これは現在の子捨ての問題だろうと思います。子どもの面倒はもう見たくないという親が全体に増えている、と私は確信をもって言えると思います。こうして子捨て先として学校に行かされた子どもたちの心情を考えると、本当の気持ちをわかってくれる大人たちに周りにしてほしい、という気分になるでしょう。

全部、関連している出来事なのです。したがって、皆さんと一緒に、時代背景と全世界の動きをひっくり返して見極めていかなければならぬだろうと思います。そうしていかないと、見通しが立たないのではないか、という気がします。

浪川：私は、学生時代に心理学を学んで、その後、2年ほどカウンセリング、それから特殊教育を学んで、教員をやっていました。教師としてやったことは、給料をもらって、子どもと付き合いながら、自分が生活するというのを忘れないでやってきました。学校では仕事をできるだけ軽くすることに重点を置いてやってきたのですが、ひとつには、本務はしっかりしないで雑務を本務にするというようなことです。教職員組合では雑務が多くて本務が出来ないから配置をしる、とか言うのですが、私は子どもと一緒にいるためには、雑務と一緒にやるとすごく楽しい、私もゆっくりにできるわけです。本務では、指導要領の通り教える、あとは雑務を一所懸命やる、ということです。

もうひとつは、障害児と呼ばれている子どもも一緒に、ということです。そうすると私もつまらない本務が楽しくなるのです。その二つに気を遣って教員をやってきたわけです。

カウンセラーについて言うと、文部省がカウンセラーを降ろしてきたとき、学校現場はその受け皿がすでに出来ていたと思うのです。だから、教職員組合もいまだにカウンセラーを要らないときちんと言えないのではないか、それはおそらく、本務を大事にしすぎたせいではないか、と思うのです。だから、現場はカウンセラーを受け入れていると思っていて、それについて言えば言うほど、どんどん足をすくわれてしまうのではないか、と思っています。

カウンセラーを入れたいということには、厄介なことをそっちでやってほしいということがあると思うのです。そこまで引き受けたらやれないよ、ということがあって、本務もしっかりやらなければいけないし、子どものことを考える教員はすごく多いのです。皆さんがどう思っているかはわかりませんが、子どものことをいつも心配している教師は多いし、だから、カウンセラーが入った方がいいんじゃないか、と考えている教師も結構いると思います。

雑務を一生懸命やった私の立場から言うと、現在でも学校には色々な職種の人たちがいるのですが、それで複雑な関係や上下関係が出来ていて、人間関係がうまくいっていないのです。主任制も入っていて、横のつながりとおっしゃっていましたが、用務員さんが子どもと一生懸命関わっているのは、用務員さんの合理化という問題があるからだろうと思います。障害児が来たらこんな風に自分たちは話し相手になっているよ、ということで、それを教員が利用しているみたいなのところがあったりするのです。つまり、働いている側に、色々な職種の違い、給料差、勤務時間などの差があるわけで、そういう中にカウンセラーが来ることは実際は嫌なのですが、仕事が楽になるということで受け入れていくという感じが一番強いのではないかと、思っているのです。

カウンセラーが入ることで、健康のことは養護教諭、勉強は教師、心はカウンセラー、ちょっとした相

談は用務員さん、というふうに、子どもたちが学校生活のなかで全体としていられない状態になるのではないかと、ということがひとつあります。もうひとつは、これ以上カウンセラーが来ると、色々な職種のぎくしゃくした関係がより増えるのではないかと思います。

カウンセラーに守秘義務があるために、担任が直接カウンセラーから子どもの話が聞けず、管理職から聞いて怒ったということが実際にあり、教員がカウンセラーの導入を反対するには、自分たちがやっていることを徹底的に見直すことが必要な、と思いました。

それから、私は、若い人の幼児性とか思考停止とかいう話が大嫌いです。若い人が幼児性になるのは当たり前で、経済力が豊かになったのから、ずっと子どもでいたほうがよいに決まっていると思うからです。

B：人間関係とか社会関係とか、大変よい示唆を頂いたな、と思いました。私は心理学も精神分析も素人でよくわかりませんが、心の専門家とか、心の教育と体の教育とか、そんな風に分かれているの、と疑問に思ってきました。心とか個性とか個とか、それらが実体化されていつのまにか制度化されてしまっている日本の現状、日本の共同性という問題に対して、花崎先生のご感想を伺いたい、と思いました。

花崎：先ほどの佐々木さんの話、腑に落ちるところがあります。『脱学校化社会』という本を書いたイリイチという人がいまして、社会全体が学校化することへの批判が出ていたと思います。これがますます進んできていて、資格社会化という状況もあるわけです。こういう状況の中で問題点は山ほどあるのですが、どこに次の時代に向かう力があるのか、という点について注目したいことがあります。

サブカルチャー、特に若い世代のサブカルチャーの中に、いろいろなことが育っていくだろうと思うのです。ストリートミュージシャンとか、あちこち放浪していくこととか、そういう中に育っていくのではないかと、という気がしています。そのヒントを貰ったのは、チェコの変革のさい、その引き金になったとい

う、中・高・大学生のロックシンガーたちの話です。当時、ロックは退廃芸術として社会主義から忌み嫌われていたのですが、そのロッカーたちが人びとを街頭に呼び出して変革のきっかけになったというのです。そういうことから、サブカルチャーが状況をどう変えていくか、ということに注目したい、と思いました。

管理社会とか監視システムがどんどん出来てきて、犯罪対策のためにビデオカメラを取り付けるという方向は先進国に出てきているわけです。しかし、そういうシステムは徹底してつくればつくるほど、同時に壊れやすさをもっているだろうと思うのです。徹底管理の状況のなかでは、むしろ、人びとがそこからはみ出すエネルギーをもっているという風にも思います。強い面だけでなく、もろさとか弱い面をどのように見抜いていくかが問題で、そこに関わって、今日の話にあった横の連帯ということを考えたい、と思いました。

司会：時間の都合もありますので、最後に発題者の方々から一言ずつお願いします。

伊藤：今日は色々勉強させていただいてありがとうございました。小沢さんのつながりを大事に、切らないという話が印象に残りました。

原内：組合にいと、勝つか負けるかの世界で、この状況だからこそ、あわてないで、しぶとくみんなの意見を聞きながら頑張っていきたいと思いました。ありがとうございました。

小沢：私が、つながりを大事に、といったことが、家族の絆をしっかりと、というようなメッセージになってしまうかもしれないと思うので、最後に言いたいと思います。私は、家族というのは壊さないため、というところがあって、特に、家族の中に嫁という位置がすごく生きていることがあると思うのです。これは、とにかく壊す、そしてそこから違うつながりが出てくる、と思っています。人間は、壊すと必ず別

のつながりが出来てくるものだと思います。

私は、93歳の、夫のお母さんと半同居みたいに暮らして、それを確信しました。自分がやろうと思わないで、「自分にはできない」と言うと、みんなが手伝ってくれたりして、つながりが出来てくる。そういう壊しながらつながるということを提案したいと思いません。

注

本文のまとめのなかで、お名前が確認できなかった方々を、アルファベットで書きました。また、漢字が確認できなかった方はカタカナ表記にしました。ご了承ください。

また、録音状態の関係で、聞き取りが難しい箇所がありました。発言の中身で、一部省略、あるいは記録者の主観によってまとめられているところがあると思います。趣旨が変わらないように配慮したつもりですが、ご意見などございましたら、お知らせください。

(三輪)

内面性の消失 - 近代的自己の終焉

原田 牧雄(神奈川県立高校教員)

はじめに

三年前、栃木県黒磯市の中学で女性教員が生徒に刺し殺されるという事件が起きた。その生徒が教師に対して、日頃から深い怨念を抱いていたわけではない。殺害にいたる直接的動機も見当たらない。ほとんど何の前触れもなく突然に……という印象であった。この若者が突然「キレル」という事態は、広い意味で人々の行動を心理的に捉える心理学主義とどこか深い関わりがあるのではないかと……そんな直感から、この文章は書かれた。

三年前のこの分析と今の実感に大きな隔たりはない。それどころか、様々な異常な事件の背景にこの心理学主義の眼に見えない抑圧をますます感じてしまう昨今である。

要するに、それらの本能は新しい、いわば潜在的な充足を求めるしかなくなったのだ。外に向けて放出されないすべての本能は内へ向けられる—私が人間の内面化と呼ぶところのものはこれである。《ニーチェ「道德の系譜」》

B このニーチェの言葉はどう考えたらいいのだろうか？

A ニーチェは本来外部に向かって解放されていた本能、暴力性・破壊性を含む本能が、外部に向かって放出されなくなって、内側に潜行する形で充足するしかなくなり、内に向けられた本能は、いつか人間の内面を形成するようになったと言っているんだと思

う。例えば欲望といったものも、外部へのダイレクトな通路を失って抑圧されたところから、初めて欲望として個人の内面で意識されるようになり、自分でそれをコントロールできない場合は、「良心の疚しさ」を感じるようになってしまった。

B それはあたりまえのことじゃないか。欲望が野放しになったら、人間社会は多分成り立たないだろうし、そうした本能的な闘争性や破壊性を肯定する発想が、ナチに利用されてしまったんじゃないか？

A いや、ニーチェは暴力性・破壊性を含む本能や欲望が、徹底して内面化されてしまったことを問題にしているんだと思う。いつも自分自身の怒りや欲望を意識しながら、内面でこれをコントロールしなければならないという、自己抑制が徹底すると、人間は人間自身に苦しまなければならなくなると、ニーチェは言っている。つまり自分で自分を見つめて問答を繰り返し、悩み続ける内面の煉獄が出現してしまったことを問題にしているんだと思う。ところでカントの「純粹理性批判」の中にも、心理学を批判したところが出てくる。

「考えるものとしての自我」という表現はすでに心理学の対象を意味している。

「わたしは考える」は合理的心理学の唯一の主題であり、そこから合理的心理学は、その全知識を展開せしめねばならない。

「わたしは考える」という概念は、あらゆる概念一般をささえるもの、したがってまた先験的概念をもささ

えるものであり、これらの概念のもとにいつでも含まれており、それゆえ同様に先験的であるが、しかしそれが役立つのはただあらゆる思惟を意識に属するものとして明示するにあるだけであるから、何ら特別な称号を持つことができないのである。

「先験的心理学の四つの錯誤は、我々が考える存在であってその本性を純粹理性から探求できると誤認しているところにある。この学の根底に捉えうるのは、単純でそれ自体まったく内容を欠いた表象、「私」だけである。それは概念とも呼べない。あらゆる概念に随伴する単なる意識である。この考える「私」あるいは「彼」または「それ(物)」は、今や思考の先験的主体 = Xとしてのみ表象され、その述語である思考を通じてしか認識されない。」《以上、カント「純粹理性批判」》

A このように、心理学が捉えうるのは、まったく内容を欠いた空虚な表象としての「私」だけ、とカントは言っているけど、そもそも(内観)心理学自体が、私が私自身を問い詰める、つまり自分とそれを見ている自分に分離する自分を前提にしている。さきほどの文脈で言えば、外界の客観的对象を相手にしていた主観が、自分自身に眼を向けるようになると、見つめている自分と自分自身という分裂がおこり、自分を広い意味で心理学的に見つめ続けることによってしか、自分を確認できなくなる。つまり自分自身と対話しながら自分をコントロールし、苦しみ悩み続ける内面対話体としての自己がリアルなものに感じられるようになるというわけだ。

B 君は以前から最近の若い人は、自分が自分の内面と対話するような内面的自己そのものが形成されなくなったと言っていたね。

A ひとつには、カントが鋭くも見抜いていたように、まったく内容を欠いた空虚な表象としての「私」を実体化してしまったことが問題だったと思う。心理学

的な内面対話体としての自己、カントの言葉を借りれば、「述語である思考を通じてしか確認できない『私』」を自閉的な内面化を通じてその存在を問い続けていけば、必ず自分で自分の根拠を掘り崩すような形でリアリティが失われ、「私」はどこまでも希薄化していってしまうと思う。極限までいけば、自己は自己の根拠ではなく、自己を消失させる穴になってしまうのかもしれない。

B そのことはこれも君が以前から言っていた明治以降の近代的自我がしだいに自閉化・内面化していく過程と同じことを言っているのかな。

A 別な形で捉え直したと思ってもらっていい。何度も話しているように、荻原守衛の彫刻にみられるような、全人格が外部に向かってどっしりと自立していくような「自己」、あるいはベートーヴェンの交響曲に象徴される、存在と一体となった内面の豊かな感情が力強く表出されるような自己の在り方は、いつかプライバシーの保護こそが人権擁護だというような、内面に向かって自閉化していく希薄な自己へと変節してしまう。さきほどの話に戻ると、主観が外部の対象をどう捉えるかよりも、いかにして内部において主観が形成されるかの方が、問題となってしまった、といってもいい。そして重要なことは、空虚な消失点となった自己は、何とかして強制的にでも形成しなければならぬと多くの人がいまだに考えていることだ。でもさっきも言ったように、今の若い人は、内面で思い悩みながら自分自身をコントロールするという自分を有していないから、何かあると思い悩むよりも、体調の方が悪くなってしまったり、キレてナイフで教師を刺してしまったりする。これはまさにニーチェの言うように、内面化されない本能的暴力性・破壊性がダイレクトに表出されている姿なのかもしれない。

B でもそうは言っても、多く人間はやっぱり自分の内面で自分の欲望をコントロールしているんじゃないかな。若い人だからといってひとくりにしない

方がいいと思うんだけど...

A いや事態はもっと深刻だと思う。僕は我々自身だってやっぱり心理学的錯視によって、「私」を現実的なものと感じていたにすぎないんだということを、もっとはっきりさせるべきだと思う。ちょっと前だけど、テレビで買い物依存症のことが取り上げられていた。患者は身の置きどころのない不安を感じていて、要りもしない高価なものを次々と買い込むんだけど、その買っている時だけは、自分が確かなものと感じられるらしい。買って一度も袖を通さないような洋服を山積みしながら、しばらくするとまた買い物に行かなければどうにもならない状態になる。この番組の中で、アメリカの例が取り上げられていた。カウンセラーが患者にこの心理状態を、まるで物語を組み立てるようにして話してあげると、患者は何となくほっとした気持ちになって、この病気を克服できるというんだ。でも僕はそれを見ていて、我々の内面や自我が、そうした心理学や精神分析学の作り出す仮説や物語によってしか形成されないんだな、とつくづく思ったね。つまり我々はどんなに内面が希薄化しても、「空虚」そのものには立ち会えない。たとえアルコール依存症や買い物依存症になっても、自己を心理学的に錯視するしかない。だから〇〇依存症というのは、リアリティを失って空虚化している心理学的自己をなんとかフィクションによって取り戻そうとしている姿なのかもしれない。

A ところでこれまで話してきたことを、別の文脈で捉え直してみたいんだけど.....犯罪と処罰の関係が18世紀から19世紀にかけて大きく変わったという話は前にもしたよね。18世紀には刑罰の目的は報復や威嚇であり、刑事司法は個人が犯した犯罪の行為そのものに対して処罰を与えるものだった。ところが19世紀になると、犯罪行為そのものよりも、犯罪を犯した犯罪者の性質の方に関心が向けられるようになり、処罰の目的は社会に適応できない犯罪者の治療、場合によっては排除となったと言う。つまり犯罪という異常な行動をとる人間を、社会から隔離して矯正・治療

し、それによって社会の安全性を確保することが、刑事司法の役割の中心になったわけだ。要するにポイントは、犯罪者の行為を法に照らして処罰するんじゃなくて、犯罪者の性質に注目して、その個人の持続的な性格や生活態度そのものを矯正・治療、あるいは教育しようという方向に変わったということだと思う。

B それはまさに我々教員が、日々行っていることだよ。我々は問題行動をおこした生徒の生活態度や性格に継続的に注目して、何とかそれを矯正しようとしている。学校の職員室は、最近の彼女の授業態度は以前よりも落ち着いてきたとか、この頃の彼の生活態度は、ちょっと調子に乗り過ぎているから、ここで一発しめとかなきゃまずい、といった会話に満ちている。さっき話に出たキレる生徒というのは、もしかしたら生活態度や性格に持続的に注目し続ける広い意味での心理学的な矯正関係そのものを拒否しているのかもしれないね。ところで今の話は、個人が自分を心理学的に見つめ続けることによってしか自分のアイデンティティを確保できないということとそのままつながっているんだろうね。

A その通りだと思う。そしてこれらのことは、処罰の目的が社会の安全性の確保となったこととも深く結びついている。つまり処罰の目的が、社会におけるリスクの除去ということになると、とにかく社会の安全性を脅かす存在を様々に分類して、正常な人間との間を隔離していくようになる。そしてそのために、精神医学が司法に介入するようになる。フーコーによれば、1820年代に「殺人偏狂」という概念が現れ、これをきっかけに精神医学が司法の中に入り込んでくるようになったという。この「殺人偏狂」という概念は、部分的狂気といわれるもので、普段は正常な生活を送っている人間が、時に何の理由もなく、まったく予測のつかない殺人を犯してしまうような狂気が、この時初めて発見されたわけだ。そしてそれ以降、正常にみえる人間の性質の中に潜む異常性にスポットがあてられるようになる。こうして変質者(屍姦、窃盗狂、露出狂等)、背徳症、本能的錯乱、倒錯といった様々な概念

が発明され、軽犯罪から重犯罪まですべての犯罪が、このような視点から考察されるようになる。そしてこのことは、さきほど君が言ったように、一般の人が、例えば自分の性的欲望のあり方を自分で見つめて、こんな欲望を持ってしまう自分は異常者じゃないか、変質者じゃないかと分析して、その分析によって自分をコントロールしてしまうような自己のあり方にそのままつながっているわけだ。

B 正常者と異常者を具体的にはどのように分離していったんだろう？ 正常と思われる人間の性質の中に潜む異常性を、社会防衛という観点から発見し、除去していくというのは、とても難しい問題だと思うね。

A 社会の防衛を目的にして、ある人間の有するリスクを計測するというのは、基準となる《正常さ》からの偏差の度合い、つまり逸脱の度合いを測ることを意味している。

B でもさきほどのような見方をしたら、完璧に正常な人間なんて存在しないということにならないか。みんな多少なりとも異常な部分を含んでいるとしたら、何を基準に逸脱の度合いを測るんだ？

A これについては、重田園江さんという人が、ノーマル・カーブ(正規曲線)を例にあげて説明している。僕も聞きかじっただけで、正確には理解していないんだけど、例えばある社会集団の中の兵士たちの体格の正常さを計測するのに、身長と胸囲の関係を統計にして、身長180センチの兵士の胸囲は95センチが一番多い、身長175センチでは...というようにグラフを作ると、それがカーブを描く。これを正規曲線とって、個々の兵士の体格の異常さは、この正規曲線からどれくらいずれているかによって計測されるようになる。そして初めはこうした身体計測に適用されただけだったものが、性格や知能などの統計にも適用されるようになり、その正規曲線からのズレによって、人間の異常性が測られるようになる。つまり君も言っ

たように、異常な人間というのは、例外的な怪物のような存在ではなく、ある社会集団の中のデータの一部として存在しながら、正常さ(正規分布の中心)からの逸脱の度合いによって計測されるようになる。

B ということは、ある完璧に正常な人間、つまりすべての細かな規則にかなった行動をする最も模範的な人間を規範にして、すべての人間をそこに近づけるような形で、人間を規律化するわけじゃないんだね。

A ノーマル・カーブ(正規曲線)を使うと、様々な振る舞いをする個人を、正常さ(正規分布の中心)の周りに位置付け、そこからの距離を測ることで、全体と個を同時に可視化し、管理することができるようになる。だから例えば、神戸の少年による殺人事件に対して我々の抱く不安は、単なる通り魔に対する不安というより、精神分析学や心理学によって作られている社会防衛のバリアーが破れて、捉えどころのない異常者が、正規分布の中心に突然出現してしまったことへの不安なんじゃないかな。そしてこれは、我々の希薄な心理学的自己を支えている正規曲線そのものに対する不安でもあると思う。

B そうだね。もっと言えば、最近の子供の様々な事件は、広い意味で心理学的に自分をみつめてアイデンティティを維持している人間とは、まったく別の人間のあり方が出現する前触れなのかもしれないね。

A 今は、その過渡期なのかもしれない。とにかく最近の中学生のナイフ事件にしても、不登校のあり方にしても、何の前触れもなく突然というのが、非常に多い。こういう問題についてよく評論家なんか、眼に見えないところでいつの間にか原因が作られていたんじゃないか、というような見方をするけど、むしろそういう心理学的な葛藤とは無縁のところで行っている現象だと思うんだ。

B でも子供たちはしきりに「ムカつく」を連発しているけど...

A 「ムカつく」という言葉は、校内暴力が吹き荒れていた頃のような、生理的・身体的な嫌悪感じゃなくて、心理学的な内面性が形成されない自己、ちょっと追い詰めると消え入りそうな自己が、心理学的な自己形成を迫る教育行為に対して、惰性的な拒否反応を示しているだけじゃないかと思う。そしてもっと言えば、この惰性的な拒否反応を示し続けている間だけ、子供はかろうじて自己を維持できているのかもしれない。

B 子供たちは、一種の存在不安を抱えているんだろうね。

A 単なる存在不安じゃない。自己の存在が消え入りそうになる存在不安と言ったらいいか、最初の方で話したように、自閉化・内閉化しつつも内面対話によってかろうじて統合されてきた自己のあり方が、内に向かって脱力するような形で希薄化し、とうとう自分で自分を支えきれずにほとんど消え入りそうになっているのが、今の子供たちの現状かもしれない。そしてこの自分で自分を支えきれない消え入りそうな存在不安は、ほんのちょっとしたことがきっかけで、破局をむかえる。そのベクトルが外に向かうと、いわゆるナイフ殺人のような「キル」事件が起こるし、内に向かうと突然の不登校や自殺ということになってしまう。

B 我々は、今後どうしたらいいんだろう。

A とにかく、いま話したような子供の現状が近代的自己の行き着いた姿だとしたら、それは今見てきたように必然的にそうなってしまったんだから、心理学的内面対話体としての自己の終焉を素直に認めるべきだと思う。

B でも心理学的な内面性を自己のアイデンティティにしている人間は、若い人にもまだまだ多いし、最近スクール・カウンセラーの活動も盛んになって

いるよね。

A さっきも言ったように、今は過渡期だから、臨床心理士のような専門のスクール・カウンセラーとの対話関係の中で、心理学的な自己が復活したような錯覚も数多く生み出されるとは思うけど、我々はやはり近代的自己の終焉を認めて、その先に踏み出す勇氣を持たなくてはいけないと思うんだ。つまりフーコーの言葉を借りれば、内面という皮膜に閉じ込められて主体化=隷属化する自己、常に心理学的に自分を見つめさせられている自己、心理学という虚構の暴力によって作られるフィクションやストーリーにからめとられていく自己のあり方を拒否するという明確な目標を持って、事態を一步先に進めてみるべきだと思う。だからもっと言えば、我々の目標はあらゆる普遍的抽象性へと回収されない固有の自己と出会うことであり、その自己をそのままどこまでも肯定することだと思う。

B もっと具体的に言うとうどうなるのかな？

A フーコーは、今日の目標は、私たちが何者であるかを見出すことではなく、何者かであることを拒むことであると言っている。すでに自己のあり方を規定するストーリーやフィクションの中にどっぴりとつかっている我々は、とりあえずそれらを拒否するところから始めるしかない、ということだと思う。これは例えば、すでに区分されている性的欲望の分類にしたがって自分を問題にすることを拒否することだし、たとえ病いといわれる状態に陥っても、病いそのものを作り出しているのかもしれない、その心理学的循環回路から脱却しなければならないと考えている。とりあえず僕としては、自我や個人のあり方を規定する既成の概念からできるかぎり自由になり、自己の固有性=実存を肯定するところから、ベクトルを外部に向け、場合によっては暴力的になっても、外部に向けて行為する自己のあり方を追求したいと思っている。

B 突然また実存なんていう言葉が出たけど。

A 今ベクトルを外に向けてなんて言ったけど、自己の固有性を肯定するという事は、外部に向けて力強く自己を表出していくことと一体になったことだと思う。そしてこれは僕の個人的な捉え方にすぎないんだけど、そこには、自由な倫理性による統合というのが、必ず働いていると考えているんだ。とにかく自己の固有性とか実存というのは、ある性質として規定できるものじゃなくて、既成概念をふりはらったその都度の行為、外部に向けての行為の中で、確認しつづけるしかないものだと思う。

A 最後に、フーコーの権力論にちょっと触れておきたいんだけど.....フーコーは、「いつも権力は、行為や行為可能性に基づいて行動する単数、複数の行為主体に作用する手段、方法である。他者の行為に作用する一連の行為.....統治・支配することは、他者に対する行為の想定しうる分野を構造化することである。」と言っている。これは言い換えれば、権力は行動によって行動可能性としての身体に働きかけるものだと考えてもいいと思う

B 行動の可能性というのは？

A 行動の可能性というのは、ちょっと抽象的な言い方になってしまうんだけど、「意識と身体の溶け合う潜勢力の発露の場」と言い換えてもいい。

B その言い方から僕は、ベルグソンを連想したんだけど.....ベルグソンは『物質と記憶』の中で、こんなことを言っている。「われわれは時間にそって配列された記憶から、気づかないくらいすこしずつ、その記憶の生まれかけの行動ないし可能的行動を空間のうちに素描する運動へと移行する。」つまりベルグソンにとって身体の記憶は、生まれいずる行動をあらかじめ素描するものであり、また行動の素描と溶け合いながら、それをひそかに準備するものでもある。つまりベルグソンにとって、記憶は行動の不確定性と深く関わりながら、それを素描するものだったと考えられるん

だ。

A さきほど、「自由」という言葉を使ってしまったけど、今の話を聞いて、ベルグソンには素朴だけど初々しい新鮮な自由への信頼があるんだなあと思ったね。大事なことは、権力にからめとられない、その人間の固有の記憶が素描する、生まれかけの行動の初々しさを大切にすることだろうか。

B でもフーコーの文脈でいうと、一般的に言って、行動による行動可能性への働きかけは、身体の記憶を既成の言説にすりかえ、すりかえられた記憶に働きかけて、自己抑制がそのまま自発性であるような、ある安全な安定した潜在性を作り出すことが目標となっている。

A でも規律訓練が良き調教となりえた時代には、抑圧の裏側がそのまま生産する「有用な力」となるような、「主体化=服従化」としての身体が大量に生み出されたけど、現在は潜在性を内から支えていた記憶が(あらかじめ作られた記憶も固有の記憶も)消失し、惰性だけが空転する浮遊、その惰性も失われた虚脱状態にあると思う。そしてもう若い人は、虚脱状態をいやだとは思っていないのかもしれない。それが自然な状態と感じている人が多くなっているような気がする。

B さっき固有の記憶を大切にするって言っていたけど、どうなるんだ？

A 僕は古い人間だから、その人間の行動をあらかじめ素描するような固有の記憶はやはり必要じゃないかなと思っている。僕が若い人に感じるくらえどころのない空虚さは、多分心理学的な内面性の欠如じゃなくて、痕跡としての記憶の堆積の上に存在をすえていないことの空虚さなんじゃないかと思う。記憶が痕跡として、存在の壁に織り込まれていないといたらいいか...このことは多分、固有性とか実存の欠如とも深いつながりがあると思う。

B ただ、虚脱状態を自然なものと感じている人間の徹底した存在の軽さ、希薄さも、一種の固有性じゃないのかな。

A まあ僕も、虚脱状態を自然なものと感じていると言ってしまったけど、中には何も感じていない人間もいるのかもしれない。そうした人間の自覚の欠如が、周りからみたら、居直りに見えたり、自然なものに見えたりするのもかもしれないね。

B まあとにかく学校の生徒が拒否しているのは、教育が前提にしている、持続的な人間関係と深く結びついた個人の内省的自己確立なわけで、今を過渡期と考えれば、そうした前提から外れていく生徒を無理やり引き戻そうとしないで、素直な眼でゆったりと見守っていくしかなさそうだね。

その後の対話

C 君たちの対談読ませてもらったけど、何度もくどいほど出てきた、心理学的内面対話体としての自己って何だ、もう一度説明してくれないか。

A 自分でいつも自分の欲望のあり方を意識し、これを抑制的にコントロールしようとしている自己のあり方を、広い意味でそう表現したんだけど、これをニーチェが「自己内省の病い」と言い、フーコーが「主体化＝隷属化する自己」と捉えている。

C 主体化が何で隷属化なんだ？

A 現代社会は、自分の欲望を自分自身の内面で抑制的にコントロールすることによってしか自己は自立しえないから、そう表現したんだと思う。そしてヨーロッパでは、特に教会の告解を通じてこうした自己のあり方が形成された、とフーコーは言っている。つまり自分の欲望、特に淫らな性的欲望を、教会で神父に告白し、神の許しを乞うという行為が、常に自分の欲

望と向き合い、これをコントロールする人間のあり方を形成したとみている。これは形を変えて現代のカウンセリングのあり方を作り上げている形式でもあると思う。

C 確かに、真面目で堅いといわれる人物は、自分で自分がある規範にそって抑制する力が強く、自分をきちんと抑制することが、そのまま自立する強さにつながっているようにみえるね。

A そこで大事なことは、現代のそうした主体化＝隷属化した人物というのは、昔のガンコおやじとは違うということだ。ガンコおやじは、自分はけっこういいかげんなところもあるんだけど、ここ一番というところでは、テコでも動かない強さを発揮するような人物だったけど、今の真面目で堅い人物というのは、与えられた細かな規範に強迫的に順応しようとするところがあって、いつもいらいと自分のあり方を内面でチェックしている、かなり神経症的なところがある。

C そういう人物は、暗く思い詰めることを避ける子供たち、君の言い方を借りれば、持続的に内面心理を矯正しようとする教育的視線を嫌悪する今の子供たちとは対極にあるんだろうね。

A いやそうとも言えないんじゃないか。現実に関わったら、互いにトラブル場面が多いかもしれないけど、近代的自己の行き詰まった姿を象徴している点では、共通しているのかもしれない。

C ただ現実問題としては、自己を強迫的にコントロールするというのは、やりすぎかもしれないけど、ある程度、「主体化＝隷属化」しなければ、持続的な人間関係を維持している組織の中じゃ生きられないんじゃないか？ 70年代からアメリカで行われ、最近日本でもよく言われるノーマライゼーションだって、障害者や非行者を病院や施設から解放して、一般社会の中で共存していこうという運動だけど、やっぱり眼目は、そういう人たちの保護と指導はそれなりにきちんと

とやっていこうというところだと思うんだ。

A ノーマライゼーションは新たな管理だとフォーコーは考えて、否定的だったそうだけど、僕も社会全体を、教育的心性の薄いベールで覆いつくす新たな囲い込みのような息苦しさを感じてしまうんだ。例えば障害者を、教育や治療の対象とみるんじゃなくて、その存在そのものを認めるところから、新たな共存のあり方をさぐれないのかなあと考えているんだけど。

C ノーマライゼーションだってまだほとんど浸透していない現状で、人々の根本的な意識変革をもとめるのは、無理なんじゃないかな。

A 僕も現実的には、障害者を施設や病院から解放すること自体がまだまだ難しいと思うね。レインやクーパーの反精神医学の運動が行き詰まったのも、一つには精神分裂病も理解可能だと考えたこと、それからその発想が、いわゆる常識や共通感覚を超えることができなかったからだ、と、言われているけど、自己形成のあり方そのものを根本から考え直さなければならない現在の状況の中で、対人関係も、共通感覚や常識を超えた新たな共存のあり方を探っていかなければならないんじゃないのかな。

C 共通感覚や常識を超えた新たな関係ってどういうものかな？

A 異質なもの、固有なものをそのまま認めて、異質なまま、固有なまま関わり合う、一種のデベイズマン(新鮮な居心地の悪さ)をとまなう出会いを大切にすると言ったらいいか、そのことを通して我々の内面に作られている囲い込みを解体し、我々自身も固有な自己として解放されていくような共存が考えられないか、ということなんだ。

C それはいわゆる個性の尊重とは、まったく別のことなんだろう。

A その通りなんだ。普遍性や共通性を前提にし、ある価値観を含んだ個性の尊重というものじゃなくて、あくまでもその人間の存在そのものの固有性、あらゆる既存概念や心理学的分類を逃れたその人間の存在の固有性を認めるかどうかという問題だと思う。

C でも一人ひとりがバラバラ勝手なことをやっていたら、特に欲望も何のコントロールもしないで野放しにしたら、関係そのものが成り立たないんじゃないかな。

A でも今の子どもは、欲望自体が情報操作によってコントロールされているし、自己が希薄化するのとパラレルをなして、欲望そのものも活力を失っているように思うんだけど...そして何度も話題に出た「キレル」子どもというのは、欲望がむきだしになったというんじゃなくて、むしろ欲望自体が希薄化するほど自己の存在の固有性が、持続的な教育心性によって消されそうになることへの拒否反応と考えた方がいいんじゃないかな。

A 今は事態を相対化するだけじゃなくて、発想そのものを転換し、それを実践の中でできるかぎり活かしていく必要があるんじゃないかと思う。最近はやさやかなことだけど、僕が話して来たような方向を予感させる事態が現れていると思う。

C それは具体的にはどういうこと？

A まだまだ例としては弱いんだけど、エホバの証人の輸血拒否は、本人の自己決定に任せるべきだという判決が出たね。正しい医学的治療は、すべての人間に、たとえ本人が拒否しても施すべきだという普遍性の息苦しさにちょっと風穴があいた感じだし、その人間の固有性を認めることの萌芽が、ここにはあると思う。また、だめな男と自分を思っている男たちが集まって、だめで何が悪い、男に生まれたからって男らしく頼もしくなければいけないなんて誰が決めた、自分は自分らしい生き方をしたいんだ、という運動が始

まったという話も聞いた。

C 男女が平等になったからといって、女性も過労死させられたんじゃないからね。今君が言ったメンズリブの運動というのは、もっともっと広がっていかないといけないと僕も思うよ。

A それからこれは新聞の投書で読んだんだけど、自分の子どもを育てながら、体重が標準より軽いですねと言われると、心配して無理やり多く食べさせたり、歩き始めるのが平均的な子より早いんですねと言われて喜んだり、ずっとそういう眼で子どもを見つめ続けて育ててきたけど、そのことが実は子どもを追い詰めていたのかもしれない、といったことに気づく母親も出てきた。そんなささいなことと言われるかもしれないけど、我々は特に子育ての場面では、どうしても子どもを正規分布の中心から外さないように、外さないようにと考えてしまう。このことのおかしさに気づいたということは、もっと子どもそのものの存在を認めて、その固有性を生かすようにしなければいけないということに、気づいたといってもいいと思う。こうした動きはまだ小さな目立たないものかもしれないけど、一見理解不能に見える子どもの振る舞いを素直に見直していけば、みんなが気づくようになると思うんだけど。

一九九八年二月十二日

政府及び与党による「触法精神障害者」に対する特別立法立案に抗議するとともに「触法精神障害者」対策議論の中止を訴える

長野 英子(全国「精神病」者集団)

当事者抜きの議論は誤りの元

まず確認しておきたいことは、今回のいわゆる「触法精神障害者問題」が当事者抜きで議論され続けているということである。私自身は障害年金2級を受給中の精神障害者ではあるが、「重大な犯罪を犯した精神障害者」ではない。その意味で私も当事者ではない。いま肝心の当事者を完全に排除した形で議論が進められ、結論さえ出されようとしている事態、この誤りをまず確認してほしい。

そうである以上特別立法に反対を私は主張するが、そのみならず、いかなる対案提起もなされるべきでないことを私は主張する。当事者抜きの議論は直ちに中止されるべきである。

しかしながら特別立法は私たち精神障害者全体への差別であり攻撃である側面を持っていることと、沈黙のまま特別立法を認めるわけにいかないという緊急性ゆえ、非原則的ながらやむをえず以下批判点を述べる。

保安処分としての特別立法

この6月の池田小事件以降、事件を起こした精神障害者に何らかの特別な施策、施設を、という保安処分攻撃が具体化されてきている。その中心となっている日本精神病院協会、および与党プロジェクトチームは、刑法でも精神保健福祉法でもなく特別な法律をつくり「触法精神障害者対策」を進めるとしている。内容はいまだ明確にされていないがマスコミ報道によると、(1)重大な犯罪を犯した精神障害者につき特別の強制入院制度新設さらに地域での強制通院等の強制医

療体制を新設する、(2)新たな強制入院及び退院あるいは地域強制医療体制適用の判断は裁判官を入れた特別の審査機関で行う、(3)こうした強制入院のために特別の病棟を新設する、などを骨子としている。

まさに保安処分体制である。

精神障害者に対する保安処分とは、すでに行った行為に対する刑罰でもなく、また本人の利益のための医療でもなく、「犯罪を犯すかもしれない危険性」を要件として予防拘禁し、「危険性の除去、再犯防止」を目的として強制医療を施すことである。

精神障害者以外はいかなる重大な犯罪を犯したとしても、「再犯の恐れ」を要件として予防拘禁されることはない。精神障害者のみが「再犯の恐れ」を要件として予防拘禁されるのは精神障害者差別にほかならない。

現行の精神保健福祉法体制下の措置入院は、「自傷他害のおそれ」を要件としていることで明らかのように、すでに保安処分制度である。現実には違法行為を行い措置入院となった患者の中には退院の望みなど一切持たず、20年30年と長期にわたり監禁され続けている患者が存在する(99年6月末調査では措置入院の30%あまりが20年以上の長期である。措置が解除になって医療保護入院となる場合もあるので、現実の拘禁はさらに長期化しているはずである)。健全者が受ける刑期以上の監禁が公然と行われている。

それにもかかわらずこの措置入院に屋上屋を重ねる形で今特別立法が作られようとしている。

一生出られない特別病棟の新設

いま現在の、建て前上は「本人の医療と保護」を目的とした措置入院の運用ですら、精神障害者に対する差別的予防拘禁として機能している実態を見れば、「再

「再犯防止」を目的とした特別立法が何を生み出すかは明らかである。特別病棟への監禁の目的が「再犯防止」である以上審査機関は「社会にとって安全で再犯の恐れがない」と確認されるまでは拘禁を続けることになる。再犯が起こったときの非難を恐れ、審査機関は釈放には消極的にならざるを得ない。

一切希望をもてず監禁され続ける特別病棟で、医療など成立しようはずがない。絶望しきった人間を拘禁し管理するには徹底した抑圧と厳重な警備、そして秩序維持を目的とした強制医療(いや医療とは呼べない懲罰としての医療)が必要となる。葉漬けや電気ショックの横行が予想される。精神外科手術すら復活しかねない(精神外科手術は決して過去のものではない。少なくとも80年代からは強迫性障害の「治療法」としてロンドン、ストックホルム、ボストンでは精神外科手術が復活している。イギリスでは手続きも公に定められている)。

たとえ特別病棟を退所できたとしても、退所者には強烈な烙印が付きまとう。果たして地域での生活など可能だろうか? さらにいま議論されているように退所後も特別な監視体制下におかれるとしたら、人間らしい生活など一奪われることになる。おそらく毎日こうした強制的な医療体制と付き合うだけの人生を押し付けられることになるだろう。

この保安処分を決して許してはならない。

「触法精神障害者」という用語は
医療の用語ではない

「触法精神障害者」とは何らかの刑法に触れる行為をした精神障害者をさす言葉だ。これは医療の言葉ではない。医療は患者本人の苦痛を取り除き病を癒すものであり、それはその患者が犯罪を犯したか否かによって対応が変わるはずのないものである。「犯罪を犯した糖尿病患者」と「犯罪を犯していない糖尿病患者」で治療内容が異なるなどということはいえぬ。それはたとえ「精神病」であろうと同じである。

「精神障害者」を「触法精神障害者」と「非触法精神障害者」に分け、それによって処遇や対応を変えよう、

という発想は本来医療の側から出てくるはずのないものであり、警察や検察官の「犯罪防止、再犯防止」を目的とした発想である。

精神科医はじめ医療従事者が「触法」という色眼鏡を通し患者を見ると、すでに彼らは医療従事者の立場を捨て、警察官になるのだ。そこに医療的な関係など成り立つはずがない。

こうした用語自体が私たち精神障害者に対する差別であり、この用語が精神医療業界で使われていること自体に私は抗議する。

今なぜ「触法精神障害者」対策か?

それにもかかわらず一部の精神科医は「触法精神障害者」という言葉を乱発し対策の必要性を主張する。なぜか?

法務省と厚生労働省は昨年「重大な犯罪を犯した精神障害者の処遇決定及びシステムのあり方などについて」合同検討会を発足させた。発足にあたっての主意書にも「精神障害者」の犯罪がとりわけ増加している事実はないことが述べられている。法務省も厚生労働省もそこでは現在は国が何かしようとしているのではなく精神科医から「触法精神障害者問題」が提起されている、としている。

たしかにこの間の「触法精神障害者問題」の提起は日精協を中心として精神科医から出されてきたことは事実だ。

日本精神病院協会は98年9月25日付で定期代議員会および定期総会声明として「触法精神障害者の処遇のあり方に現状では重大な問題があり、民間精神病院としても対応に限りがあることから、何らかの施策を求めたい。こうした問題に対して全く対応がなされない場合、止むなく法第25条(検察官の通報)、第25条の2(保護観察所の長の通報)、第26条(矯正施設の長の通報)等患者の受け入れについては、当分の間協力を見合わせることもありうる」と恫喝した。

また、99年の精神保健福祉法見直しへの意見書の中では以下の意見が出された。

- * 措置入院の解除については指定医2名で行うことにする(国立精神療養所院長協議会、日本精神神経診療所協会)
- * 措置入院の措置解除に際し、6ヶ月間の通院義務を課することができることとする。(国立精神・神経センター)
- * 措置入院を、特別措置(触法精神障害者 犯罪を犯した者、検察官、保護観察所の長等の通報による入院)と一般措置に分ける。特別措置については、国・都道府県立病院及び国が特別に指定した病院に入院することとする。(日本精神病院協会)
- * 触法行為のケースの治療、措置解除時の司法の関与を明確化(精神医学講座担当者会議)

こうした精神医療従事者団体の要請を受け、国会においても、99年の精神保健福祉法見直し議論の中で、衆参両院の委員会は法「改正」の付帯決議として「重大な犯罪を犯した精神障害者の処遇のあり方については、幅広い観点から検討を行うこと」と決議した。

周知のごとくこの国の精神医療がさまざまな問題を抱え、いつでも誰でも、どこでも安心して受けられる精神医療にはほど遠い実態がある。それにもかかわらず、医療従事者の側から「触法精神障害者対策」にターゲットを絞った対策を論じなければならない根拠はどこも明らかにされていない。

彼らの本音は精神病院経営上扱いやすい、儲かりやすい患者以外は受け入れたくない、入院中や退院後何らかの事件がおきて非難されたり、賠償金を請求されるのは避けたい、ということである。

そのために「厄介な患者」をどこかほかのところへ追いやりたい、入退院について医療だけで判断して責任を追及されることを避け、責任をほかのところにおわせたいということになり、措置入院の入退院判断の審査機関創設やら、「触法精神障害者」向けの特別施設新設の提言となる。

一方で現実にも多くの「触法精神障害者」を引き受けている、という公立病院としても、それを根拠に予算請

求して行くために何らかの制度として特別病棟の新設を要求して行くことになる。

貧しい医療費、人手不足という物理的問題を抱えてゆがんだこの国の精神医療全体を底上げすることなく、その場しのぎで特別な病棟を作れば、精神医療全体の貧しさはむしろ固定化されていくのではないかいや87年精神保健法成立以来の精神保健予算の減額につぐ減額の状況を見れば、この貧しさは固定化されることは確実である。

国家の犯罪こそまず問われなければならない。

毎年精神病院での患者虐待が告発されている。虐待を受けた本人、そして虐殺を目撃した患者の心の傷は癒しがたい。日常的に「精神科救急」の名のもとに私たちは誘拐され監禁され、身体拘束、薬漬けや電気ショックで傷つけられている。まず、精神医療によって癒されるどころか、傷つけられている精神障害者があまた存在する。犯罪被害者のPTSD同様こうした精神医療の被害者のPTSDは深刻ではあるが問題にさえされていない。いやこうした精神医療の被害者もまた犯罪被害者である。

退院して暮らす場所がないゆえに長期入院のままで10年20年と精神病院にとどめられている患者が10万ともそれ以上とも言われている。その中には同意など一切なく精神外科手術をされた方たちもいる。手術によって新たな障害を押し付けられた方たちである。

戦争によるPTSDを発病した方たちは戦後もそのまま閉鎖病棟に入れられたままでなくなっている。戦争中戦争直後にかけてたくさんの精神病院入院患者が餓死した。

これらは歴史的構造的に精神医療体制を作り出した国家の責任である。国家としての犯罪といわなければならない。

いま現在も進行しているこうした精神障害者の人権侵害と虐待を許したままで、新たに「触法精神障害者」なる用語をもって、人を、人間を予防拘禁する制度を作ることなど一切認めることはできない。精神障害者もいわゆる「重大な犯罪を犯した精神障害者」も人であ

り人間である。

政府は精神病患者監護法(1900年)以来百年間の国家の犯罪を償うことからすべてをはじめなければならない。「医療中断防止」「早期発見早期治療」対策を言い立てる前に精神科医そして精神医療従事者は日常的な医療行為の点検と当事者からの批判に答える作業を開始すべきである。

たとえば長期入院患者の高齢化を考えただけでも、

「触法精神障害者対策」など今論じている暇など本来ない。それとも国家的犯罪の被害者である、長期入院患者が死に絶えるのをこの国は待っているのか?

本来国がなすべきことをサボタージュし、目くらましとして「触法精神障害者」とレッテルを貼られた方たちをいけにえにすることを許してはならない。

2001年8月20日

「対策」は語るまい

長野 英子(全国「精神病患者」者集団)

昨年来「触法精神障害者対策」論議は池田小事件で一気に加速し、政府は来年の国会に法案を提出すると発表している。

しかし、この流れは戦後一貫した「精神病患者」への治安対策の中にあり、昨日今日始まったものではない。とりわけ83年宇都宮病院での患者虐殺告発をきっかけとして精神保健法が成立した時点で、この事態は当然組み込み済みとさえ私には見える。

精神衛生法が変わろうとしていたとき、私たち全国「精神病患者」者集団は、政府の動きは「精神病患者」管理強化・現行保安処分体制である精神衛生法体制強化につながるとし、法案自体も具体的に批判してきた。

指定医制度の導入、措置入院の強化、医療保護入院の届出制度新設、精神保健法外の自由入院の否定、などなど改悪面はたくさんあった。総じて強制入院制度の合理化、近代化であり、その証拠に87年から新規措置入院が増えたことはみなさまご存じのとおり。

一方、83年当時から日精協や一部の精神科医は「諸外国にはある保安処分制度が日本にはないから、宇都宮病院のような悪徳病院が困った患者を引き受け不祥事が起きる」と口々に語っていた。そして精神保健法成立の87年にいみじくも「処遇困難者専門病棟新設」を提言する根拠となる道下研究班が発足している。

保安処分攻撃は刑法改悪＝保安処分新設から、「処遇困難者専門病棟」新設、そして今の「触法精神障害者

対策」＝特別立法と、編曲してはいても主旋律は一貫して変わらない歌を私たちは聞かされている。

一方、「地域精神医療の充実」「本人支援の充実」「精神障害者福祉の充実」は、ノーマライゼーションどころか、地域の中に透明な精神障害者ゲッターを作り上げ、あるいは地域そのものを精神病院開放病棟化している。それ以前に精神病院管理下の社会復帰施設も大流行である。

私たち「精神病患者」者自身の声を一切無視した形で、精神医療、精神保健、福祉が急激に再編されている。このスピードに主体的にかかわれる「精神病患者」個人団体はほとんどないといっているのではないだろうか?

それぞれの専門家および関係者の「善意と努力」にもかかわらず、私たち「精神病患者」本人を置き去りにしたまま、とてつもないスピードで進められる「対策」に私はいらだちと息苦しさを感ずる。

こうしたなかでいま「触法精神障害者問題」が論議されている。

法務省と厚生労働省の合同検討会の発足そして池田小事件を経て、さまざまな専門家および関係団体が声明を発表している。そして私個人も専門家あるいは一般市民とこの間の問題について話す機会がある。しかし一連の声明に対しても、専門家やほかの人たちと話しても私はどうしようもない「居心地の悪さ」と「気持ち悪さ」を感じざるをえない。

それは当事者(＝重大な犯罪を犯した精神障害者)の

いないところで当事者の発言権の保障もないところで「対策」が語られていることに対する不快感であると私は考える。そして自分自身がそれに加担する恐れを感じる「居心地の悪さ」だと思う。

「どうするんだ」という形でいわゆる「触法精神障害者問題」を前提とした問いかけに答えようとするかぎり、その答えは「触法精神障害者対策」の域を出ない。

当事者のいないところで語られる「対策」はしよせん「対策」でしかない。そして私は常に一方的に「対策」の対象者、客体とされてきた経験から、こうした「対策」に加担することを拒否する。さらに専門家関係者すべてに「対策論議」中止拒否を呼びかけたい。

2001年8月31日

法務省厚生労働省への要請葉書の訴え

新聞報道によると、与党のプロジェクトチーム報告書に添った形でいわゆる「触法精神障害者」に対する特別立法が国会に提出されようとしています。

上記報告書に基づきいかなる特別立法、特別施設も作られないよう、厚生労働省および法務省へ要請葉書

あるいはメールを出されるよう訴えます。文例を参考までに書きましたが、それぞれ自由な内容で意思表示をしていただけたらと存じます。

文例

与党「心神喪失者等の触法および精神医療に関するプロジェクトチーム報告書」にあるいわゆる「触法精神障害者」への特別立法および特別施設は、「再犯の危険性」を要件とした予防拘禁であり、医療を治安の手段とする保安処分です。私はこうした特別立法および特別施設の新設を許しません。報告書に基づく何らかの「触法精神障害者」に対する施設新設あるいは対策立法立法作成をしないよう強く訴えます。

連絡先

長野英子

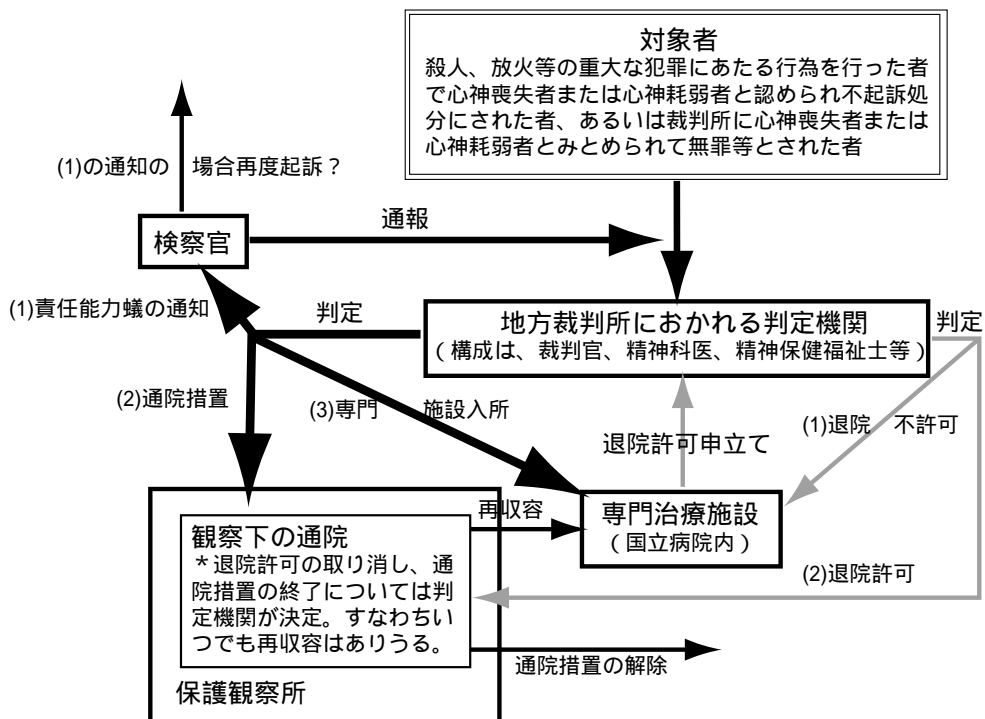
923-0957

小松郵便局私書箱28号 絆社ニュース発行所

ファックス 0761-24-1332

hanayumari@hotmail.com

与党PT報告書による触法心神喪失者等の処遇



「映画と本」で考える

昔から体育が嫌いだった僕は競争よりもチヨボチヨボが好き

森 樹

二冊の本を読みながら最近考えたことを覚書風に書いてみたいと思う。

二冊の本とは『福祉国家の闘い：スウェーデンからの教訓』（武田龍夫著、中央公論社中公新書、2001）と『「中国人」という生き方：ことばにみる日中文化比較』（田島英一、集英社集英社新書、2001）だ。また最近では『還珠格格』(*1)という中国のテレビドラマにはまっていて、金庸という中国の作家の小説も何冊か好んで読んでいる。中国についてはそうした映像や文字の体験も反映している。

「大不況という絶望の海に浮かぶ絶望の島日本」というフレーズが立ち読みをしたある本の中にあった。日本は滅びへの坂を下っていると思っている僕は、僕がそんなふう考えるのは僕が絶望の島にいるということなんだ、と納得した。

僕が二冊の本を読んで思ったことは次のようなことだ。

スウェーデンではなぜきちんとした社会保障制度が作られ、厳しい経済状況の中でもスウェーデンの国民はそれをなんとか維持し続けようとするのだろうか。その理由は、スウェーデンは人と人との距離を取ろうとする国だからだ。だから人は自分の暮らしを支えるための制度を整備する。例えば老後の生活において、誰も自分の老後の面倒を見てくれる人はいない。だれも自分の老後の面倒を見てくれる人はいないという点において、スウェーデンの国民は誰もが共通していて、共同の利害を持っている。だから自分の老後を守るために、全ての人の老後を守る制度を作る。全ての人が守られるから自分も守られる。人と人との距離をとることが前提なので、隣近所で助け合ったりするの

ではなく、その個人の人柄や血縁構成と関わりなく誰もが同じように利用できる制度によってそれを行う。

中国は人と人との距離が近い国だ。いざとなれば身内を助けるのに力を惜しまない。それがあから社会保障制度の整備はすまない。中国も「個」の主張の強い国だ。中国の人は徹底して自分本位で自己を主張する。誰もが共通に自分本位であるから、その点で対等に人が人とぶつかりあう。対等に自分が得をすることを考える。対等に騙し騙されることもある。失敗すれば自分の責任だが成功も自分の責任だ。だがそこではもちろんリスクも生じる。気を抜くひまもない。だから一度身内になったら信義を重んじる。成功も失敗も誰にでもあることだから身内の失敗は身内の成功で支える。金庸が日本では忠が重んじられるが中国では忠ではなく義なのだと言っている。中国の小説を読んだりテレビを見ていると義兄弟というのがよく出てくる。兄弟といっても男だけのものではない。『還珠格格』ではヒロインの小燕子と紫薇が義兄弟の契りを結ぶ（結んだのだと思う・・・言葉が分からないので映像から想像しているだけなので違っているかもしれない・・・）、『天龍八部』(*2)で義兄弟の契りを結ぶ三人の主人公は「同じ日に死ぬ」と約束する。その義のつながりは強い。また、親を尊ぶ気持ちも強い。親をないがしろにしない。そうした行動規範が中国の社会にセーフティネットを張る。

「どちらがいい？」と問われたら「中国のような人と人とが互いに助け合う国」と答える人が、この文章を読んでいる人には多いと思う。僕もそう答えたい気持ちがある。が、そんな簡単に答えないで欲しい、とも思う。

スウェーデンと中国で共通しているのは、強固な

「個」というあり方だろうと思う。そしてその「個」のあり方に基づいて、そこで必要なセーフティネットを張っている。

日本人々は、自分本位だが自覚がない。だからスウェーデンのような制度の整備も中国のような義に基づく関係も築けない。

日本人々は人を助ける。けれども自分の身を削ってまでではない。あるレベルまでだ。あるレベルを越えたら「本人にも非があったのだ」とか「自業自得だ」とかいうことになる。

かといって人と人との距離をはっきりとすることもできない。社会保障制度や福祉制度は特別なもので血縁や地縁による支え合いが望ましいと考えている。

だから、きちんと制度を作り上げることもできないし、かといって制度が不要なほどに支えあうことも出来ない。結果、敗残者は見捨てられ、成功者は自分の利益を自分のためだけに享受する。セーフティネットの張り方には土地柄国柄があり、中国は身内の意識(骨肉の意識)がセーフティネットを張り、スウェーデンは社会的な制度によってセーフティネットを張る。そして日本は、建前上社会的な制度によるセーフティネットを良しとせず、本音の部分では人間関係でのセーフティネットを張ることも出来ない。要するに命綱なしの綱渡りだ。

今よりも将来が良くなっていくと信じられる時代はそれでもよかった。給料が倍々上がっていく時代はそれでよかった。が、今の不況の中では、人々は将来になんの夢も希望も持つことは出来ない。金子勝氏らが言うように、セーフティネットがなければ畏縮してますます動きは鈍くなる。そしてそれゆえますます将来に希望を持てなくなる。

日本の人間関係の現状をみれば、日本のとるべき道はスウェーデンのような制度の整備だと思う。男一人女一人でも老後まで安心して暮らすことができる社会。一人親でも子供を育てることができる社会。現実には独居の高齢者が増え、離婚率も高くなっているのだから、事実からこのことが言える。

「個」を基準にした社会保障制度の整備・制度の改変、「個」であることに耐える教育、そうしたことを準

備しなければならぬ。

なんらかのセーフティネットを張らなければならぬ。そうでなければ日本は勝者と敗者だけが住む国になってしまう。今はまさにそのような道を歩いている。僕はそんな国は嫌だと思う。勝者と敗者だけがいる国よりも皆がチョボチョボの国の方がいい。だから、安心できる社会保障制度を望む。良い友達や良い家族を持った人だけが救われるような地縁や血縁に頼るのではない社会保障制度を望む。賢くて目端が利いて度胸があって要領がいい、そんな人間だけが生き残れるような社会ではなくて、頭が悪くても先の事が見通せなくても臆病でも要領が悪くても安心して生きていけるような制度を望む。そのような制度があっても地縁や血縁によって救われる人をさまたげることはない。要領がいい人が生きていくことをさまたげるわけではない。ある人がそれでやっていきたければそれでやっていけばいいのだ。けれど、そのような制度がなければ地縁や血縁に恵まれなかったり才能に恵まれなかった人を待つのは憤りつつ自ら死ぬか諦めて死を待つかのどちらかだけだ。

ホームレスにならなければならない人が少なくなればいいと思う。自殺しなければならぬ人が少なくなればいいと思う。コンビニやサラ金を襲わなければならない人が少なくなればいいと思う。そして、ホームレスになる自由というような自由は認めたくない。自殺する自由というような自由は認めたくない。コンビニやサラ金を襲う自由も認めたくない。六五歳まで働いたら、後は安心して生かしてもらえる社会がいい。40kなんて年金をばくちで稼ぐようなのは嫌だ。

だから僕は、互助の制度化、人はひとりでは生きていけないということの制度化としての社会保障制度の整備を望む。だが、日本の多くの人はそのような税金のかかるような制度よりも競争によって勝ち負けが生まれる社会の方が好みようだ。きっと「自分は勝ち組になれる」と思っている自信家が多いのだろう。でも競争を望んでいるわりには将来に希望を持っているようにも見えない。どちらかといえば、明日に希望が見えないから今を刹那的に生きているように思える。そんな今の日本は、僕には滅びの坂を下り始めているよう

に思えてしかたがない。こういうふうには日本を見るのを「投映」というのだな、と、昔心理学の授業で習った言葉を思い出して自省する。坂を降りているのは僕自身か。

註

- *1 『還珠格格』は1999年に中国で放送され視聴率六〇%を獲得したという超人気ドラマ。清朝乾隆帝を舞台にしたさわやかな青春ドラマ。
- *2 『天龍八部』は金庸の代表作のひとつだが、僕が知っているのは小説ではなくTBVで放送されたテレビドラマの方。

文献

- 『福祉国家の闘い：スウェーデンからの教訓』（武田龍夫著、中央公論社中公新書、2001）
- 『「中国人」という生き方：ことばにみる日中文化比較』（田島英一、集英社集英社新書、2001）
- セーフティネットという考え方は『「福祉政府」への提言：社会保障の新体系を構想する』（神野直彦・金子勝編、岩波書店、1999）から学んだ。

「映画と本」で考える

沈みゆく国のかすかな希望 ～『二兎を得る経済学』を読んで～

森 樹

最近読んだ魅力的な本についての感想を述べることで、その本について紹介しつつ同じようにこの本に魅力を感じている人との出会いを期待しつつ、この文章を書く。

『二兎を得る経済学：景気回復と財政再建』(神野直彦、講談社、2001)は、一九九〇年代から世紀を越えた現在に至る大不況化において景気回復と財政再建の両者を果たした数少ない国であるスウェーデンの方法に学びながら、日本において如何にすれば景気回復と財政再建の「二兎」をともなうに果たすことができるかについて考察した本だ。

僕のこの文章が本の著者である神野氏の意図を曲げて伝えてしまうことを恐れるので先に断っておくが、著者の神野氏はスウェーデンの真似をしるとかスウェーデンにただ倣えと主張しているのではない。二〇世紀から二一世紀への転換期に起きた社会構造・経済構造の変化に見事に対応した先達のひとつとしてのスウェーデン、そして失敗した代表であるアメリカのやり方から学びつつ、日本が取ることのできる、そしてとるべきである方向・方法を考えようと、彼は主張している。

神野氏自身も書いているように、スウェーデンの話をするで「スウェーデンは人口が九〇〇万人足らずだからそういうこともできるのさ」と言う人がいる。しかしこの本は、人口九〇〇万人のスウェーデンが取った方法をそのまま真似をしっているのではない。成功例そして、失敗例から学びつつ自分達の取れる道・取るべき道を考えようと提起しているだけである。その点誤解のないように願いたい。

さて、とは言っても何はともあれ、僕のようなスウェーデンびいきの人間にとっては、こういう本は読んでいて楽しいしこういう本が出版されることはとても嬉しい。

確かにスウェーデンを「理想の国」に仕立てて礼賛し奉るだけのような文章を見かけることはある。反対に、何かしらスウェーデンの好ましからざる部分を見つけては鬼の首を取ったようにこきおろすような人もいる。

どんな国でも地域でも、その国自身が後に考えても失敗だということはあつし、その国自身が思わなくても他の文化や歴史を背景とした地域からみれば納得の出来ないというような歴史や現在はあつる。

結局のところ、礼賛して欠点を見ようとする人も、あら探しをしてこき降ろすことに血眼な人も、どちらも共通するのはどこかに「理想の国」があつると思つていたり、「理想の国」が実現できると思つていたりする、という点だろう。

スウェーデンが理想の国だと思つる人はスウェーデンが理想の国だと思つるからその国が欠点を持っていることを認められないし、スウェーデンの持つ欠点と看做される点をあげつらつてスウェーデン全体を否定しようとする人は、一点の曇りでもあればその国は全てダメなんだと言つてしまうという点で、一点の曇りもない理想の国家が存在すると信じているか待望しているからだ。

そうでなければ、単に「日本最高！」「現状最高！」と思つているから、日本の現状よりもよく見える国が認められないのかもしれない。あるいは嫉妬心か。

この本の著者の神野さんは財政を専門とする学者だ。だからこの本の内容は財政に関することが中心に

なっている。

日本を含む世界の全ての国・地域が現在直面している大転換期を乗り越え現在を未来に繋いでいくためには、経済構造の変化・社会構造の変化によって機能しなくなった従来からの「社会的セーフティネット」と「社会的インフラストラクチャのネット」のふたつのネットを新しい状態に対応するものに張り変えなければならない。

それを行うのは「財政」の役割である。

「財政」は現在直面している経済危機と社会危機を乗り越え、経済システムと社会システムを機能させるという役割を担っている。そして日本の場合それは、日本が「債務管理型国家」になること、そして債務を管理しながら政府体系を「中央政府」・「地方政府」・「社会保障基金」という三つの政府体系に再編することで実現できる、というのが大雑把に言ったこの本での提案である。

日本の債務は現実には現状では返済は不可能である。現状では、どのような経済対策・景気対策を行ってもそこで生まれたお金は全て返済に回すしかない。が、回しても回してもまだまだ借金は残り続ける。これではいつまでたっても次世代に向けての「社会的セーフティネット」の張り変えも「社会的インフラストラクチャ」の整備も出来ない。それが出来なければ結局はこれからの景気の回復も望めない、となれば借金は返済できず借金に借金を重ねる悪循環を続けながら坂を転がり落ちていくしかない。とどのつまりは“日本沈没”である。

だからこの際、現在の債務を一端債務のみの会計として他の会計から独立して管理し---つまりは「凍結」して棚上げし返済を猶予し---その間に政府体系の再編をしてセーフティネットとインフラストラクチャの整備を進める。その際のセーフティネットとインフラストラクチャの整備は、現状の穴を塞いだり現状にツギハギしたりするようなものではなく、いわば次の一〇〇年を見通した新しい社会に適合するものとして設計する。それらがうまく機能しはじめれば新しい状況に対応した形で景気の回復が望めるし、それ以前にも、新しいセーフティネットとインフラストラクチャ

アの整備作業自体が当面の景気回復に寄与する。こうした変革を継続しつつ、条件の有利な際に債務は減少させていく。つまりセーフティネットとインフラストラクチャの整備を行う事で景気回復と財政再建の“二兎”を追う起死回生のアイデアである。

では、その新しい「社会的セーフティネット」「社会的インフラストラクチャ」とはどのようなものか、どうすればその張り替えが可能になるのか。

それを考えるためのヒントとしては、既にそれに成功したスウェーデンやそれに失敗したアメリカの例が参考になる(ちなみに今の日本は失敗例のアメリカの例に見習おうとしている。要するに歴史に学んでいないのだ)というのがこの本の内容である。

スウェーデンやアメリカを参考にしながら編み出された具体的な内容はこの本自体に書かれているのではありません。是非読んで頂きたい。

僕は財政の専門家ではないので、神野氏のアイデアを注釈することも評価することも出来ないが、一言言えるのは、彼の話はとても納得できるということである。いっそ彼の言うような政府を実現するために北海道でも佐渡でも沖縄でもいいのだが、あたりで独立国家を作ってしまうとか、あるいは新しい社会構造という点では「土地」が必ずしも必要ではないという点で、他の国の国土に住みつつ土地に束縛されない別の国家の国民として存在する(まるで『沈黙の艦隊』のように・・・)というような意味での仮想国家を作ってしまいたい、と思うくらいだ。

が、そのような夢想はともかく、この本には財政面以外の部分で刺激されたり触発されたりしたところも多いので、その中から二点感想として以下に記しておきたいと思う。

インフラストラクチャとしての人間自身

一九世紀から二〇世紀にかけては重化学工業が産業構造の中心を担うものだった。したがって、そのような社会におけるインフラストラクチャは、運輸・交通・エネルギー等に関するものだった。

しかし二〇世紀から二一世紀にかけて産業構造の中

心を担うのは重化学工業ではない。したがって、運輸・交通・エネルギー等に関するものを公共事業などで整備しても無駄である。

望むと望まざるとに関わらず二〇世紀から二一世紀において産業の中心となるのは情報・知識産業・情報集約産業であり、そのような産業の基盤となるのは人間そのものの知識・能力である。加えてこれらの産業は、「他者が高まると自分も高まる」・「他者が失敗すれば自分も失敗し他者が成功すれば自分も成功する」という「協力原理」を組織原理とする産業である。というのは、知識とはオープンな集合財だからである。

したがってそのような時代に向けての社会的インフラストラクチャの整備とは、選別的ではなくすなわち今の日本のように「出来る」子供だけを飛び級でピックアップしていくようなものではない)万人に対する教育・学習の整備であり、その前提としての快適な生活の確保である。

というような流れで、学ぶことの重要性が主張されるのだが、僕は著者の主旨とは若干違った意味で、けれどもこのような内容の文章を読む事であらためて気づかされたことがある。それは、やはり「情報社会」において重要なのは人間自身だということである。

いまだに大学でも「メディアリテラシー」とか「情報機器の操作」とかの名称でコンピュータやソフトウェアの操作についての授業が行われたり、「ホームページの作り方」や「上手なプレゼンテーション技術」のような授業が行われていたりする。

しかしそうした場面に参加していて気づくのは、そこでは人間自身・自分自身のことが欠落しているということだ。

たとえば「ホームページの作り方」の授業がある。

実際にはさすがに「ホームページの作り方」とは銘打たないが、「情報発信技術の演習」といった名称でコンピュータネットワークを利用した情報発信・取得についての技術を学習する。

そのこと自体は、まったく無駄とか無意味とかは言えないのはまちがいない。その技術を使ってクライエ

ントのデータを発信可能な状態に変換してネットワーク上に公開することで利益を得るような業務を行っている卒業生はたくさんいる。だから、大げさにいえば「産業界」からのニーズもあるし、当座の飯の種にもなる。

もちろん、それが飯の種になるのは人間の労働を時間に還元することで利益を上げよう・あるいは損失を防ごうとしているからであって、飯の種を生み出すと同時に自分達を含めた人間の暮らしの首を絞めているのではある。

というのは、例えば、ホームページを作ることは「技術」なので学べば誰でも出来る。しかし、学ぶのには時間がかかる。その時間を新たに割くのは望ましいことではない。また、既にその技術を持った人間を雇用することもできるが、雇用は「技術」だけの買い上げではなく、労働者の生活に対する責任も発生する。要するに雇用者側の負担が増加する。だから、技術だけを買って、それ以外の「後腐れ」が生まれないように外注したり派遣で対応したりするということだからだ。そこでは、誰でも出来る技術を出るだけ安くかつ早く提供してくれるところが求められているだけである。

神野氏の言う次の時代の産業は情報関連産業と言ってもこのようなものではなく、協力原理が結果的に生産性を上げることになるような産業なのだが、ここではそれ以上この点には触れずさきほどの授業の話にもどる。

誰もが学べば身につけることが出来る情報発信の「技術」を、学びの場・時間である大学で学ぶこと自体はあえて問題にするほど問題なことではない。

が、実際にそのような授業の場にいると感じられるのは、確かに発信技術は身につけることが出来る、しかし、そこで学んでいる学生に発信すべき内容がない、ということだ。

ある程度の「技術」的習得を終えた後「それでは、なんでもいいですからページを作成して提出してください」という課題が出ると、「なんでもいい」が「なんにも出来ない」になってしまうということだ。「これこれについての」と指定をすればそこそこのものを作り上げ

る。しかし、「何についての」を考えるとということが難しいのだ。クライアントのニーズに答えることはできるが自分自身が自分自身のクライアントになることが出来ない。

実際には出来ないわけではない。あくまでも「なんでもいいから」で押し通されれば、皆それなりに自分を振り返りつつ何かしら作り上げてくる(しかし、その多くが「自己紹介」だったりするのだが・・・)

数少ない個人的な経験から例を挙げると、中国からのある留学生は、「隣国中国について日本人があまりに知らないことが多いことに日本に来て気づいた。中国人には日本に強く関心を持っている者が沢山居るのである。だから、日本の人々に中国についてより知ってもらうために紹介のためのページを作る」というようなコンセプトを明確に打ち出したページを作成していた。このときの提出されたページの中で明確なコンセプトを打ち出して制作されていたのは彼女の作品だけだった。

有り体にいえば、「情報化社会」を本気で考えるならば、まず人々の中に「発信すべき」情報があることが重要だろう、ということだ。情報発信の技術は学んだが、発信すべき何事も内にはないというのが現状ではないか、と感じさせられる。技術よりも中身、操作方法よりも人間自身を豊かにすること、そういう意味で、人間の時代だと考えさせられた。

そうなると、大学は情報技術よりも情報技術によって発信する・交換する・共有する知識・思想を人々の中に培うこそことが重要なのだということになるだろう。「人間教育」・「全人教育」といった「旧態然」とした言葉が新たな意味を持つ時代になるのではないだろうか。

自らが学ぶために人を育てる

こんな文章もある。

スウェーデンでは子供たちに環境教育をし、子供が大人に環境教育をしている。

なるほど、と思う。

僕が「教育」と考えると、「まず自分達が学ばなければ」と考えてしまう。けれどもまったく新しい考え方を学ぶ時には、既に古い考え方に慣れてしまっている多くの「大人」達を教育することを考えるよりも、「大人」達を教育するためにその「大人」達を教育してくれる「子供」達をまず養成するという方法もあるのだ。

まず、数少ない新しい考え方に馴染んでいる大人によって多くの子供達に新しい考え方を学ばせる、そして新しい考え方を学んだ多くの子供達によって大多数の大人達が学ぶ、自分達が学ぶためにまず子供に学ばせる、その結果、最終的には現在の世代も将来の世代も同じ考え方を学ぶことが出来る。

「負うた子に教えられ」という言葉があるが、自分が教えられる側になることを自ら望んで「負うた子」を育てるという柔軟でしかし合理的な考え方に魅力を感じる。

翻って思うのは、例えば今の大学は、上の世代にむけて異義を唱え強く主張するだけの思想や理念を学生の内に培っているだろうかということだ。現実に向かい、自ら考え、仲間と意見を交換し、自らが正しいと判断する、自らの自信をもった判断・意見を各々が持つようになるような環境を提供して来ているだろうかということである。

これもまた有り体に言えば、我々は我々を越えていくものとして次の世代を育てているか、ということである。我々がやっていることは、どうしようもない自分達の姿を見せつけつつ横暴を振るうことによって、次の世代に諦めを植え付け投げやりな気持ちを育て刹那的な快樂に身を委ねるよう誘うことだけなのではないだろうか。

それどころか我々ももしかしたら、次の世代が自分達を乗り越えていくことをねたんですらいるのかもしれない。なぜなら、「自分の頃には、こんなもんじゃなかった」というようなことを平気で我々は口にするからだ。そう口にして、次の世代が自分達とは違う方法で違う道を行くことを邪魔しようとする。それでも次の世代が従おうとしない」と「じゃあ、勝手にしろ、後で泣いてもしらないからな」等と脅す。新しい事態

に向けて自分達のやり方で立ち向かおうとする若者に向けて、それを妨げるのではなく、その助力となるように自分が経験から学んだことを伝えておこうなどはしない。

「自ら考える力を育てる」という言説がある。日本の政府がそれを言う時には、「状況の変化が早すぎて国の政策ではもう対応できないから国民一人ひとりが自助努力で対応するように」、つまりは「何があってもお前自身の責任だよ」と言っているわけである。だから信用できない。

だが、例えば大学で、あるいは全ての教育現場で育てるべきこともまた、「自分で考えること」だと言える。同じ言葉なのだが、その言葉が意味しようとしていることは違う。求めるべき「自分で考える」と拒否すべき「自分で考える」を峻別しなければ、我々は何も考えなくなってしまうかもしれない。大切にすべき「自分で考える」があることは事実なのだ。そんなことも思わされた。

ところで、スウェーデンは禁酒の国だそうだ。酒よりも読書なのだという。僕は、呑みながら読書がいい。そういう点では僕はスウェーデンの真似では残念ながら暮らせない。盃をあおりつつ歌を吟じ議論を交わす。過ごさず溺れず楽しむ。そんなのがいいと思う。スウェーデンに学びつつ日本オリジナルを探る。そんなかすかな希望、いや儚い夢でせめて今日一晩を繋ぐ。今宵一夜の夢、そんな本である。

(神野直彦 2001 『二兎を得る経済学：景気回復と財政再建』 講談社)

“この場所”から

現代の魔女狩り？ 児童相談所、児童虐待……

山野 良一(神奈川県立小田原児童相談所)

児童虐待の事件が、連日のようにマスコミで取り上げられている。

こうした事件が続けば続くほど、ターゲットにされるのは、事件の加害者になった保護者と、そうした事件を防げなかった児童相談所だ。週刊誌では、「鬼父母」という言葉が並び、児童相談所に対しては、「もっときちんとした対応ができたはずなのに」となる。ある人が使った言葉だが、現代の「魔女狩り」の対象に、児童相談所と虐待をしてしまう保護者はなってしまったとさえ言えるのかもしれない。

社会福祉の現代的な潮流は、対象者の自己決定や自己選択を尊重する姿勢と、地方や地域への分権的な考え方だが、そうしたものを大事に活動している人でも、殊、この児童虐待の問題になると、踵を返したように、これまで以上に、より強権的、管理的に対象者(実は、保護者だけでなく、子どもたちも)を監督し保護することを行政機関に求めようとする傾向にないだろうか。

社会臨床学会の会員の方たちはどう考えます？

確かに、児童相談所はここ数年、「児童虐待」をキーワードにして、急激に変化しつつあると言える。

特にそれは、平成9年6月の厚生省(当時)通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」あたりが、大きな変化の指標の時期になったと考えられる。

この通知のなかでは、「保護者等からの分離が必要な場合については、適切に児童を一時保護あるいは施設入所等させ」とし、かつ、「これまで必ずしもその適切な運用が図られてこなかったきらいがある。」として、「毅然とした対応を採ること」を児童相談所に求めている。

この通知に添う形で、児童相談所内部でも変化が見られるようになってきた。それまで児童相談所が表面的にかもしれないが標榜してきたソーシャル・ワーク的、ケースワーク的なアプローチ方法と、ある意味全く矛盾する、行政機関としての権限を行使することによる強権的な介入方法を取り入れることを求められている。

僕ら児童福祉士(士ではありません)は、このふたつの方法の間にはさまれて、それこそ痩せるような思いをして日々ストレスの真っ只中にいるというわけだ。

しかも、児童相談所は「虐待相談所」ではない。障害の相談や登校拒否の相談も受けていて、クリニック的な機能も持ち合わせている。そんななかで、児童虐待にだけ特別な対応方法を求められているという矛盾がある。

それにしても、児童相談所に寄せられる児童虐待の通報は急激に増えている。

特に、昨年の児童虐待防止法の成立後、倍増に近い増加数が、全国どの児童相談所にも寄せられていると言って良いほどではないだろうか。

僕の児童相談所でも同様の傾向なのだが、急激に増えている虐待の個々の内容を見ていると、最近ある傾向に気づくようになってきた。

ひとつには、学校や保育園、幼稚園、そして家族の親族などから寄せられる通報に見られはじめた傾向だが、学校の先生たちは「通報をしましたので、後はよろしくお願いします。学校は、家庭のプライバシーに入ることはできません。」と言い切り、親族は「私たちがあれこれ言うと、波風が立ってしまう。」と言う。

ほんの少し前なら、学校の先生たちや親族がその家族と向き合って話し合い、子どもたちに対する養育に

ついて、時に叱ったり、時にカバーすることで、家族全体をサポートしてきたように思う。

異質なものを社会全体が抱えきれなくなってきたように思う。そうした時に「専門家」としての児童相談所が利用されるようになってきている。児童虐待防止法が、通報を促すことでその傾向をより増幅しているとも言える。

もうひとつは、児童虐待や通報がもうごくごく当たり前のものになってきたということだ。

少し前までは、重大な結果をもたらすケースは、生活面でもかなり乱れた長い時間を経過している事例が多かったが、今は、どこかでほんの少し親子関係の歯車が狂っただけで、急激に深刻な問題が起きる事例が見られるようになってきた。ごくごく当たり前の家庭でも、深刻な児童虐待が起きる可能性がある。児童虐待が一般化しているのかもしれない。

虐待通報もごくごく一般化してきている。

もしかしたら、これを読んでいる皆さんの家庭や友人、親族の家が、虐待通報の対象になっているかもしれない。そのうち、児童相談所の職員が突然家庭訪問にお邪魔するかもしれない。

虐待通報が、ごくごく日常化しているアメリカならともかく、日本に住む僕らは、今の時点でそうした通報の一般化をどう受け止めたら良いのだろうか。

児童虐待は、今後も一般化していくだろう。全く特別なものではない。もし、そうだとしたら、児童虐待の問題だけを特別視してしまうことはどうなのだろうか。

振り返ってみれば、児童虐待が、僕らの働き方や子育ての風土、経済情勢など社会そのもののあり方と深い関連性があることは自明のことだ。

毎日、夜遅くまで働かざるをえないお父さんが余裕を持って帰れるようになったら……、何ヶ月も待機せずごくごく簡単に保育所を使えるようになったら……、地域の人たちがごくごく当たり前に近隣の子育ての手伝いができるようになったら……、そうしたことに目を向けず、児童相談所という専門機関に、強権的な権限を預けることで、問題を解決することが、本当に子どもたちのためになるのだろうか。

僕は、最近よく分からなくなっています。

最後に、僕ら児童福祉司が一番困っているのは、実は子どもたちの保護先の問題なのです。老人福祉や障害福祉と比べ、政治的な票に結びつかないという理由で、一番に環境的に恵まれない生活環境にあるのが、児童養護施設の状態です。職員数も、ほとんど戦後の孤児対策の頃の状況と変わりません。

たとえ、無事生命は助けられたとしても、その後待っているのは、ある意味、「ネグレクト」的な生活環境です。

こんななかで、子どもたちを僕らの社会は救えるのでしょうか。

生命だけ、保護できればそれで良いのでしょうか。

前号9巻1号の瀬川さんとのインタビューをもとにした戸恒さんの文章「児童相談所から見えてきたこと」に刺激されて少し書いてみました。

言葉足らずのところもありますがあしからず。

「魔女狩り」という言葉は、団士郎さんという方が最初に、現在の児童虐待の状況に対して使われた言葉です。

(平成13年8月記)

『社会臨床雑誌』八巻二号掲載の「出版記念シンポジウム『カウンセリング・幻想と現実』を読む」報告における野田正彰氏の発題部分に存する引用に対する引用部分著者からの誤引用発生の指摘

林 延哉

『社会臨床雑誌』八巻二号に掲載された第八回総会「出版記念シンポジウム『カウンセリング・幻想と現実』を読む」報告の中の野田正彰さんの発題部分で、僕(林)の名前を挙げて『カウンセリング・幻想と現実』からの引用を行っている部分があります。

ここで野田さんは、その引用部分が僕の意見であるかのように引用しているのですが、これは正確ではありません。明らかに僕の文章を読み誤っているので、これについて一言触れておきたいと思いこの文章を書きました。

実は、八巻二号の編集集中に当該部分が報告に掲載されることを知って、すぐに僕はその誤読を指摘する文章を同じ八巻二号に掲載させてもらおうと編集委員会をお願いしたのですが断られました。八巻三号になら掲載すると言われ、一度はそうしてもらおうと思ったのですが、その後の八巻三号の編集の時期には「シンポジウムの報告は報告で、野田さんの発言はそのような発言だったのだから、それがそのように掲載されているのはしかたないか・・・」と思い直して、誤読の指摘についての文章の掲載はお願いしませんでした。

しかし、九巻一号に掲載されているある論文の中で、僕自身が書いた原典にあたることなくシンポジウム報告の中の野田さんの発言を根拠に僕の考えについて野田さん同様の誤りを犯している部分があるのを見つけて、やっぱり書いておかないとだめかなと思って、いささか遅れたのですがこの文章を社臨誌に掲載してもらうことになりました。

で、肝心のその部分というのは『社会臨床雑誌』八巻二号二九頁左で、以下のようになっています。

...例えば上巻の林さんの文章に「我々は現代の社会を否定しており、だから...」と非常に大上段に振りかぶっている所があります。当たり前のことですが、「現代の社会を否定する」というのは簡単なことではありません。ステレオタイプな合意として使われてしまうと、現代の社会を分析していくということが大ざっぱになってしまいます。もう少し何が起きているのかを実証的にみていく必要があります。...

これではまるで、僕が「我々は現代の社会を否定しており、だから...」云々と言っているように読めてしまいます。

ですが、当該の文章は、原本である『カウンセリング・幻想と現実』上巻七六頁では、『学校カウンセリングと心理テストを問う』(日本社会臨床学会編、1995、影書房)において佐々木賢さんが全体のまとめとして書いた最終章「我々の立場と主張」の中で挙げている三点を引用し、それをやや意図あって若干デフォルメしつつ要約した部分に現れてくる文言です。つまり、佐々木賢さんの意見を僕なりに要約したものです。

ただし、同じ場所で僕は、佐々木さんは日本社会臨床学会の運営委員であり、『学校カウンセリングと心理テストを問う』でも単に一執筆者の立場としてではなく、編集者の立場からも全体のまとめとして当該章を書いている、そして僕も同じく日本社会臨床学会の運営委員である点から(ちなみに当該の本では僕は文章は書いていません)佐々木さんが言う「我々」には僕自身も含まれている、とも書いています。ですが、それに続いて僕がその箇所で書いているのは「我々の立

場と主張」に対する批判です。具体的には「我々の主張」に該当する「当たり前の人間関係」というキーワードが、その実、内容はあいまいで具体性を持っていないこと、単に「今僕たちの目の前に起きつつある、しばしば目にするような関係ではない関係」と言っているだけであってなんら具体的な内実を伴っていないこと、つまりはなんらのオルタナティブも提起していないことに対する(自己批判も込めての)批判です。現状の社会を批判する際に「我々」がしばしば使う「当たり前の関係」という言葉がステレオタイプな合意として働いてしまっていることを指摘したくて書いたところなのです(註1)。野田さんの引用では、あたかも僕が「現代の社会を否定する」主張をしているかのように読み取れてしまいます。すると原典の中で僕が書きたかったこととまるっきり反対の事を僕が主張していることになってしまいます。これは困ります。というわけで、シンポジウムの報告の中での野田さんの発言にある僕の文章に関する引用は、執筆者本人から言わせれば誤読・誤解に基づくものであることをここに指摘しておきます。

註1：ついでなので書いておきますが、「今僕たちの目の前に起きつつある、しばしば目にするような関係ではない関係」ということを言うこと事態が問題なのではなく、それが想像力を喚起する力を失いステレオタイプな決め文句となってしまうことが問題なのだとは今ならば書くかな、なんても思います。オルタナティブが直接提起されていることは重要ですが、読者をして各自の行動においてオルタナティブな行動を喚起する力があるのであれば、たとえ直接オルタナティブな行動が提起されていなくても、その言葉は有用だとも考えられるからです。しかし、ステレオタイプな決め文句になっていて、その上にそれが、その言葉を決め文句として承認している集団が共有している規範・価値判断を問い返し問い質すような意見を言葉にすることに対する圧力として機能するようなことになれば、それは望ましいことではないと思われま

編集後記

第V期の編集委員長になった三輪です。今期は、副委員長長の竹村さんと僕でさしあたり切り盛りしていくことになったのですが、2人ともいささか心もたなく感じて、運営委員の何人かの方々に編集協力をお願いしました。

早速、発行が遅れました。申し訳ありません。これまで林さんと平井さんがゲラ作成を中心とする雑誌作成に携わって来ていたのですが、今回の雑誌は僕がその任を受けたことが遅れの原因です。コンピュータにあまり慣れておらず、腰を上げるのも極端に遅い性質で、さらにこの半年以上、不眠がちで体が思うように動かず、といった具合で、業を煮やした(?)林さんにお尻を押された感じで、手取り足取り夜遅くまで付き合ってもらったりして、やっと発送にこぎつけました。

自分の限界を悟って、すぐさま応援を要請すればいいのですが、ゲラ作りなどの雑誌作成の実務をやれる人が増えた方が良さだろうという考えに、実行と実力が伴わないまま気分的に固執してしまいました。結局、原稿締め切りを公言して執筆をせかした執筆者の方々、投稿して下さったの方々、そして読者のみなさんに迷惑をかけることになってしまいました。初めからこんな調子で先が思いやられるのですが、ぐちぐちと言いつつ認めています。(編集委員 三輪)

二〇〇一年一月七日の朝日新聞の「青鉛筆」に、「中国の人気女優、趙薇」が旭日旗をデザインに使った服を着た写真が中国の『時装』という雑誌に掲載され、そのことが「日本の軍国主義復活をあおっている」と批判されているという出来事を取り上げていた。「父は抗日戦争で被害にあっており、国家の恨みは切実に認識しています」という趙薇の「反省」の言葉も紹介している(趙薇は「祖父」と言ったのだが何故か「青鉛筆」で「父」となっている)

趙薇は、自分は表現のひとつとしてそのデザインを着たのだし、そこに描かれているテーマは平和・幸福なのだと弁明している。

趙薇が着たのはいわゆる旭日旗のように見えるデザインで、確かに日本で武力保持がまだ正当とされていた頃に使われていた旗に似ている。だが今の日本人がそれを着ても日本人の中では多分まったく問題にもならないし、それを着ている少年・少女が軍国主義を称揚しようとしているなどは誰も言わないだろう。それは愚かな無自覚なのだろうが、少なくとも今の日本人にとって旭日旗はその程度の思い入れしかない。その一方で中国ではこの旗の持つ意味は日本人のそれとはまったく違うものなのだ。旭日旗はかつてアジアを席卷した帝国主義武力の象徴だ。

ところで僕達はいつまで星条旗に憧れ続けるのだろうか。現首相は国民に痛みを分かち合え等といいながら、アメリカにシッポを振る。服を送られてやにさがり、戦争するぞと言われれば押し取り刀で馳せ参じる。そんな姿を見ると、何故僕達には大統領選挙の投票権がないのだろうかと本気で考えたくてしまう。

最近、天皇が自分の祖先は百濟出身だという発言をして韓国で比較的好意的にその発言が報道されたという記事を読んだ。例えそれがワールドカップがらみのリップサービスであっても、いやリップサービスだからこそ、その程度の発言をしてもらいたいものだと思う。それをした天皇はえらいと思う。望むか否定するかに関わらず現行憲法では天皇は僕達日本人の象徴ということになっている。象徴が自分の先祖は朝鮮半島の人と言っているのだから、僕達も自分達の先祖が中国や朝鮮半島の人々にどれほど多くのことを学んできたのか、教えられてきたのかを思い出してもいいと思う。謙虚にアジアの一員として自らの成すべきことをなし、成すべきでないことをしない、そんな当たり前の日本・日本人になりたいと思う。(林)

社会臨床雑誌 第9巻第2号

発行年月日

2002年2月24日

発行者

日本社会臨床学会(代表 中島浩篤)

事務局 茨城県水戸市文京2-1-1茨城大学教育学部情報教育講座林研究室

電子メール rasen@ipc.ibaraki.ac.jp

WWW <http://www.infocul.edu.ibaraki.ac.jp/~sharin/>

電話/FAX TEL/090-3143-5988 FAX/029-228-8314

郵便振替 00170-9-707357

印刷所

有限会社ケイエム・プリント

東京都文京区白山3-3-13

電話：03-3813-7921

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

The Japan Shakai Rinsho Association

Editorial and Publication Office :

c/o N. Hayashi, Department of Info-Education, Faculty of Education, Ibaraki University,
2-1-1, Bunkyo, Mito-shi, Ibaraki-Ken, 310, JAPAN

CONTENTS

Prologue _____ The Editorial Committee, The Association ____ (1)

The Reports of the 9th Convention of the Association:

The Activities and Accounts of the Association (2000.4-2001.3) _____ (2)

Commemorative Lecture Recovery of Indigenous Land _____ Hanasaki, K. ____ (9)

Symposium I. Re-examining "Live Together" _____ (19)

Symposium II. Where Is School Education Going? _____ (43)

Disappearance of Psychological Self _____ Harada, M. ____ (60)

Opposing the Legislation of "Illegal persons with Mental Illness" _____ Nagano, E. ____ (69)

Denial of Policies for Psychiatric Treatment _____ Nagano, E. ____ (72)

Examining the Degree of Appropriateness for Quotation from "Counseling: Its Illusion and Reality by Noda, M. _____ hayashi, n. ____ (84)

Film & Book Reviews

mori, i.(74)

mori, i.(77)

"Where We're At"

Yamano, R.(82)

The Editors' Comment _____ (86)

Information of the 10th Convention of the Association _____ (0)

The Japanese term *Shakai Rinsho* literally means clinical work on society. However, the meaning is still vaguely defined by our association and we refrain from giving it a precise English equivalent at this time.